

〈第二章〉

ロシア革命における
民族問題

— 第三分冊 —

南 雲



第四節 中期レーニンの民族問題論 その二	279
〈1〉 帝国主義認識の深化と民族問題論の発展	279
〈2〉 テーゼ「社会主義革命と民族自決権」	290
〈3〉 ロシア社会民主主義者の党派的分岐	298
〈4〉 レーニンによるローザ批判	305
〈5〉 レーニンによるポーランド社会民主主義者の批判	309
〈6〉 ボリシェビキ内の帝国主義的経済主義に対する批判	324
〈7〉 小括	333
〈補論〉 「民族」という日本語の歴史	343
〈8〉 1917年4月党協議会	349
〈9〉 党綱領改定作業と1919年綱領	365
〈10〉 ソヴェト政府による二つの宣言と憲法	380
★★ 以上 第三分冊 ★★	
第五節 後期レーニンの民族問題論	392
〈1〉 ウィルソン「14カ条」とコミンテルン	395
〈2〉 東方諸民族共産主義組織の全ロシア大会	413
〈3〉 レーニンとロイの出会い	433
〈4〉 コミンテルン第2回大会	440
〈5〉 「テーゼ」と「補足テーゼ」	447
〈6〉 レーニン・ロイ論争の総括	462
★★ 以上 第四分冊 ★★	
第六節 その後のコミンテルン	471
〈1〉 東方諸民族大会（スエースト・ナロードフ・ヴォストーカ）	471
〈2〉 コミンテルン第3回大会	484
〈3〉 第1回極東大会	492
〈4〉 東アジア各国共産党の動向	512
〈5〉 コミンテルン第4回大会	542

1) 準備過程	542
2) 大会でのマラカ発言	546
3) 東洋問題についての討議	549
4) 「東洋問題についての一般諸テーゼ」	560
5) 「東洋テーゼ」の評価	566
6) その他の決議	571

★★ 以上 第五分冊 ★★

第七節 第1次国共合作の成立	578
〈1〉 考察の諸前提	578
〈2〉 マーリンらの中国観・国民党観と陳独秀の国民革命論	583
〈3〉 コミンテルンからの指令と中共3全大会	587
〈4〉 難航した合作への道	598
〈5〉 第1次国共合作下の国民革命運動	609
第八節 第1次国共合作の崩壊	638
〈1〉 崩壊過程	638
〈2〉 コミンテルン12月決議	654
〈3〉 質問への回答および諸論文の紹介	663
〈4〉 これまでの叙述への追加	673

★★ 以上 第六分冊 ★★

第九節 武漢政府---第1次国共合作の終焉	700
〈1〉 はじめに	700
〈2〉 3次にわたる上海蜂起	701
〈3〉 国民党3中全会	707
〈4〉 南京事件と4・12クーデター	713
〈補〉 青幫について	724
〈5〉 4月期における中共中央の動向	729
〈6〉 武漢政府の政策転換と中共5全大会	732

〈7〉 4・12クーデター後のモスクワ	756
〈8〉 IKKI第8回プレナム	766
〈9〉 「封建制（の残存物）」について	776
〈10〉 武漢政府の瓦解	790
〈11〉 湖南農民運動（その1） ---当時の農村	806
〈12〉 湖南農民運動（その2） ---「湖南農民運動視察報告」	818
〈13〉 湖南農民運動（その3） ---運動の拡大・先鋭化と到達地平	831
〈14〉 国民革命とアジア民族解放闘争	847

★★ 以上 第七分冊 ★★

第十節 第1次国共合作の簡単な整理	855
〈1〉 国共合作の性格--成果とその食い潰し	855
〈2〉 ヴォイチンスキー来華と中共創設	856
〈3〉 マーリンによる国共合作の提起	860
〈4〉 国共合作の進展とボロジン	864
〈5〉 日和見主義的な対国民党政策--蒋介石への屈服	867
〈6〉 コミンテルン12月決議	873
〈7〉 武漢政府の自壊--国共合作の終焉	875
第十一節 レーニン死後のコミンテルン	880
〈1〉 レーニンの戦後世界認識	880
1) RKP第8回大会	880
2) 「ブハーリン『過渡期経済論』評註」	883
3) コミンテルン第2回大会	886
4) コミンテルン第3回大会	890
5) レーニン最後の世界革命構想	894
〈2〉 1920年代の世界資本主義論	897
〈3〉 コミンテルン第5回大会	898
〈4〉 IKKI第5回プレナムとスターリン演説	903

★★ 以上 第八分冊 ★★

第四節 中期レーニンの民族問題論 その2

何度か繰り返して述べてきたが、本節で扱う時期を「中期」としているのは便宜的なものにすぎず、内容的には、前節までの時期と本節の時期との間に、帝国主義認識を基礎とする最大の区分＝転回・発展がある。なお、あらかじめ次のことを断っておく。民族問題をもっぱら内的契機において把握するレーニンの基礎となった経済理論の一つは、いわゆる市場形成論であるが、この市場形成論とレーニン帝国主義論との関係の問題については、必要最小限の言及にとどめざるをえない。また、レーニン帝国主義論の経済学的諸問題についても同様である。

とりあえず述べておくと、「切取り地」綱領（03年綱領）については、「農奴制的債務奴隷制的搾取に役立っている土地と資本主義的に利用されている土地との区分……はまったく誤っていた」、「ロシア農業における資本主義の発展程度を過大に評価した」（『1905～1907年の第1次ロシア革命における社会民主党の農業綱領』）と、いわゆる「二つの道」論を提唱するに際して総括した。しかし、帝国主義論形成時には、このように明示的な理論的総括はない。

〈1〉帝国主義認識の深化と

民族問題論の発展

周知のように、勃発した世界大戦と、それをきっかけとした第二インターの崩壊（諸党指導者たちの雪崩をうった「祖国防衛」主義への転落）との性格・内容・意味の追究が、レーニンの帝国主義認識へのスタートであっ

た。そして、その帝国主義認識の深化と密接に結びつき、並行してレーニンの民族問題論は発展していく。その過程をまず見ておこう。

周知のように、1914年7月28日（オーストリアの対セルビア宣戦）に始まった戦争は、8月に入ってドイツと露仏英が開戦し、世界戦争へと拡大していった。9月6～8日（西暦）にスイスのベルンで開かれたポリシェビキ・グループの会議は、「ヨーロッパ戦争における革命的社会民主主義派の任務」という決議（テーゼ）を採択した。決議は、戦争の性格を、「ブルジョア的、帝国主義的、王朝的戦争」と規定している。

「レーニンは、ロシア国内でテーゼが承認されたという通知を受けとったあとで、それを書きかえて、ロシア社会民主労働党中央委員会の宣言『戦争とロシア社会民主党』……を書いた」（レーニン全集訳註）。「9月28日（10月11日）以前に執筆」とされるこの中央委員会宣言は、『ソツィアル・デモクラート』紙第33号（11月1日）に発表された。それは次のように述べている。

「先進諸国の資本主義の発展の最新の帝国主義段階における軍備の増大と市場獲得競争の極度の激化、そして、最も遅れた東欧の諸君主国の王朝的利害、これらは、不可避免的にこの戦争へ導かずにはおかなかったし、また実際に導いたのである。他国〔ナーツィヤ〕の土地を奪い、他国を征服し、競争国を没落させ、その富を強奪し、ロシア、ドイツ、イギリスその他の国内の政治的危機から

勤労大衆の注意をそらせ、労働者を分裂させ、民族主義で欺き、プロレタリアートの革命運動を弱めるために労働者の前衛をみな殺しにすること、——これが、今日の戦争のただ一つの現実的な内容であり、意義であり、意味である」。

ここでは、「帝国主義段階」という把握は見られるが、それと民族抑圧との関係は明らかではない。具体的論及はロシアに限られている。「ロシアに抑圧されている諸民族 [英訳版『ナショナルリテイズ』から類推すれば『ナツィオナーリノスチ』] の解放と自決 (決議)、「民主的共和制 (すべての民族 [ナツィヤ] の完全な同権と自決のもとでの)」 (宣言)。¹

「9月から10月に執筆」とされる「小冊子『ヨーロッパ戦争とヨーロッパ社会主義』のプラン」には、次のように書かれている。

「1. 戦争の性格——帝国主義 (基本的なものとしての)。

資本主義発展の最後の段階としての帝国主義。

2. ブルジョア時代の始まりでの民族戦争
その終わりでの帝国主義戦争

対

民族戦争：資本主義発展の土台としての民族的領域を統合し、前資本主義的遺物を除去する。

帝国主義戦争：難破しつつある資本主義という船ではすでにだれもが狭苦しくなっている。他のもの

を押しつけて、資本主義の終末を引き延ばそうとする。

……

4. 現在の戦争における民族戦争 (セルビア) の副次的性格。

5. 民族戦争の伝統のブルジョアジーによる利用——『祖国』、……」。

宣言と同時に掲載されたレーニン論文『社会主義インターの現状と任務』は、日和見主義の思想的基礎の一つとして、「民族 [ナツィオナーリノスチ] または祖国 [オチェーチストヴォ] の歴史的・一時的な限界を忘れること」をあげている。レーニンは次のように述べた。

「この戦争は帝国主義戦争、すなわち、最も発展した資本主義の時代、資本主義の終りの時代の戦争である。労働者階級は、まずもって『自分自身を民族 [ナツィヤ] の枠内で組織し』なければならないと『共産党宣言』は述べているが、この場合、『宣言』は、ブルジョア制度の、従ってまたブルジョア的祖国の必然の形態として、民族 [ナツィオナーリノスチ] と祖国を我々が認める限界と条件を示している。日和見主義者は、この真理を歪曲して、資本主義の発生時代に正しくあてはまることを、資本主義の終りの時代に引きうつしているのである。しかも、この終りの時代については、封建制度ではなく、資本主義を崩壊させるための闘争におけるプロレタリアートの任務について『共産党宣言』は、はっきりと明確に、『労働者は祖国

¹ この引用で、なぜ「自決権」ではなく「自決」なのかは不明。ちなみに、ドイツ語では「自決権」は一つの単語であるが、ロシア語等ではそうではない。なお、宣言では、「現在の帝国主義戦争をグラジダースカヤ・ボイナーに転化せよ」とのスローガンが提出されており、グラジダースカヤ・ボイナー (シヴィル・ウォー) は、全集では「内乱」、文庫では「内戦」と訳されている。ただし、第7パラグラフだけは共に「市民戦争」。また、決議、宣言で提唱された「ヨーロッパ合衆国」については後述 (「合衆国」はUSAのUSにあたる語)。

を持たない』と述べている。……社会主義運動は祖国という古い枠の中では勝利することができない。社会主義運動は、人類の共同生活の新しい、高度の形態を創出するであろう。その時はじめて、今日の民族的障壁が取り除かれたインターナショナルな統一の中で、あらゆる民族〔ナツィオナーリノスチ〕の勤労大衆の正当な欲求と進歩的な志向とが満たされるであろう」。

「民族の枠内で組織」するのは資本主義の発生時代で、資本主義の終りの時代には「祖国を持たない」というのが、レーニンの『共産党宣言』理解である（これには無理がある）。ここで注目すべきは、帝国主義戦争と民族戦争が時期的に分離され、社会主義を民族主義にすりかえるものとして日和見主義者を批判している点である。つまり、大戦初期のレーニンの民族問題認識は、「帝国主義段階」との把握に至りつつも、従前の理論的枠組を出ていない。なお、14年末に発表された『大口シア人の民族的誇りについて』では、資本主義の進歩性の単純な美化を批判し、「資本の全歴史は、暴行と略奪、流血と醜行の歴史だ」と述べている。

1915年に入って、レーニンの帝国主義認識は大きく進んだ。「1915年2月以後に執筆」らしい『よその旗をかかげて』（発表は17年）では、二つの新しい視点が示されている。一つは、歴史的時代区分についてである。以前の区分は、本章263頁右段中頃のようなものであった。それが、この論文では、①1789～1871年、②1871～1914年、③1914年～、とされている。①は以前の「第一の時期」に照応しているが、②③は区分のみならず、内容も変更されている。すなわち、「第二の時代〔②〕は、ブルジョアジ

一の完全な支配と衰退の時代であり、進歩的ブルジョアジーから、反動的な、さらに最も反動的な金融資本への移行の時代である。……第三の時代〔③〕は、ブルジョアジーを、第一の時代の間の封建領主と同じ『地位』においている。これは、帝国主義の時代であり、また帝国主義から生ずる帝国主義的激動の時代である」、「第一の時代には、封建制度から解放されつつある人類の生産力の発展の支柱であった、諸国家のブルジョアの民族的な枠は、いまや第三の時代には、生産力のより以上の発展の障害となった」、と。

もう一つは、いわゆる労働貴族論である。いわく、②の時代には、「労働者階級のごくわずかな少数者が、……植民地からの利得、特権からの利得の残りものを『享有』すること」が、「大資本主義国に共通の現象となった」。

また、1915年2月27日～3月4日（西暦）に開かれたボリシェビキ在外支部会議（ベルン会議）は、レーニン起草の決議を採択したが、その決議には次のようにある。「今日の戦争は、帝国主義的な性格を持っている。この戦争は、資本主義が最高の発展段階に達し、商品の輸出ばかりでなく資本の輸出もすでに最も本質的な意義を持ち、生産のカルテル化と経済生活の国際化とが著しい規模に達し、植民地政策がほとんど地球全体の分割をもたらし、世界資本主義の生産力が増大して民族的・国家的区分という限られた枠をのりこえ、社会主義を実現する客観的諸条件が完全に成熟した、——そういう時代の諸条件からおこったものである」。

ここでは、『帝国主義論』の諸指標にかなり接近している。しかしながら、帝国主義

と民族抑圧との関連は明らかではない。

「1915年初めのレーニンが、帝国主義と植民地との関わり、およびブルジョアジーの反動化ということで、帝国主義と民族抑圧との関連の認識に接近しているが、しかし、同時にこの関連を明確にすることを妨げる論理をもっていた」¹と、大野は言う。つまり、ブルジョアジーの反動化という新しい認識が、民族国家の障害化という認識の前提にある従前の認識と矛盾しており、この従前の認識の中に「妨げる論理」があるとする。この論理については後に考察しよう。

『社会排外主義者の詭弁』（1915年5月1日『ソツィアル・デモクラート』第41号）には、「大国のおのおのが事実上、植民地支配の強化と拡大、小民族の抑圧を目指している」とのくだりがあるが、「これは、帝国主義と民族抑圧との関連づけの、レーニンにおける初出である」（大野節夫「帝国主義と民族抑圧」）という。

15年5月後半～6月前半に執筆された『第二インターの崩壊』では、「優勢な帝国主義諸国民〔ナロード。文庫訳『諸国』はおかしい〕による、地球人口の過半数を占める幾多の民族〔ナーツィヤ〕の抑圧」をとり上げ、「帝国主義の時期は、他のすべての民族を抑圧している特権的な『大』民族の間での世界の分割である」と、帝国主義の規定とされている。ここにおいて、帝国主義と民族抑圧との関連の認識が、ほぼ成立したとあってよい。すなわち、帝国主義こそが民族抑圧を生み出していること、また、帝国主義と民族抑圧の関連は、帝国主義的抑圧民族と被抑圧民族との関連でもあること、が示された。更に言えば、資本主義の発展を単純に進歩的と見

る理論をストルーヴェ主義と批判し、ロシアにおける民族抑圧を「軍事的・封建的帝国主義」によるものと捉え返した。

帝国主義認識の深化と民族問題論の再編成との関連に注目して大野は、「『第二インターの崩壊』において、はじめて帝国主義の経済的本質である、自由競争の否定、対立物である独占（ここでは『独占企業』と表現されている）が認識されている」（同上）と述べている。

ここで大野が言う、「従前の認識」＝「妨げる論理」の問題を考察しておこう。問題の出発点は、生産力の発展にとって民族国家が障害となっているという理解は、民族国家をのりこえる資本主義＝ブルジョアジーの歴史的進歩性という「従前の認識」と、ブルジョアジーの反動化という「新しい認識」とは矛盾する内容を持つということであった。レーニンはこれをいかにして克服したか？

結論を言えば、民族国家をのりこえるものを、生産力一般ではなく、資本すなわち独占資本＝金融資本と捉えることによってである。こうして、民族抑圧との関連を把握することができたのであった（この認識に基づいて、後の帝国主義的経済主義への批判がある）。以下のレーニンの叙述は、そのようなものとして読まなければならない。

「社会の生産力と資本の規模は、個々の民族国家の狭い枠をこえて成長した。ここからして、他民族を奴隷化し、原料産地および資本輸出地としての植民地を略取しようとする諸大国の志向が生まれている」（ツィンメルワルト左派の決議草案）。「帝国主義は、資本が民族国家の枠をのりこえたことを意味し、帝国主義は、新しい歴史的基礎の上で民

¹ 「帝国主義と民族抑圧」 大野節夫 同志社大学経済学論叢第24巻第1.2.3号所収

族抑圧が拡大し、激化することを意味する」（『革命的プロレタリアートと民族自決権』）。

しかしながら、資本主義の発展が民族的融合の傾向を持つことは、完全否定されたわけではない。1916年1～2月に執筆された、テーゼ「社会主義革命と民族自決権」のための覚え書には、次のようにある。「分離の自由は、愚劣な小国家分立と民族的疎隔を克服する唯一の政治的手段であるが、人類にとって幸いなことに、それらは資本主義の発展全体によって制止しがたい力で破壊されつつある」。

【注 生産力が民族国家の枠をのりこえた点に、帝国主義の本質的特徴を見るのは、当時の社会主義者に一般的であった。

「帝国主義の政策が何よりも明らかにしたことは、……古い民族国家が時代遅れとなってしまい、今や生産力の発展にとっての耐えがたい障壁として現われているということである」（トロツキー『戦争とインターナショナル』1914年11月）。

「金融資本の政策のこれらの三つの根源〔販売市場、原料市場、投資地域をめぐる闘争〕は、結局、同一の現象の三つの側面にすぎない。それは生産諸力の発展と生産組織の『ナショナルな』限界とのあいだの矛盾なのである」（ブハーリン『世界経済

と帝国主義』1915年夏に完成。発表は1918年）¹。

コーエンによれば、「1929年に彼〔ブハーリン〕が政治的に失脚し、ほとんどすべての彼の理論的著作が攻撃されるに至るまでは、彼の本はレーニンと同様、帝国主義に関するボリシェビキの古典的叙述として、ソヴェト・ロシアで高い位置を与えられていた」、「つまり、どちらも党の教育機関で必読文献となっていたのである」²。みずから序文を書いた（発表は1927年）ことからわかるように、レーニンはブハーリンの草稿に触発されたはずである。『帝国主義ノート』の「全集版ではブハーリンのテーゼに言及したところだけ削除されている」（同上）らしい。なお、ブハーリンは、先出のベルン会議において、「レーニンが社会主義独自の要求ではなく民主主義的最小限要求に重点をおいていることを批判」（同上）するテーゼを提出していた（支持者ゼロ）。また彼は、その「会議の席において……ピヤタコフと接触を開始した」（同上）という。】

帝国主義認識の深化＝民族問題論の再編成と関連して、「ヨーロッパ合衆国」のスローガンをめぐる変遷は、興味深い。既述したように、大戦初期の決議、宣言は、「ヨーロッパ合衆国」のスローガンを提唱していた。

¹ 「発表は18年」というのは正確ではなかった。15年9月（西暦）に出た雑誌『コムニスト』第1・第2合併号に、圧縮された形で掲載された。レーニンによる序文（単行本化を予定していた）は同年12月付になっているが、レーニンが読んだのが、圧縮されたものか生原稿かは不明。

² 『ブハーリンとボリシェヴィキ革命』 コーエン 未来社 1979/1

しかしながら、先出のベルン会議において、「出版物のうえで問題の経済的な側面が討議されるまで、この問題を延期することが決定された」、つまり、保留となった。そして、1915年8月には撤回されるに至った。要するに、レーニンの帝国主義認識が深まるに従って、「ヨーロッパ合衆国」のスローガンは否定されていっているのである。

『ソツィアル・デモクラート』第44号（8月23日）に掲載された『ヨーロッパ合衆国のスローガンについて』は、次のように述べている。「共和制的ヨーロッパ合衆国」のスローガンが、ロシアの君主制を先頭とするヨーロッパの三つの最も反動的な君主制の革命的打倒に結びつけて提起される場合、それは政治的スローガンとしてはまったく非難の余地のないものであっても、なお、このスローガンの経済的内容と意義という、極めて重要な問題が残っている。帝国主義の経済的諸条件、すなわち、『先進的』、『文明的』な植民地領有国による資本の輸出と世界の分割という見地からみれば、ヨーロッパ合衆国は、資本主義のもとでは、不可能であるか、あるいは反動的である」。

小冊子『社会主義と戦争』に発表された「ヨーロッパ合衆国のスローガンについて」は、「不可能」と「反動的」の内容を簡潔にまとめている。すなわち、このスローガンは、「植民地や、勢力範囲などが個々の国々の間に分割されている時に、世界経済の計画性が打ち立てられることを予想した資本主義のもとでは実現不可能な要求であるか、あるいは植民地を一層うまく抑圧し、またより急速に発展しつつある日本とアメリカを略奪するための、ヨーロッパの諸大国の一時的な同盟を意味する反動的なスローガンであるか、どちらかである」、と。¹

『ソツィアル・デモクラート』第44号論文は、「世界合衆国（ユナイテッド・ステイツ・オブ・ザ・ワールド）」にも言及し、かのスターリンが「一国社会主義」論の“根拠”としたくだけるのであるが、次のようにも述べている。「諸々の社会主義共和国が、遅れた諸国家（ステイツ）に対して、多かれ少なかれ長期にわたってねばり強く闘わなければ、社会主義のもとでの諸民族の自由な同盟は不可能である」。ここに、諸民族の融合は思ったより困難であるとのレーニンの新認識を見

¹ トロツキーは一貫して「ヨーロッパ合衆国」を唱えていた。先に見た帝国主義理解に依拠したものであろう。

るのは、不当であろうか。

ところで、バルカン戦争に際してレーニンは、「バルカン連邦共和国（フェデラティヴ・バルカン・リパブリック）」を支持していた。この主張は、帝国主義認識の前であったが、被抑圧ネーションズにとって大きな前進であり、正当であった。

再編成されたレーニンの民族問題論は、ツィンメルワルト左派およびボリシェビキ内の偏向との闘争の中で、より鮮明にされていく。¹

1915年10月にレーニンは、報告「帝国主義と民族自決権」（この報告が行われたのは10月28日）のための資料（邦題は「報告＜帝国主義と民族自決権＞によせて」）をしたためた。そこでは、後に見るテーゼの原型があらわれている。「テーマ：帝国主義と民族自決。＜民族問題＞ではない」という記述に、レーニンの問題意識（民族自決権を否定する傾向に対する批判の重要性）が示されているといえよう。以下、注目すべきくだりを引用しておく。

「帝国主義は新しい歴史的基礎における諸民族の抑圧である……これは一方の2分の1。他方の2分の1（課題の[ザダーチ。邦訳は『任務』]）＝民族運動の目覚め、東ヨー

ロッパ（1905年以後のウクライナ）で、アジアおよびアフリカ（中国、インド、エジプト）——植民地で……」。

「民族自決 [＜古くからの使いふるした＞……ブルジョア民主主義的スローガン（世界の10億の人口にとっては新しい!!）] を欺瞞ではなく真実にすること。……単なるブルジョア民主主義的原理か？ では、労働者の友愛は？ いや、社会主義的原理でもある」（[] はママ）。

「東欧の後進諸民族 [ナロード] とアジア・アフリカの植民地との民族解放運動の持つ世界史的重要性を決して否認してはならない」。

「このテーゼ [自決権] を承認しない社会民主主義者は、……党から除名しなければならない」。

「＜資本の成長は民族の枠をこえた。諸民族の統合（一国家への）は、不可避で、進歩的である＞。そうだ！ だがマルクス主義＝ストルーヴェ主義ではな」い。

「＜分離の自由＞は、民主主義の最高の表現である」。

「帝国主義はこの古いスローガン [民族自決] を新しくする」。

「核心：被抑圧民族に対する抑圧民族の

¹ 1915年9月5～8日に開かれたツィンメルワルト会議は、同年になってから開かれた諸反戦会議の一つの頂点をなすものであった。レーニン・ジノビエフ共著の小冊子『社会主義と戦争』は、直接的にはこの会議に向けたものである。会議には、ロシア、ドイツ、フランス、ポーランド、ルーマニア、ブルガリア、イタリア、オランダ、スイス、スウェーデン、ノルウェーから38人の代表が参加した。平和主義を批判し、内戦を掲げ、社会排外主義者と手を切ることを内容とする決議案（前出の決議案とは別のものようだ）と宣言案に署名したのは、ボリシェビキのレーニンとジノビエフ、ラトヴィア社民党のベルジン、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）分離派のラデック、スウェーデンとノルウェーの社会民主主義青年同盟のヘークルトとネルマン、スイス社民党のプラッテン、ドイツ代表1人（権力関係を考慮して匿名であったが、ボルヒャルト）の8名。これらに代表される勢力がZLである。ZLの決議案は、12対19で否決された（上記8名以外の支持者は、オランダのローラント＝ホルスト、トロツキー、エスエル左派の2名）。

態度」。

11月に執筆したと推測できる『革命的プロレタリアートと民族自決権』（なぜか、その時には発表されなかった）は、ラデックの論文「併合と社会民主主義」を批判したものである（このレーニン論文はドイツ語で書かれた）。レーニンはまず、ラデックが民族自決権を否定する論拠を、「民族問題はすべて、帝国主義の問題であり、資本は、民族国家の枠をのりこえている。だから『歴史の車輪』を、民族問題という、時代遅れになった理想へ『後戻りさせる』ことはできない」とまとめ、批判に移った。まず、「視線を……民族解放運動が……現在および将来のものである植民地には向けていない」こと、ここから結論されることは、……社会主義のための革命的闘争を、民族問題における革命的綱領と結合しなければならない、ということ」。

「パラベルム [ラデック] によると、社会主義革命の名において、彼は民主主義の分野で一貫した革命的綱領を、軽蔑しながら放棄する、ということになる。これは間違っている。……社会主義革命 [1927年にロシアで発表された際には『社会革命』] は、一回の戦闘ではなく、それどころかブルジョアジーの収奪によってはじめて完成される経済的および民主主義的改革のあらゆる問題のための多くの戦闘からなる一時代である。まさにこの終局目標のためにこそ、我々は我々の民主主義的要求の一つ一つのために、一貫した革命的定式を与えなければならない」。

そして、次のような基本的立場を打ち出した。「社会民主党の綱領のなかで中心点となるのは、まさに諸民族を抑圧民族と被抑圧民族とに分けることでなければならない。というのは、この区分は帝国主義の本質をなすも

のであり、しかも社会愛国主義者 [ロシアで発表の際には『社会排外主義者』] とカウツキーがごまかして回避しているものだからである」。

この基本的立場は、後のテーゼに貫かれているのであるが、その紹介は次項に譲る。

総括しておこう。民族抑圧を、絶対主義・封建制（の残存）の問題としての認識から、資本主義的帝国主義の問題としての認識への転回、——これが、レーニン民族問題論再編成の基軸に他ならない。再編成される過程を見てきたことによって、それ以前のレーニン民族問題論の性格は、一層明らかになったはずである。もう一度確認しておく。

レーニンは、民族国家の形成を域内市場の統一の観点から説き（その際、言語の重要性を指摘しているが、絶対化はしていない）、資本主義の生成・発展に適合的であると関連付けた。この理解は、成熟した資本主義国では、民族問題が解決しているとの認識と結びついていた。それを支えたのが、資本主義の発展は民族的隔壁を解消する傾向を持つという論理である。これを土台として、インターナショナリズム（「国際主義」としないのは、主にロシア国内の諸民族プロレタリアートの統一として語られていたから）が唱えられた。レーニンにあっては、民族国家は、資本主義の傾向が促進する、民族融合の実現までの過渡的なものにすぎなかった（もちろんこれは、資本主義の過渡性の認識に対応する）。理論的には如上のことから、実践的にはロシア党の綱領論争として展開されたことから、レーニンの民族問題論は、ロシア国内におけるブルジョア民主主義革命の課題として提出されたのである。従って、西欧と東欧・アジアとの対比はあっても、支配・従属関

係としては捉えられていない。一貫して民族自決権を堅持したのは驚嘆すべきことである（1896年第二インター・ロンドン大会決議と、ロシア党綱領草案を擁護したプレハーノフの叙述——本稿では紹介しなかったが、民族自決権の否定は「万国の労働者、団結せよ！」の精神にもとる旨——がレーニンに与えた影響の大きさを示す）が、民族同権の位置にとどめられている。

大戦勃発と、それを契機とした第二インター指導者のナショナリズムへの転落は、レーニンに、それまでの理論構成の転換を要請した。すなわち、資本主義の発展段階を世界体制から把握することを求めたのであった。なぜなら、祖国防衛主義の正当化に、資本主義の発展度合いを基準にして、どちらの政府の敗北が進歩的かを判定する論理が利用されたからである（実は、日露戦争に際してのレーニンの態度は、この論理に基づいていた。それは、大戦時の自国政府の敗北を望む論理とはかなり違う）。

「帝国主義は、新しい歴史的基礎の上で民族抑圧が拡大し、激化することを意味する」（『革命的プロレタリアートと民族自決権』）。周知のように、レーニンは、「純経済的概念」としての「帝国主義のできるだけ簡単な定義」を「資本主義の独占的段階」とし、「一方では、金融資本は……、他方では、世界の分割は……」と説明し、さらにより詳しく、5つの指標をあげている（『帝国主義論』）。続けて、「帝国主義の政治的特性をなすものは、金融寡頭制の抑圧と自由競争の排除とに関連する、あらゆる面での反動と民族抑圧である」（同）と述べた。『帝国主義論ノート』には、「定義——政治的——反動、民族抑圧、併合」という有名な記述も

ある。このような帝国主義認識の確立とともに、民族抑圧についてのレーニンの新たな認識も確立された。すでに見たように、帝国主義と民族抑圧との関連の認識は、レーニンにおいて、大戦勃発後ただちに形成されたわけではなく、のみならず、それを「妨げる論理」を保有していたのであった。従来の認識の総括をレーニンが明示しなかったことが、レーニンの「継承者」たちに混乱をもたらすことになる。

【注】 再編成されたレーニン民族問題論の考察に入る前に、一点だけ述べておく。それは、いわゆる自由主義（自由競争）段階には民主主義が照応し、帝国主義（独占的）段階には政治的反動が照応する、という把握の問題である。

「帝国主義の政治的特性をなすものは……」という先の引例に関連してレーニンは、「より進歩した資本主義的政策に対して、自由貿易と国家敵視の時代遅れの政策を対置することは、プロレタリアートのなすべきことではない。……」というヒルファディンク『金融資本論』を引用している。このことに示されるように、レーニン『帝国主義論』は、ただ金融資本の規定だけを『金融資本論』から継承したわけではない。

資本主義が変化したからには、『資本論』は無用であると主張したベルンシュタイン（19世紀資本主義には『資本論』は有効であるとベルンシュタインも認めていたことにNB）の修正主義に対して、「正統

派」マルクス主義者は、『資本論』の個々の手直し（解釈など）をもって批判した。『金融資本論』（1910年）は、『資本論』の内容を補充し発展させる観点から、修正主義を全面的に批判したものであった。『資本論』の論理レベルに自覚的であったと思われるヒルファディンクは、『金融資本論』を、理論的部分＝資本主義新段階の一般的説明（A1～4）と政策的部分＝歴史的・個別的分析（A5）とに分けて叙述している。A5において彼は、「[金融資本の]イデオロギーは自由主義のイデオロギーとは全く反対のものである」と述べ、対外的には自由貿易にかかわって膨張主義・植民地主義が、国内的には「民主主義的な平等理想にかかわって、寡頭主義的な支配理想が現われた」とした（カウツキーの帝国主義論は、段階的認識が希薄である）。

レーニン帝国主義論は、この『金融資本論』の論理を継承・強化するとともに、ボブソン『帝国主義論』をも援用して、帝国主義戦争と日和見主義の社会排外主義への転化との不可避性を論じたものに他ならない。

（ただしレーニンは、底層にある自由競争とその上にある独占との矛盾を忘れなかった。この認識なくして、いわゆる不均等発展論はない。それゆえに、「組織された資本主義」論の方に傾くことはなかった）。レーニンの論理は、ヒルファディンクが意識した区別を取り払ったがゆえに、

大戦下の状況においては説得力を持つという面があった。しかしながらそれは、19世紀資本主義＝民主主義の美化と、帝国主義の硬直的理解（顕著な例としては、「万年危機」論的理解＝帝国主義もまた資本主義的融通性を持つことの軽視・無視）を、レーニンの「後継者」にもたらしことになる（ローザ『資本蓄積論』は一般的資本主義の歴史叙述に流れてしまっているが、それゆえに資本主義の本質的暴力性を暴露する契機を内包している。従って、19世紀資本主義の美化が主流となっている限り、それを批判するローザ的理論が再生産される必然性がある。ちなみに、トロツキーの「複合的発展」論は、社会学だと思っている）。

ところで、ヒルファディンク・レーニンの論理を経済学上で極端化したのが、いわゆる宇野理論である。宇野段階論は、資本主義が本来有する「純粋化」と「不純化」の両面を、自由競争的資本主義においては前者が、帝国主義においては後者（いわゆる「逆転」論）が本質的であるとすする主観的認識の上に成立している。その特徴は、「元来無理な」労働力商品化の処理機構が、「産業資本的蓄積様式」においては資本主義が「自立化」し、「何等の特殊な経済政策をも必要としない」が、「金融資本的蓄積様式」においては農民経営などを温存し、「再び経済政策を重要な補強手段として要請する」、と

いう主張にある¹。

渡辺寛は、次のようにレーニンを批判した。「彼〔初期レーニン〕の商品経済史観＝資本主義発展一元史観が、彼の民族問題分析においても、理論的枠組をなしている」、「この〔本稿『中期レーニン その1』の〕時期のロシアの農民運動をブルジョア民主主義革命を志向するものと規定したのと同様に、民族運動も同じ革命を志向するものと想定したところに、彼の資本主義発展一元史観が根強く作用していた」、「〔帝国主義認識後においても〕資本主義発展一元史観が、初期以来根強くレーニンを支配していた」²と。

「商品経済史観＝資本主義発展一元史観」とは、商品交換が自生的に資本主義に発展し、資本主義発展はどの国でも同じ過程を通る、という理解を指す。この論点については、民族問題を単純に経済理論の問題に還元できないことの指摘にとどめる（レーニン市場理論の考究は他日を期す）。ここで取り上げたいのは、2番目の引用に関してである。すなわち、それが依拠している、「レーニンは、工業を中心とする金融資本的蓄積による巨大な独占体の形成が社会主義の物質的基礎を形成するに至ったことを明らかにし、農業部面における小経営の存続にもかかわらず、大胆に、当面の革命を社会主義革命と規

定した。かくして、帝国主義段階の革命がブルジョア革命ではなく、社会主義革命であることが明らかにされ」³たという理解の是非である。

これこそ、「帝国主義段階」という概念を弄ぶ一例に他ならない。しかもその概念は一国的に捉えられている。これは、渡辺に限られたものではなく、レーニン死後の国際共産主義運動の土俵をなしていた。それゆえ、例えば、「日本は帝国主義になったか否か」という形而上学的論争が生まれた。しかし、これはレーニンの帝国主義認識とは異なる。レーニンにとって帝国主義とは世界体制であり、英独仏米露日はその中の諸列強であった（「アメリカ帝国主義」等の言い方は、レーニン死後にできたはずである。また、レーニン『帝国主義論』を、第1章～第3章の国内体制の分析から第4章を媒介にして第5章～第6章の世界体制への分析の展開と理解する――いわゆる「上向」論的読み方――のは、正確ではない）。ある国のプロレタリアートの任務は、「帝国主義段階」という概念からではなく、その国の階級的諸関係から導き出されるのである。渡辺のごとき論理は、民主主義的任務と社会主義的任務の混同をもたらす。

¹『経済政策論』 宇野弘蔵 弘文堂改訂新版 1971/2

²「民族問題の経済学」 渡辺寛 『クライシス』8号掲載

³『レーニンの農業理論』 渡辺寛 お茶の水書房 1963

〈2〉 テーゼ

「社会主義革命と民族自決権」

テーゼ「社会主義革命と民族自決権」(以下、テーゼ。「民族」は複数形であるが、慣例通り「民族自決権」とする)は、当時のポリシェビキの新たな民族綱領であり、第2回ツィンメルワルト会議(キンタール会議。1916年4月24~30日)を意識して書かれたと思われる。ツィンメルワルト連合の多数は、レーニンの言葉を借りるならば、「準カウツキー派」「半カウツキー派」であった。ツィンメルワルト左派の決議案・宣言案は、ラデックの序文を付して、ツィンメルワルト左派の機関誌『インテルナツィオナーレ・フルークブレッター(国際小報)』第1号(1915年11月)に発表された。ラデックの序文は次のように

述べている。

「会議の多数派は二つのグループからなっていた。ひとつは、社会愛国主義政策の反対者ではあるが、なんとしてでも大政党との断絶を避けようとし、インターナショナルの崩壊の深さについてははっきりと悟っていないため、それらの党をも全体として社会主義の立場にたたせうという希望をまだ抱いている同志たちである。つぎには、革命的政策の必要を理解してはいるものの、労働者階級がようやくめざめつつある状況では、偉大な闘争目標を掲げてそれにいたるべき革命的な道をさししめすのは時期尚早とみなす同志たちである」。

ツィンメルワルト左派は、多数派の宣言に署名しつつも、自らの声明(署名者は、レーニン、ジノビエフ、ラデック、ネルマン、ヘークルント、ベルジン)を議事録に

記載させた。声明は、「宣言は、インターナショナル崩壊の主犯たるにとどまらず、この崩壊を永久化しようとしている公然たる日和見主義ないしは急進的言辞で被われた日和見主義について、その特徴を描き出してはいない。それはまた、戦争に反対する闘争の手段の特徴を明確に描き出してはいない」と述べている。¹

テーゼは、『インテルナツィオナーレ・フルークブレッター』の後継誌『フォルボータ』第2号（1916年4月）にドイツ語で発表され、ロシア語では、『ソツィアル・デモクラート論集』第1号（10月）に発表された。それは、社会排外主義者のみならず、帝国主義的経済主義者をも念頭に置いたものである。タイトルに示されるように、社会主義革命との関連で民族自決権が論じられている。具体的な内容に移ろう。

テーゼ¹「帝国主義、社会主義および被抑圧諸民族の解放」は、まず、帝国主義を説明し、続けて次のように述べている。

「勝利を得た社会主義は、必ず完全な民主主義を実現しなければならない。従って、諸民族の完全な同権を実行するばかりでなく、被抑圧諸民族の自決権……をも実現しなければならない。隷属させられた諸民族を解放し、自由な同盟——ところで、分離 [英訳版ではセパレートと違うスイスィード=『脱退する』になっているが、独文では？ 露文は区別なし] の自由なしには、自由な同盟はごまかし文句にすぎない——に基づいてこれらの諸民族との関係を打ち立てることを、現在も、革命の間にも、革命の勝利の後でも、その全活動によって証明しないような社会主義諸党は、社会主義を裏切るものであろう」。

¹ ツィンメルワルト宣言、ツィンメルワルト左派の決議案、宣言案、声明は、1950年に生活書店から出版された『社会主義と戦争』の訳本の付録に収められている。比較的新しいところでは、ツィンメルワルト宣言が『トロツキー研究』14号に、ツィンメルワルト左派の決議案・宣言案は『第3インターとヨーロッパ革命』に収録。本稿に関係ある点を指摘すれば、生活書店版の宣言の「民族自決と平和のための闘争」、「人民の自決権」が、『トロツキー研究』版ではそれぞれ「平和のための闘争」、「民族自決」となっている。

「トロツキーの起案した『宣言』が全員一致で採択された」（『トロツキー研究』14号解題）という点について。レーニンが、「我々の宣言草案は、共同の宣言を作成するために、他の二つの草案と一緒に、委員会に付託された」（『第1歩』）と述べていること、『第3インターとヨーロッパ革命』の訳者注に、「トロツキーとローラント=ホルストが提出した宣言案も『われわれの圧力、われわれの革命的力量によって平和へ！』と結ばれていた」とあるが、採択された宣言にはそのような文言がないこと、などから推測して、付託された委員会での討論を基にして、トロツキーが起草したと思われる。

なお、1916年初の論文「『民族自決権』から何が生まれるか？」の中でマルトフは、「パンネクックとホルテル [ゴルテルとも] を筆頭とするオランダのマルクス主義者の1グループは、ツィンメルワルト宣言が他のいくつかのスローガンとともに自由な自決のスローガンを掲げていることを理由に、……宣言に署名することをさえ拒否した」と書いている。この論文に対するレーニンの批判点は、「パンネクック+ホルテルを『攻撃した』、最も重要なもの=カウツキー主義を避けて」というもの。

蛇足になるが、党派間共闘などに参加した際の我々の関り方は、ツィンメルワルト左派のような方法・形態が望ましい（基調報告、宣言などに署名しつつも、それへの独自の見解を記録させること）。

これがテーゼの立脚点である。最後に、「民主主義もまた国家の一形態であって、……」の一文がある（「民主主義」はすべてデモクラティア。デモクラティズムと区別する場合には「民主政」とでも訳すが、ここでは「民主主義」でいく）。

テーゼ2「社会主義革命と民主主義のための闘争」は、まず、「社会主義革命は、ただ一回の行為でも、ただ一つの戦線におけるただ一回の戦闘でもなく、幾多の激烈な階級衝突からなる一時代であり、あらゆる戦線にわたる、すなわち、経済上および政治上のあらゆる問題に関する闘争の長い系列である。これらの闘争は、ブルジョアジーの収奪によってはじめて完了することができる。……民主主義のための全面的な、一貫した革命的闘争を行わないようなプロレタリアートは、ブルジョアジーに対する勝利の準備を整えることはできない」と述べている。

続いて、民族自決（権）「実現不可能」論が検討される。それが、「絶対的、経済的な意味」の場合、「理論上、根本的に誤りである」。なぜなら、① 民族自決を恐慌の絶滅など同一視できないこと、② ノルウェーのスウェーデンからの分離という反例、③ 独英の関係の変化によるポーランドやインドの独立の可能性を否定できないこと、④ 金融資本は独立国をも支配すること。この謬論は、「資本主義と政治的民主主義との一般のおよび基本的諸関係を理論上間違っただけで規定することになる。」

「実現不可能」が「条件的、政治的な意味」の場合、「不完全であり、不正確である。なぜなら、諸民族の自決権のみならず、政治的民主主義のあらゆる根本的諸要

求が、帝国主義のもとで『実現可能』なのは、ただ不完全にだけ、また歪められた形や例外……としてにすぎない。……諸植民地の即時解放の要求もまた、資本主義のもとでは、一連の革命なしにはやはり『実現不可能』である」。

だからといって、これらの要求を放棄するのではなく、「すべてこれらの要求を改良主義的でなしに革命的に定式化し実行することが必要になるのである。ブルジョアの合法性の枠に制限されずに、それを打破し、議会演説や口先だけの抗議に満足しないで、大衆を積極的な行動に引き入れ、あらゆる根本的な民主主義的要求のための闘争を拡大し燃えさせたせて、……社会主義革命に導かなければならない」。小さな民族的衝突をも革命的に「利用」せよ。

テーゼ2は、いわゆる最小限綱領＝民主主義的要求を否定する偏向、すなわち帝国主義的経済主義を意識し、いわば革命的民主主義闘争を強調しているのである。

テーゼ3「自決権の意義および自決権と連邦制との関係」は、自決権の支持は小国分立・連邦制につながるという根強い謬見の批判である。テーゼはまず、「民族自決権とは、……具体的には、……分離のための煽動を行う完全な自由を意味し、分離しようとしている民族の人民投票〔レファレンダム〕によって分離問題を決定することを意味する。だから、この要求は、決して分離、細分、小国家〔ステイツ〕の形成の要求と同じではない。この要求は、あらゆる民族的抑圧に対する闘争の首尾一貫した表現を意味するにすぎない」と述べている。

すぐ続けて、次のように言う。「民主主

義的な国家制度が分離の完全な自由近づけば近づくほど、実際には、分離の要求はそれだけ少なくなり、弱くなるであろう。と言うのは、経済上の進歩の見地からしても、大衆の利益の見地からしても、大国家が有利なことは疑いなく、これらの利点はすべて資本主義の発展とともに増大するからである」。

さらに続けて、「自決の承認は、原則として連邦制を承認することと同じではない」ことを強調。しかしながら、マルクスがアイルランドとイギリスとの連邦制を選んだように、「完全な民主主義的中央集権制に至る唯一の道として、民族の権利の不平等よりも連邦制の方を選ぶことがありうる」。

そして、「社会主義の目的とするところは、小国家への人類の細分状態と諸民族のあらゆる孤立とをなくし、諸民族の接近を図るばかりか、さらに諸民族を融合させることである」ことを確認。その目的達成のために、「文化的民族的自治制」の反動性を大衆に説明するとともに、「被抑圧民族の解放を要求しなければならないのであるが、それは、一般的な、あいまいな文句や、無内容の大言壮語によってではなく、問題を社会主義まで『延期』すると言った形ではなく、抑圧民族の社会主義者の偽善とを特に考慮に入れた、明白に、また正確に定式化された政治綱領によってこれを要求しなければならない」。

テーゼ3は、次のように結ばれる。「人類は、すべての被抑圧民族の完全な解放、すなわち、それらの民族の分離の自由の行われる過渡期を通して初めて、諸民族の不可避的な融合に到達できるのである」。

テーゼ4「民族自決の問題のプロレタリア的・革命的な提起」では、核心的な問題、すなわち、「社会民主党の綱領は、抑圧民族と被抑圧民族への諸民族の分裂を、帝国主義のもとでの基本的な、最も本質的な、不可避的なものとして、提出しなければならない」との立場が述べられている。この立場には、帝国主義の時代において、民族一般の見地から民族問題に迫ることはできないことが含意されている——これ重要。

この立場に基づく抑圧民族の社会主義者の「正確に定式化された政治綱領」（テーゼ3）には、一般的な「併合反対」「民族同権」にとどまることなく、民族自決権（自国内への被抑圧民族の暴力的引き止め反対）を掲げなければならない。そうしない場合には、インターナショナリズムは口先だけのものになり、「カウツキー主義的な自決擁護論者の偽善〔帝国主義のもとでの同権の諸民族の平和な同盟という空想〕は、暴露されないままに」なる。

他方、「被抑圧民族の社会主義者は、抑圧民族の労働者と被抑圧民族の労働者との完全な無条件の統一——組織的な統一をも含む——を、特に強く主張し、それを実現しなければならない」。そのことによって、「被抑圧民族のブルジョアジーは、いつも民族解放のスローガンを、労働者を欺瞞する手段に変えている」という状況下でも、「プロレタリアートの独自の政策、他の諸国〔カントリーズ〕のプロレタリアート……との階級的連帯を、守り抜くこと」ができる。被抑圧民族ブルジョアジーの欺瞞策とは、国内的には支配民族ブルジョアジーとの反動的協定（ユダヤ人・ウクライ

ナ人を抑圧するためのポーランド人ブルジョアジーとロシア・オーストリア反動派との取引)、対外的には略奪目的実現のための列強のうちの一国との協定。民族抑圧は重層的なのである。

「一つの帝国主義強国に対する民族的自由のための闘争は、一定の条件のもとでは、他の『大』国によってその大国の同じような帝国主義的目的に利用されうるといふ事情があっても、社会民主党は民族自決権の承認を放棄することにはならない」。注では、「自決権からは一見『祖国擁護』が出てくるという理由で自決権を否認する」ことを論駁。「個々の戦争の具体的・歴史的な特殊性の分析」から、「祖国擁護」を承認することもありうる。詳しくは後述。

テーゼ5「民族問題におけるマルクス主義とブルードン主義」は、まず次のように始まる。「小ブルジョア的民主主義者とは反対に、マルクスは、例外なしにどんな民主主義的要求をも絶対的なものとは見なさないで、ブルジョアジーに指導される人民大衆の反封建制闘争の歴史的表現と見た。……政治的民主主義の諸要求の一つ、すなわち民族自決を別に取り出して、それを残りの諸要求に対置するのは、理論上、根本的に間違っている。実際には、プロレタリアートは、……すべての民主主義的要求のためのその闘争を、ブルジョアジー打倒のための自分の革命的闘争に従属させることによって初めて、自分の独自性を保つこと

ができる」。

次に、「『社会革命の名において』民族問題を『否定』したブルードン主義に反対して、マルクスは、何よりも先進諸国におけるプロレタリアートの階級闘争の利益を念頭におきながら、他民族〔ナロード〕を抑圧する民族〔同〕は自由ではありえないという、インターナショナリズムと社会主義の根本原則を最も重視した」と述べている。例としては、アイルランド問題など。注目すべきは、「経済的集積だけでなしに政治的集積もまた進歩的だとか叫んでいる資本の弁護者たちとは反対に、この集積が非帝国主義的なやり方で行われるときにだけ進歩的である」との記述。ここでの「ブルードン主義」は、後に「帝国主義的経済主義」と規定される偏向と同じ。

注には次のようにある。「1848年のチェコ人の民族運動に対してマルクスがとった否定的な態度は、マルクス主義の立場からは民族自決を承認する必要があるということを反駁するものだと、言い立てるものが少くない。……しかし、……1848年には、『反動的』民族と革命的・民主主義的民族とを区別する歴史上ならびに政治上の根拠があった……。自決権は民主主義の一般的利益に従属させられなければならない」。ここでは、レーニンが次のような心理状態にあったことだけを記しておく。

「私はあいかわらずマルクスとエンゲルスに『ほれこんで』います。私は、彼らに対するどんな非難も、おとなしく我慢するこ

とができません。いや、彼らこそ本当の人間です！」（1917年1月30日のイネッサ・アルマンドへの手紙）。¹

テーゼ6「民族自決からみた三つの国〔カントリーズ〕の型」の冒頭にある「この点では」は、テーゼ5の注を指すのであろうか。ともかく、テーゼは国を三つの型に区分している。

「第一に、西欧の先進的な資本主義諸国と〔アメリカ〕合衆国。ブルジョア進歩的な民族運動はここではとっくの昔に完了している。これらの『大』民族はいずれも、植民地や国内で他民族を抑圧している。支配的な諸民族のプロレタリアートの任務は、ここでは、19世紀のアイルランドに対するイギリスのプロレタリアートの任務とちょうど同じである」。これらの諸国が多かれ少なかれ「多民族国家」であるという認識にNB。

【注「『多民族国家』という用語は、……一方では、このような型の国家……の大多数が占める特殊な歴史的地位を忘れない場合、他方では、この用語で真の民族同権と民族抑圧との根本的な差異を覆い隠すのを許さない場合にだけ、それは正しい」（未完のレーニン論文『統計と社会学』）。】

テーゼの注には、次の叙述がある。「1914～1916年の戦争の圏外にとどまっていたいくつかの小国家、例えばオランダやスイスでは、ブルジョアジーは、帝国主義戦

争への参加を正当化するために、『民族自決』のスローガンを熱心に利用している。これは、こういう国の社会民主主義者を促して自決を否認させている動機の一つである」。

「第二に、東欧、すなわちオーストリア、バルカン諸国および特にロシア。ここでは、他ならぬ20世紀がブルジョア民主主義的な民族運動を特に発展させ、民族闘争を激化させた。これらの国のプロレタリアートの任務は、これらの国のブルジョア民主主義的改革を完成する仕事でも、他国の社会主義革命を援助する仕事でも、民族自決権を守り通すことなしにははたすことができない。ここでは、抑圧民族の労働者の階級闘争と被抑圧民族の労働者とを融合させる任務は、特に困難であり、また特に重要である」。

以上の二つの型とは別に、以前は第二の型と一緒にされていたもう一つの型が示される。これは、帝国主義認識の成果に他ならない。

「第三に、中国、ペルシャ、トルコのような半植民地諸国とすべての植民地。その人口は合計10億に達する。ここでは、ブルジョア民主主義的運動は、一部でやっと始まるうとしており、一部では完了までになおほど遠い。社会主義者は、植民地の無条件の、無償の、即時の解放〔政治的表現としては自決権の承認〕を要求するだけであってはならない。……社会主義者は、これらの国におけるブルジョア民主主義的な民

¹ 大野節夫は「帝国主義と民族抑圧」で、テーゼの引用の最後の一文に対して、「レーニンが『自決』というべきものを誤って『自決権』と記した」と解釈すれば整合的である旨述べているが、レーニンの誤記は考えにくい（逆はありえたとしても）。もっとも大野は、そう解釈しても、「矛盾は実際には解消されえない」（同）と主張しているのであるが。

族解放運動の最も革命的な分子を断固として支持し、彼らを抑圧する帝国主義強国に対する、これらの革命的分子の蜂起を——場合によっては彼らの革命的戦争をも——援助しなければならない」。

ここで示された三分類の意義は、以前の二分類の「東欧とアジア」が、さらに区分されたことにとどまらない。以前の二分類においては、「西の大陸ヨーロッパ」には「単一民族国家」の体系が確立されてしまっており、西欧の社会主義者の綱領に自決権がないのは当然である（『自決権』文庫101～102頁）のに対して、「東欧とアジア」の諸政党は、自決権の承認と諸民族労働者の同盟との二面的任務を持つ（同146頁）とされていた。以前とは異なって、テーゼは、抑圧民族と被抑圧民族との分裂を大前提とし、その上での三分類なのである。つまり、自決権の問題が、より複合的な民族的諸関係の中で考察されている。

テーゼ7「社会排外主義と民族自決」は、民族自決の問題において、「『祖国擁護』の概念をこの戦争に適用することによって帝国主義的反動的戦争を美化している……二つの主要な色合い」を暴露している。

「一方には、かなり率直なブルジョアジーの召使がいる。彼らは、帝国主義と政治的集積が進歩的であるという理由で領土併合を擁護し、また自決権は空想的、幻想的、小ブルジョア的、等々であると称してこれを否認している。……他方には、カウツキー派がいる。……彼らは、前者との統一を支持し、実践の上では彼らと完全に一致し、まったく口先だけで偽善的に自決権を擁護している」。

この両者は共に日和見主義であるとして、テーゼは最後に併合の問題をとりあげる。しかし、テーゼ最後の一節は、読解しづらい。全集訳は次のようになっている。

「併合にたいする抗議が、あるいは民族自決に帰着するか、あるいは、スタトゥス・クオ〔現状〕を擁護し、あらゆる暴力、革命的暴力にさえ反対する平和主義的空文句に基づくものであるか、そのどちらかであることは、容易に納得できる。この種の空文句は根本的に虚偽であり、マルクス主義とはあいられない」。

問題は、「この種の空文句〔ポドーブナヤ・フラーザ。英訳版はサッチ・ア・フレイズ。いずれも単数〕」に「民族自決の承認に帰着する〔英訳版ボイル・ダウン〕」も含まれるのか否かにある。文庫訳は含まれると解しているようであるが、そうすると、「併合にたいする抗議」が「民族自決に帰着する」ということが、「虚偽であり、マルクス主義とはあいられない」ことの説明が必要になる（これは苦しい）。他方、含まれないと解すれば、「民族自決に帰着する」はマルクス主義の立場となり、ここに分水嶺があることになる。

テーゼ8「近い将来におけるプロレタリアートの具体的任務」は、二つの場合について述べている。

まず、社会主義革命が「極めて近い将来に始まる」場合、「プロレタリアートは、権力を獲得し、銀行を収奪し、その他の独裁的方策を実施する緊急の任務に当面するであろう。……ブルジョアジーの権力の基礎に対するプロレタリアの強襲がすでに始まった事情のもとでは、すべての純民主主義的な要求がある意味で革命の妨害物の役

割を演じる恐れがあるにしても、すべての被抑圧民族〔ナロード〕の自由（すなわち彼らの自決権）を宣言し実現する必要は、……社会主義革命でも緊要なものとなるであろう」。

「革命の妨害物」に関して、レーニンは次のような例えをあげている。「すでに運動が勃発し、すでに革命が始まっており、銀行の接収が必要となっている時に、ちょっと待った、まず共和制を強化し、法制化したまえ、云々と！我々に呼びかけるといったたぐい」（1916年12月25日のイネッサ・アルマンドへの手紙）。¹

次に、「社会主義革命の始まるまでに、なお5年、10年ないしそれ以上かかる」場合、「大衆の革命的教育が、日程にのぼるであろう」。自国の植民地や被抑圧民族の分離の自由を要求せず、「直接の革命的宣伝と革命的大衆行動を民族抑圧に対する闘争の分野におし及ぼさ」ない社会主義者は、「排外主義者として、また帝国主義的君主制と帝国主義的ブルジョアジーの血と汚泥にまみれた従僕として、ふるまっている」ことを、大衆に説明しなければならない。

テーゼ9「自決に対するロシアおよびポーランドの社会民主党と第二インターの態度」は、まず、ロシアとポーランドの社会民主主義者の意見の相違の経過を述べ、ロシアの特殊性——「政治制度は、特に野蛮な中世的性格を特色としており、ブルジョア民主主義革命はまだ完成していない」——を説明し、ロシアにおいては民族自決

権を堅持しなければならないことを主張している。

続いてテーゼは、ツィンメルワルト会議におけるポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の宣言の検討に移る。「『ポーランド民族〔ナロード〕から、みずから自分の運命を決定する〔ディサイド。研究社『英和大辞典』によれば、『自決』の『決』＝ディターミンより弱い〕可能性を奪って』、『ポーランド諸州』をきたるべき賠償のかけひきの担保と見るドイツその他の国の政府を、この宣言は非難している。『ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）は、一つの全体的な国〔ア・ホウル・カントリー〕を分割し分配することに、断固として厳粛に抗議する』。……〔ママ〕党は、『被抑圧民族〔ナロード〕の解放の事業』をホーエンツォルレルン家に……革命的な国際的な〔メジドゥナロードヌイ〕プロレタリアートのこの迫りつつある闘争、社会主義のための闘争に参加することだけが、『民族〔ナーツィヤ〕抑圧の鉄鎖を断ち切り、あらゆる形態の外国の支配をなくすであろうし、諸民族〔ナロード〕の同盟内の同権の一員として全面的に自由に発展する可能性をポーランド民族〔同〕に保証するであろう』という確信を表明する。宣言は、『ポーランド人のため』の戦争を、『二重の兄弟殺し』と認める」。

このような宣言に対し、テーゼは次のように述べた。「これらの命題は、民族自決権の承認と本質上は少しも異なるところが

¹ レーニンのいくつかの手紙を読むと、アルマンドは、「祖国擁護」の問題と、社会主義革命と民主主義の関係の問題との二点において異論を持っていたようである。つまり、後に見る帝国主義的経済主義者に近い。

ないが、ただ、第二インターの綱領や決議の大部分に比べて、政治的な定式化が一層あいまいで不明確だという欠点があるだけである」。

次の一節は、テーゼ全体のまとめにもなっている。「民族自決を認める1896年のロンドン……大会の決定〔これについては繰り返さない〕は、上述のテーゼに基づき、次の指摘によって補足されなければならない。すなわち、①帝国主義のもとではこの要求は特に緊要であること、②この要求をも含めて、政治的民主主義のあらゆる要求の政治的条件性と階級的内容、③抑圧民族の社会民主主義者と被抑圧民族の社会民主主義者との具体的な任務を区別する必要、④日和見主義者とカウツキー派による自決の承認は不徹底であり、まったく口先だけのものであり、従って、その政治的意義からみて偽善的であること、⑤『自国』民族によって抑圧されている植民地と民族との分離の自由を主張しない社会民主主義者、特に大民族……の社会民主主義者は実際には排外主義者と一致していること、⑥この要求のための闘争や、さらに政治的民主主義のすべての根本的要求のための闘争を、ブルジョア政府打倒のための、社会主義実現のための、直接の革命的大衆闘争に従属させる必要」。

テーゼは、「小民族の見地」をインターナショナルに移し入れることはできないことを述べ、終っている。

以上、テーゼを紹介してきた。1913年の決議とは、その構成においても内容においても、違いは歴然としている。すなわち、13年決議は、ロシアにおけるブルジョア民主主義革命の一分野としての、民族問

題一般に関するものであった。それに対してテーゼは、その制限を乗り越え、帝国主義の説明から始まっているように、文字通り政治綱領としての普遍性を備えている。そして、帝国主義のもとでの民族自決権の意義と、それと社会主義革命との関連が叙述されているのである。テーゼの内容は、帝国主義的経済主義への批判の中で、さらに深化され、具体化された。

〈3〉ロシア社会民主主義者の 党派的分岐

当時のロシア社会民主主義者の党派の諸関係を概観しておく。祖国防衛論を唱えたプレハーノフと彼を支持したヂェイチ、アレクシンスキー（旧フベリョート派）、国内のポトレソフ（解党派）を中心とした『ナーシャ・ザリヤー（我々の黎明）』後に『ナーシェ・ヂェーロ（我々の事業）』のグループが一方の極を形成した。これに対し、自国政府敗北論・内戦への転化論・日和見主義との絶縁論という旗幟を鮮明にしたレーニン派が対極をなしていた。この両極の間に、いくつかの色合いをもつ勢力が存在したのである。

国内においてボリシェビキとメンシェビキの分岐が明確になったのは、第二インターの著名な指導者ヴァンデルヴェルデの要請に対する回答においてであった。「ヴァンデルヴェルデは、[1914年]8月初頭、ロシア社会民主党国会議員団あてに、『西ヨーロッパの社会主義者にとってプロシア軍国主義の勝利は死活の問題である』から、『民主主義諸国』と同盟して『プロシア軍国主義』に対抗しているツァーリ政府の戦争政策を支持するよう、ロシア・プロレタリアートに求める電報をおくってきた。……メンシェビキは、

……『……ロシア国内でのわれわれの活動によっては戦争に反対しないと声明する』との回答をよせた。……一方、ボリシェビキの回答は、……ヴァンデルヴェルデの要請をきっぱりと拒絶していたとはいえ、……開戦当初はイギリス、フランスなど三国協商国側への好意が存在していたことをあらわしていた」¹。

先に見た1914年のボリシェビキの決議と宣言は、11月2日のオジョールク会議（カーメネフ、国会議員団、活動家代表が出席）で審議された。「この会議では、ツァーリズムの敗北＝「最小の悪」と規定したテーゼ〔決議〕⑥を、『勝利をえたツァーリ君主制の強化はとりわけ危険である』というように、敗戦主義的な色彩をいささか弱めるかたちで改変することが提案された」（同上）。オジョールク会議参加者は逮捕され、カーメネフと国会議員団はシベリア流刑となる。国内中央委員会ビューローの崩壊。

「一方、チヘイゼのひきいる7名のメンシェビキの国会議員団は、……国会にとどまって、基本的には戦争反対の立場をとっていた。そして戦争の帰趨については、ドイツの敗北はツァーリズムのヨーロッパでの権威をたかめ、ドイツの勝利はヨーロッパ民主主義の敗北を意味するから、どちらの側の勝利も望ましくないと主張していた」（同上）。

両派の分岐を明らかにしたもう一つの事件は、戦争政策への労働者の動員を狙った戦争工業委員会の創設（1915年）である。ボリシェビキは、「同委員会の労働者の参加を無条件に否定し、煽動的目的でだけ選挙カムパニアを利用することを提案し」（同上）だが、メンシェビキ祖国防衛派は、「労働者独自の組織化をはかるチャンス、労働者の利益をまもる組織的保障として宣伝した」（同）。

しかし、メンシェビキがすべて祖国防衛派であったわけではない。1914年末に形成されたツェレテリを中心とする「シベリアのツインメルワルト主義者」は、「戦争が市場をめぐる資本主義国間の結果であるとし、祖国防衛派のように戦争を野蛮に対する文明と進歩の戦いとする考えに反対し、またインターショナル〔ママ〕についても、ボリシェビキらの新しいインターショナル〔ママ〕をという考えを斥け、あらゆる国の反戦民主主義グループによる統一戦線を、という考えを述べた」²。

また、「合法的労働運動の活動家を中心に1910年末に結成されたメンシェビキのイニシアティヴ・グループも『戦争反対！ 戦争には戦争を！ 平和！ 諸国民の友愛万歳！ 民主共和国万歳！』というスローガンを提起して」³いた。⁴

1 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

2 「メンシェビキ論」 高橋警 菊地昌典編『ロシア革命論』所収 田畑書店 1977/11

3 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

4 ゲツラーは、イニシアティヴ・グループについて次のように書いている。「ユーリー・ラーリンとマルトフの弟セルゲイ……によって指導され、ペテルブルクの雑誌（ジャーナル）『ジェーロ・ジーズニ（人生の大義）』のまわりに結集したこれらのグループは、……合法活動と非合法活動とを結びつけて、合法主義者の『実務家たち』よりもはるかに有能で、大衆に手をのぼし、数百人の労働者を組織していた」（『マルトフとロシア革命』ゲツラー）。

さらに、「『革命的社会民主主義派の組織的統一、非合法党の承認』を原則として、大戦前夜 [1913年] にユレーネフを中心に結成されたメジライオンツイ（ペテルブルク市地区連合委員会）は、その最初の反戦ビラで、『戦争には戦争を！ 専制打倒！ 戦争反対！ 革命万歳！ 民主共和国万歳！』というスローガンをかかげ、さらに1915年春には、『帝国主義戦争を内乱へ！』というスローガンをかかげるにいたっている」¹。

国外に目を向ければ、「アクセルロート、マルトフ、マルトウイノフらが構成し……たメンシェビキ派の組織委員会は、……領土的併合と政治的経済的従属をともなうどちらか一方の交戦国の勝利は、民主的講和という観点からも否定されなくてはならないから、勝利でもなく敗北でもなく、平和を追求しなくてはならない」（同上）との立場をとっていた。

また、マルトフ、トロツキーなどによる編集局がパリで発行した『ゴーロス（声）』後に『ナーシェ・スローヴォ（我々の言葉）』があり、ルナチャルスキー、コロンタイなどが寄稿していた。これらの文筆家の間に完全な意見の一致があったわけではなく、「彼 [トロツキー] がマルトフに対立した主要な点は、マルトフの『受動的国際主義』と彼が評したものと、マルトフが、ペテルブルクの『祖国防衛主義者』の『実務家』グループ……との関係を絶つことを拒否し、彼らを『8月ブロック』から追放することを拒否したことにあった」²。マルトフは1916年3月に編集局を脱退。「マルトフが抜けた編集局

は、同年4月に、『われわれは、レーニン主義に特有な方法とスローガンには批判的であるが、きわめて活発で影響力をもっているレーニングループとの緊密な政治的協力を賛同する』と声明し³ている。トロツキーの「平和のための闘争」のスローガンは、「無併合！ 無賠償！ 民族自決権！ 君主制なき、常備軍なき、封建的支配層なき、秘密外交なき——ヨーロッパ合衆国！」（『戦争とインターナショナル』）。ちなみに、レーニンによるトロツキー批判の重点の一つは、チヘイゼ派国会議員団への批判の欠如に対するものである。

ルナチャルスキーについては、レーニンは次のように書いている。「ルナチャルスキー、ベズラボートヌィ [マヌイリスキー。『ナーシェ・スローヴォ』編集者の一人] 一派 [旧フペリョート派] は、頭を持たない連中です。彼らに率直に次の質問を出すようお勧めします。……①自決（わが党の綱領第9条）について。彼らが1913年の決議に同意なのか、そうでないのか？ もし同意しないなら、なぜだまっていたのか？ なぜ自分の決議案を出さなかったのか？ ②なぜ彼らは今の戦争における祖国擁護を否定するのか？ ③彼らは『祖国擁護』の問題をどのように提起するのか？ ④彼らは民族戦争に対して、⑤また民族的蜂起に対して、どのような態度をとっているのか？……彼らは『民族』や『祖国擁護』の歴史的 성격の問題を、全然理解しなかったのです」（1916年10月のキクナーゼへの手紙）。そして、『マルクス主義のカリカチュアと「帝国主義的経済主義」に

¹ 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

² 『マルトフとロシア革命』 ゲツラー 河出書房新社 1975

³ 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

ついて』を読むよう勧めている。これから推測するに、ルナチャルスキーも帝国主義的経済主義者だったのであろう。

1914年10月27日付のレーニンからシリャニコフ宛の手紙で、「同志コロantaiが我々の側につくようなら、まったく嬉しい」と述べていることから、コロantaiはこの頃、レーニン派に接近したと思われる。コロantaiは、ロシア語はもとより、ドイツ語、英語、フランス語で演説ができるほど語学に堪能であり、後に、ポリシェビキの決議等をスウェーデン語、ノルウェー語に翻訳している。また、ロシア国内への活動家の派遣などの事業にも関与した。彼女の戦争および民族問題への態度は後述。¹

ポリシェビキもまとまっていたわけではない。「ジュネーブのポリシェビキ・グループを代表して、カルピンスキーは、第二インターナショナルの『思想的・政治的崩壊』をすぐさま一般化してしまうのは言いすぎであり、さらにテーゼ [決議] ⑥も『ロシアの社会民主主義者はドイツ人の勝利とロシア人の敗北を望んでいる』という誤解を与えないような表現にあらためるべきである、とレーニンに書きおくらせている」²。また、パリ・グループの一部は、対ドイツ戦争に義勇兵として参加した（ポポフは戦死）。

ブハーリン（スターリン、トロツキーよりも約10歳、レーニンよりは約20歳若い）

は、1911年に亡命し、翌年頃から執筆活動を開始する。1914年末、ブハーリンは、ボージー村に住むクルイレンコ、ロズミロヴィチと親しくなり（いわゆる「ボージー・グループ」を形成）、中央委員会に無断で機関紙の発行を計画した。これを知ったレーニンは激怒し、1915年2～3月のベルン会議で否決されたようである。

既述したように、ベルン会議においてブハーリンは、レーニンに批判的なテーゼを提出した。このテーゼは、『経済』1970年4月号の服部文男論文「レーニンのブハーリン批判」および同1999年6月号の不破哲三の連載に引用されている。ブハーリンは同時に、「ボージー・グループ」名の決議も提出した。それは、「第一に、『帝国主義戦争を内乱へ』というスローガンに賛成しつつも、そのほかの平和主義的なスローガンも幅ひろい反戦感情にアピールするから、それらを排除すべきではないと主張した。第二に、ツァーリズムの敗北＝『最小の悪』論についても、……『実践的意義を欠いているだけでなく、望ましからざる混乱をもちこんでしまう』との理由で反対した。第三に、同グループは、新しいインターナショナルを創立するといっても、あらゆる国際主義的社会主義者をふくめた（ロシアではメンシェビキ国際派もふくめた）、できるかぎり幅広い組織のこ

¹ ツィンメルワルト連合の執行機関メンバーの一人であったバラバーノフ（ロシア名バラバーノワ。コミンテルンの初代書記）は、1915年に開催された「国際社会主義婦人会議」、 「国際社会主義青年会議」、そしてツィンメルワルト会議におけるレーニン派の態度に驚き、次のように回想している。「われわれ多数派は、ただちに何事か効果的なことを行なうべく、大衆に影響を与えることに熱心であった。レーニンは、……将来の政治活動そのものに影響をもつ政治的、党派的問題に関心をもっていたのである」（『わが反逆の生涯』）。実は、ここにレーニン主義の特徴の一つがあるのであるが、ここでは省略。

² 『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

とを念頭においていた」¹。これらの立場は、トロツキーに近い。²

1915年春、「『日本人』たち（同志ボース [ボッシとも。ピヤタコフの妻] と同志ピヤタコフ）が、国外で分厚い非合法雑誌を創刊し、その誌上で最も重要なすべての問題をくわしく討議できるようにしようとの案をもって、ベルンにやってきた」（クループスカヤ『レーニンの思い出』）。かくして創刊（9月）されたのが『コムニスト』である。編集委員は、ブハーリン、レーニン、ジノビエフ、ピヤタコフ、ボース。

しかしながら、『コムニスト』は第1・2合併号が出ただけに終わった。編集委員間の理論的不一致が明らかになったためである。1915年11月、中央機関紙編集局はブハーリン、ピヤタコフ、ボース（3人は7月にストックホルムに移っていた）に手紙を書き、「そのなかで、仕事にたいして非党的な態度をとる共同編集者たちについて、党として責任を負うわけにはいかないから『コムニスト』への参加を拒否すると声明した」。「ピヤタコフとボースは中央委員会在外ビューローにたいして、彼らのグループを中央委員会在外ビューローに従属しないグループとして公認することを要求し、独自に中央委員会のロシア国内部分と連絡をとり、リーフレットやその

他の文献を発行する権利を同グループにあたえるよう申し入れた」（レーニン全集訳註）。もちろんこれは拒否された。同じ11月、3人組は、自決権を否定するテーゼ「民族自決権について」を中央機関紙編集局に送ったようである。

レーニンの説明を聞こう。「わがロシアでは（今では、新しいインターナショナルでも）、分裂の問題は基本的な問題だ。……分裂は必然であった。この点で動揺する考えはみなプロレタリアートの敵であって、彼らに対しては譲歩しないことが必要だ。誰が動揺しているのか？ トロツキー派だけではなく、ユーリー [ピヤタコフ] +エヴゲ・ボースもそうだ」。「『コムニスト』は一定の目標を達成するための一時的なブロックだった。……雑誌は発行され、接近……は達成された。今では別の道を進み、前進しなければならない。『コムニスト』は有害になった。この雑誌を停刊して、別の題名『ソツィアル・デモクラート論集』……に代えなければならない」。「『3人組』（ユーリー+エヴゲ・ボース+ニコ・イヴ [ブハーリン]）に対して、我々は一時的な譲歩に応じなければならなかったが、それは当時そうしないでは雑誌を発行することができなかったからだ（今では発行できる）。だが肝心なことは、その

¹『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

² 服部は、「ベルン会議において二、三のポリシェビキが、①帝国主義のもとでは真の民主主義は不可能であり、したがってヨーロッパ合衆国なるものも不可能であること、②さらに、ヨーロッパの資本主義諸国の利害の衝突という点からみてそれは不可能であること、③かりにそれがつくられたとしても、それは、いっそう進んだアメリカ合衆国を攻撃することを目的としてのみつくられるであろうこと、を理由にしてレーニンに反対したとき、ブハーリンはレーニンを支持した」（「レーニンのブハーリン批判」服部文男『経済』1970年4月号）と書いている。「二、三のポリシェビキ」には、クルイレンコとロズミロヴィチが含まれるようだ。クループスカヤは、「イネッサがとりわけはげしく反対した」（『レーニンの思い出』）と述べている。

当時にはまだ我々は仕事の上でエヴゲ・ボーシ＋ユーリーを見ていなかったし、仕事が彼らを向上させるだろうと期待できたということだ。ところが、彼らは墮落した。……我々は討論に反対しているのではない。我々は許すべからざる動揺を示した人々……が、編集権をもつのに反対なのだ。ニコ・イヴは勉強中の経済学者である。それで、この点で我々は常に彼を支持してきた。だが、彼は、①陰口を信じやすく、②政治の上ではひどくぐらつきやすい」。3人組は自決（権）を否定しているが、自決の問題は、「併合の問題と切り離せないように結びついている——これは最も焦眉の問題だ。この連中は考えてもみなければ、読みもしなければ、勉強もしなかった。……彼らは編集者の器ではない。……

[編集権を与えれば] 彼らはことを出版物の上の論戦にもっていこう。そうすれば、私は彼らを『帝国主義的経済主義者』と名づけ、彼らのまったくの空疎さかげん、まったくの不真面目さと、浅はかな考えを示さないわけにはいかないだろう。出版物の上の論戦は長期にわたって彼らを我々から突き離すだろう。「彼らに対しては次のように言おう。意見の相違があるのか？ 真面目な小冊子を書きたまえ！ 我々はそれを印刷に付することを誓約する」（1916年3月のシリャブニコフへの手紙）。

ボーシとピャタコフは『コムニスト』再刊のための条件を提示したが、それはレーニンを一層憤激させた。二人に大きな権限を与えていたからである。3人組が中央機関紙編集局にあてた意見の相違についての手紙に対する返事でレーニンは、『コムニスト』編集部

が変則的な「連合の原則」を基礎にしていたことを確認した上で、次のように述べた。

「あなたがた三人の協調なるものが、我々の直接にも間接にも責任を負うことのできない……ような『テーゼ』 [上記『民族自決権について』] に基づくものだったということがわかりました。もし諸君がこのテーゼを固執し、連合についてもそのような『協調』を固執しようと望まれるのなら、まことに残念です。……協調と共同生活の8ヵ月間を通じて、諸君は三人とも、党内で12年間の歴史をもつこの [党綱領第9条の] 問題について……中央機関紙編集局内でただの一度も言明したことはないし、党文献を思い出そうとただの一度も試みたことはありません。『自由な』（党の綱領から？ 党の中央諸機関から？）雑誌を主張する諸君の論拠も、同様に不真面目であり、いや、それ以上に悪く、反党的です」。

レーニンとブハーリンの国家論上の論戦が続くが割愛。その後、ブハーリンはアメリカに移住する。¹

レーニンの多くの手紙を読むと、レーニンの3人組に対する態度および後述するラデックとの関係において、ジノビエフは動揺し、調停工作を行ったようである。レーニンは、「グリゴリー [ジノビエフ] は、このグループ [3人組] に平等の権利を与え、このグループを永久化しようと望んだ」（1916年11月30日のアルマンドへの手紙）と書いている。またシリャブニコフ（再建された国内中央委員会ビューローの一員）も、当初はジノビエフと同様だったようだ。クループスカヤは、「イリイチが、1916年の終りの数ヵ月

¹ 関西大学『経済論集』第22巻第1～2号に訳載された、『ソヴェト大百科事典』初版の項目「ブハーリン」は、極めて簡便。

と1917年のはじめの数ヵ月ほど非妥協的な気分になったことは、ほかに一度もなかったように思われる」（『レーニンの思い出』）と回想しているが、ジノビエフはレーニンの「非妥協的な気分」（非レーニン派はこれを「セクト主義」と非難した）を共有できなかったのである。¹

レーニンに異を唱えた者は他にもいた。コロンタイは1914年11月28日付の手紙で、「具体的で、すべてのものにわかりやすいスローガンをもつことがこのさい必要だと思われれます。わたしの考えるところ、このようなスローガンになりうるものは、平和のための闘争以外にはないようです。また、すべてのものを統一させ、連帯精神の復活に役立つようなスローガンをもち出さねばならないと思います。現在、万国のプロレタリアートを団結させるのに、戦争には戦争をという呼びかけ以外になにがあるでしょうか」と訴えている。

これに対するレーニンの回答は、次のようなものであった。「あなたは内戦についてのスローガンに十分には賛成しておられず、それに平和についてのスローガンの後に位する従属的（もしかすると条件的）な地位を与えておられるようです。あなたは、『私たちはすべてのものを統一させるようなスローガンをもち出すことが必要だ』とっておられ

ます。本当のところを言いますと、私は今、プロレタリアートにとって最も危険、かつ最も有害と思われる表面的な統一を、最も恐れているのです」。また、12月末の手紙では、「平和についての敬虔な願望を盛った立派な綱領も、それと同時に、非合法組織とブルジョアジーに対するプロレタリアートの内戦との宣伝を提起し、それを第一位におかないなら、掲げても無益です」と書き送っている。

これへの返事（15年1月か？）でコロンタイは、「同志レーニンよ、あなたたちは非合法的組織その他のことについての説教と同時に前面にかかげることをしなかったら、平和についての美辞麗句をどんなに並べたててもなんの役にもたたないと言っておられます。まさにその通りだとわたしも思います。でもわたしたちがこのさいおこなわねばならないことは、ブルジョアジーにたいするプロレタリアートの攻撃の結果、またはその過程においてそれが要求するような平和のためにたたかうことではありますまいか。……わたしが考えているのは、『左派』、『右派』の区別なく、すべてのインタナショナルの統一では決してありません。……わたしは平和を要求していますものの、分裂に運命づけられているものまでとどめおこうとは、毛頭考えていないのです」²と書いている。これへの

¹ レーニンが単純な「セクト主義者」でなかったことは、1915年9月19日付のアレクサンドロヴィチ（エスエル左派）への手紙が示している。レーニンは「尊敬する同志！」で始まる手紙で、こう述べている。「もしあなたが今後ロシア国内で働くようになり、エスエルの左派と社会民主党の左派とを援助しようというおつもりなら、別々に両者を援助して、それぞれのグループが——各地の相互間でも、国外の中央部の間でも——結びつくのをお勧めします。社会民主主義派と社会革命派とを別々に。そうすれば効果は間違いなし、いざごきは少なくなるでしょう。接近が可能な時には、この接近はより正常に進むでしょう。信頼は増すでしょう」。

² 『革命家・雄弁家・外交官』 イトキナ 大月書店 1971

レーニンの返事は、邦訳全集には見当たらない。

コロンタイは日記に、「この文書〔中央委員会宣言〕を読めば読むほど、レーニンの考え方がはっきりわかってくる。これはたんなる分析ではない。これは戦術であり、行動である。これは政治的綱領である」（同上）と書いているらしい。また、「『民族自決』の問題にかんして、コロンタイがレーニンの見解を支持していたことは、彼女が、『民族自決についてのレーニンの論文〔どれか不明〕を原稿で読む。そのなかではわたしたちの多くの疑点や争点にたいする回答があたえられている』と書いていることから明らかである」（同上）。

既述したように、イネッサ・アルマンドも帝国主義的経済主義に傾いていた（最小限綱領の否定、民族戦争の否定＝「祖国擁護」の否定）。「祖国擁護＝戦争一般」（1916年8月のレーニンからジノビエフへの手紙）というのは納得できる。しかし、以下のレーニンの議論には疑問をいだかざるをえない。すなわち、「エンゲルスは、1891年に、当時さしきまっていたフランス（ブーランジェ）＋アレクサンドル3世の対ドイツ戦争の脅威を考慮して、『祖国擁護』を率直に認め」（1916年11月30日のアルマンドへの手紙）たことを正当化するために、次のように述べた。「フランスとロシアについてはこれは反動的な戦争（ドイツの発展を逆行させ、ドイツを民族的統一から細分状態に引き戻すための戦争）となったであろう……。ところで、ドイツについてみればどうか？……あなたは肝心なことを忘れています。1891年には一般に帝国主義はなく（私は、帝国主義が生まれたのは1898～1900年であって、それ以前

ではないということ、自分の小冊子の中で証明しようと努めました）、帝国主義戦争もなかったし、ドイツについてはありえなかった」（12月25日のアルマンドへの手紙）。率直に言ってこれは、1891年のドイツの美化である。

「1898～1900年」を、その前後を隔てる万里の長城であるかに言うのは、およそレーニンらしくない。1870年代の恐慌以降、ドイツ経済は急速に独占化していった。また、1891年のドイツは、ビスマルクの対外政策からポスト・ビスマルクの対外政策への転換期である。ヨーロッパにおける国家体系の維持のための「調停者」から、覇権の拡大を目指す「世界政策」へと転換しつつあった（その下地はビスマルク期に形成された）。例えば、当時のドイツはすでにトルコに進出し、後のいわゆる3B政策を準備していた。トルコの「保全」を条件とするドイツ（とオーストリア）の政策は、トルコの解体を条件とする仏露（英）の政策と鋭く対立したのである。あるいはまた、日本に対する「三国干渉」（1895年）を想起されたし。さらに、「ドイツ（1891年の）は先進的な社会主義の国でした」（1917年1月19日のアルマンドへの手紙）と言うが、後知恵で言えば、ドイツ社会民主党（SPD）は“はりこの虎”であった。

〈4〉レーニンによるローザ批判

「ユニウス〔ローザ〕の小冊子」＝『社会民主主義〔ローザ選集訳「社会民主党」〕の危機』と、その付録として収録された『インテルナツィオナーレ』グループ（後のスパルタクス・ブント）の「国際社会民主主義の諸任務に関するテーゼ〔選集訳『国際社会民

主党の任務に関する指針』]」とを相上へのせたのが、レーニンの『ユニウスの小冊子について』である。

『ユニウスの小冊子について』でレーニンは、初めに、「ユニウスの小冊子は大体においてすばらしいマルクス主義的労作である」と評価しつつも、「社会排外主義（筆者はこの用語をも、正確さの点でこれに劣る社会愛国主義という表現をも、使っていない）と日和見主義との結びつきについて口をつぐんでいる」ことを、「主要な欠陥」だと指摘した。¹

レーニンは言う、「ユニウスの小冊子でも、[ユニウスらの] テーゼでも、日和見主義やカウツキー主義については何も述べていない！ これは、理論上正しくない。というのは……第二インター全体の歴史を背後にもつ一流派としての日和見主義に連関させないでは、この[ドイツ社会民主党（SPD）の公認指導者たちの]『裏切り』は説明できないからである。これは、実践的・政治的に誤りである。なぜなら、公然の日和見主義流派……と隠然の日和見主義流派（カウツキー一派）という二つの流派の意義と役割を明らかにしないでは、『社会民主主義の危機』を理解することも、それを克服することも、できないからである」、と。さらに、次の主張と「首尾一貫しない」ではないか、と。

「労働者階級の目的と利益に対する、交戦諸国の社会主義政党の公的代表者たちの裏切りに直面し、プロレタリア・インターナシ

ョナルの基盤からブルジョア的・帝国主義的政策の基盤への、彼らの指導者たちの転向に直面して、あらゆる国での、帝国主義に反対する革命的階級闘争の指導と結果〔結束か？〕の任に当るべき、一箇の新たな労働者インターナショナルを創設することは、社会主義にとって、死活にかかわる緊急の問題である」（ユニウスらのテーゼ12。ローザ選集による）。

そしてレーニンは、「ドイツにおける革命的マルクス主義全体の最大の欠陥は、系統的にその方針を遂行し、新しい任務の精神で大衆を教育する、結束した非合法組織のないことである」と結論づけた。

次にレーニンは、ユニウスの「二つの誤り」の批判に移る。その一つは、「帝国主義の時代にあっては、もはや、民族戦争なるものはまったく存在しない」（テーゼ5）という命題である。

レーニンはまず、三つの可能性をあげて、この命題を理論的に批判した。第一に、帝国主義戦争の民族戦争への転化を不可能と決めつけることはできない。第二に、「帝国主義の時代には、植民地と半植民地による民族戦争は、ありそうなばかりか、不可避的でもある」。第三に、帝国主義の時代は、「帝国主義強国に反対する小国家……が行う民族戦争を、少しも排除するものではない」。²

続いてレーニンは、先の命題が実践的・政治的にも誤っていることを指摘している。それは「軍備撤廃」論に帰着する。さらに、

¹ この引用の「正確さの点でこれに劣る[英訳版レス・プリサイズ]」を、文庫は「もっと正確な」と正反対に訳している。

² レーニンはアメリカ独立戦争を「民族解放戦争」としているが、日本語としては違和感がある。しかし、レーニンが民族を、独立した民族国家を形成する集団と認識していたことを想起すれば、納得しうるであろう。

「民族運動への無関心」に帰着する。抑圧民族の「無関心」は、排外主義となる。そしてレーニンは、次のように述べた。

「帝国主義強国に対する民族戦争は、ありうることであり、ありそうなことであるばかりではない。それは、不可避的であり、進歩的、革命的である。とはいえ、この戦争が成功するためには、被抑圧諸国の住民の膨大な数……の努力を結合するか、または国際情勢の諸条件が特に有利に組合わされるか……、ないしは諸大国のうちの一国のプロレタリアートがブルジョアジーに対して〔民族戦争と〕同時に蜂起するか、いずれかを必要とすることはもちろんである」。¹

もう一つのユニウスの誤りは、「祖国擁護の問題と関連している」。まずレーニンは、「この戦争が強盗的、奴隷所有者的、反動的な性格のものであるから、またこの戦争に対して社会主義のための内戦を対置する（またこの戦争を内戦に転化しようと努力する）ことが可能であり必要であるから、プロ

レタリアートはこの帝国主義戦争で祖国を擁護することに反対する」という、ポリシェビキの問題の提起の仕方を確認した。

ところがユニウスは、民族戦争でない現在の帝国主義戦争に民族綱領を対置している。ユニウスは以下のように書いていた。

「外敵に対する国土の最良の擁護、最良の防衛となるものは、……容赦ない階級闘争である」。「社会民主主義者には、大きな歴史的危機に際しては、自国を擁護する義務がある。……この〔大戦勃発〕時における祖国に対する第一の義務は、次の点にあった」。

「帝国主義戦争の真の背景を祖国に示すこと、勝利も敗北もドイツ人民にとって災厄であることを宣言すること、戒厳状態による祖国の緊縛に抵抗すること、人民武装および戦争か平和かを人民に決定させること、「戦争のあいだ人民代表議会の無休〔パーマネント〕開会を要求すること」、「すべての政治的権利剥奪の即時廃止を要求すること。最後に……帝国主義的な戦争綱領に対して、

¹ 17パラグラフでの小冊子からの引用は、以下の通り。「社会主義は、すべての民族〔ナロード。選集訳『国民』〕に対して独立と自由の権利、自分の運命を自主的に処理する権利を認める」。「国際社会主義は、自由な、独立した、そして同権の諸民族〔ナーツィヤ〕の権利を認める。しかし、このような諸民族〔同〕をつくりだしうるものはただ国際社会主義だけであり、諸民族〔同。選集訳『国民』〕自決権を実現できるものはただ国際社会主義だけである」。残念ながら、独語テキストは入手できていない。

1848年の愛国者や民主主義者の、以前からの真に民族的な綱領、すなわち……統一ドイツ共和国を対置すること。これこそ、国〔ストラナー、英訳版カントリー。全集訳『国民』はおかしい〕の前に掲げるべき……」。¹

理論面においてレーニンは、次のように批判している。第一に、1848年と現在とでは、「客観的事情」が違う。1848年には、「封建的・王朝的戦争に対して、客観的には、……民族解放戦争が対置されていた」。しかし、現在では、「帝国主義的・ブルジョアの戦争……に対して客観的に対置できるものは、……ブルジョアジーに対する戦争だけである」。第二に、「階級闘争が侵入に対抗する最良の手段である」というのは、「あらゆる階級的抑圧についてあてはまるからこそ、……あまりにも一般的であり、従って今の特殊の場合については不十分」である。「ブルジョアジーに対する内戦」という「階級闘争だけが、ヨーロッパ……を侵入の危険

から救うであろう」。²

1914～1916年に「大ドイツ共和国」が存在していたとしても、「同じような帝国主義戦争を行ったであろう」。

続いてレーニンは、「純実践的な見地から」こう述べている。「ドイツの全ブルジョア社会、農民に至るまですべての階級は戦争に賛成した……。ブルジョアジーは歯まで武装していた。こういう状態のもとで、共和制、無休会の議会、人民による将校の選挙（『人民の武装』）などという綱領を『宣言』することは、実際には革命（正しくない革命綱領をもつ！）を『宣言する』ことを、意味する」。それならば、革命が日程にのぼっていることを「宣言」し、社会主義という革命的階級の綱領を明示する必要があり、それを実現する「系統的な、首尾一貫した、実践的な、そして革命的危機がどんなテンポで発展する場合にも無条件に実現されうる行動、成熟しつつある革命の線に沿った行動」を提起する必要があった。そのような行動

¹ 上の引用の「人民」はすべてナロード。ローザ選集訳は「人民武装」を除いてすべて「国民」。ローザがそれを知っていて「パーマネント」を用いたのか不明であるが、1848年ウィーン「10月革命」時に、議会は「パーマネンツ」を宣言している。「パーマネンツ宣言とは、一般的な意味としては会議を中断することなく続けるということである。したがってこの場合議会は、現職大臣が虐殺されて、いまなお吊るされているという緊急事態のなかで、とりあえず翌朝7時まで『パーマネンツ』を続けようと決議する。しかし、『パーマネンツ』というのは、たんに会議を中断しないということだけでなく、それ自体一つの執行機関の成立を意味するとともに、さらにまた執行機関そのものをも意味したのである」。「マルクスが『パーマネンツ宣言』とか『パーマネンツにおける革命』という場合の『パーマネンツ』というのは、たんに『永続』などという意味ではない……。革命史において『パーマネンツ』というのは革命遂行のための一つの機関なのである」。「『永続革命』という正体不明な言葉は、歴史についての無知と誤解が生み出した産物である」（同）。

² はずかしながら、原稿を書きながら気づいたのだが、ドイツ語における「城内平和（ブルクフリーデ）」と「内戦（ビュルガークリーク）」の対語関係は、シンプルかつ含蓄がある。ロシア語も、「市民の平和」「市民の戦争」とシンプルだが、面白味がない。英語の場合、「城内平和」にあたるのはクラス・トゥルス（階級休戦）だから、内戦（シヴィル・ウォー）とはまったく単語が違う。「シヴィル・ピース」という言い方があれば、ロシア語に近いのだが。

は、ポリシェビキのベルン会議における決議に示されている。すなわち、「①軍事公債に対する反対投票 ②『国内平和』の破棄 ③非合法組織の創設 ④兵士の交歓 ⑤大衆のあらゆる革命的行動の支持」。これらの行動の成功は、「不可避免的に内戦に導く」。

最後にレーニンは、「二つの種類の間違った考えがユニウスの誤りを引きおこした」としている。「第一に、ユニウスは、分裂を恐れ、革命的スローガンを完全に言い切ることを恐れているドイツの社会民主主義者……の『環境』から完全には脱却していない」。注ではレーニンは、自国敗北論を説明している。すなわち、敗北の危険をおかさず自国のブルジョアジーと政府を攻撃できないこと、敗北は革命的階級の仕事を容易にすると歴史的経験が教えていること、等。「第二に、……ユニウスは、……メンシェビキ的『段階理論』のようなものを望んだ……。真実の祖国の最良の防衛ということにはだれも反対することはできない。ところで、真実の祖国とは大ドイツ共和国であり、最良の防衛とは民兵、無休会の議会、その他である。このような綱領では、ひとたびそれが採択されるなら、ひとりで……社会主義革命に向かって進むであろう、というのである」。「ユニ

ウスの小冊子には、……孤独者が感じられる」という有名な文句で、レーニンは論を閉じた。¹

本稿のテーマからいえば、『ユニウスの小冊子について』のポイントは、民族戦争不可能論を批判し、「帝国主義強国に対する民族戦争」が「不可避免的であり、進歩的、革命的である」と断言した点にある。これは、ポリシェビキのテーゼ6（本章296頁左段第2パラグラフ）を一歩進めたと見えようが、「進歩的、革命的である」との内容が十分明らかにされたとは言いがたい。²

〈5〉レーニンによるポーランド社会民主主義者の批判

1916年2月に発行されたポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）分離派の機関紙『ガゼータ・ロボトニチア〔労働新聞〕』は、前年6月に採択された同党の決議を掲載した。その決議の中に、「〔ロシア党〕中央委員会〔ポリシェビキ〕は、……決断力の点で劣っているすべての分子に対して機械的に一線を画することの意義を過大評価しており、……」との一節があった。これにレーニンは激怒する。早速レーニンはラデックに、「『ガゼータ・ロボトニチア』……の

¹ ついでながら、「段階理論」はトロツキーにもあてはまる（過渡的綱領主義）。「孤独者」ということも。本章301頁注で述べた「レーニン主義の特徴」は、「段階理論」とまったく無縁である点にある。なお、ローザの「小冊子」の評価のためには、1915年秋から、「平和」「パン」を求める運動がドイツ各地で高まったこと、およびそれへのドイツ社会民主党（SPD）各派の対応も考慮すべきであるが、またしても長くなるので指摘にとどめる。

² 当時のドイツ社会民主党（SPD）内には、先に示したボルヒャルトのグループ（ドイツ国際社会主義団）と、ラデック、パンネクックに指導されたいわゆるブレーメン左派とがポリシェビキに近かったが、いずれも小グループのため、『インテルナツィオナーレ』グループが左派の主流であった。なお、「講和」を唱える中央左派らがツインメルワルト会議に参加したのは、ドイツ政府による戦争目的の主張が、「防衛」から「併合」へと転換したことを背景としている。

発行以来、ロシアとポーランドの問題で我々の共同闘争は不可能になった」と書き送っている。また、ロシア党諸支部への在外組織中央委員会名の手紙で、決議を「中央委員会と組織中央委員会 [8月ブロック] との間での旧来の動揺」と批判し、「①ロシア国内での分裂、②ヨーロッパでのカウツキー主義に対する非妥協性、という問題では、我々は非妥協的である」ことを強調した。

一方、ツィンメルワルト連合の左翼的部分（オランダ左派、トロツキー派、ツィンメルワルト左派）の機関誌『フォルボーテ [先駆者]』編集部において、『コムニスト』編集部と類似の事態が起こった。レーニンは、ローランド=ホルストに対し、「規約の最初の原案は、我々に編集権を与えていました（編集部=あなた方のグループ《あなた方+トロツキー》と『ツィンメルワルト左派』の同盟でした。だが、御承知のように、この左派のビューローでは、3票——ラデック、ジノビエフ、私——のうち我々が2票持っているのです）。規約が変更された後では、我々は編集権を失って、協力者になってしまいました」（1916年3月8日付手紙）と訴えている。

レーニンはシリャブニコフに、「君は、きっと、ラデックが『フォルボーテ』編集部から我々を押し出したことを知らないのだろう？……ラデックは数ヵ月陰謀をめぐらして、『女主人』（ローランド=ホルスト）にこの計画 [上記『規約の最初の原案』] を廃棄させた。我々は寄稿者の地位に移された」（5月23日付手紙）と書いた。さらに、アルマンドへの手紙11月30日の手紙では、次のように述べている。「ラデックとの『けんか』（???!!) について。すでにこの春、私

はグリゴリー [ジノビエフ] と論争しました。彼は、当時の政治情勢をまったく理解せず、私がツィンメルワルト左派と決裂したと言って非難しました。……ツィンメルワルト左派との結びつきもまた条件的なものです。第一に、ラデック=ツィンメルワルト左派ではありません」、「今でもラデックは私（とグリゴリー）にあてて、『我々』（彼+ブハーリン+ユーリー一派）はこれこれの『見解をもっている』という鉄面皮な手紙をよこしています」、つまり、「我々とユーリー一派との意見の相違の間に付け込んで『陰謀』をたくらもうとしている」、と。

こんなわけで、『フォルボーテ』の発行は2号で終わった。その最終号（4月）に、ポリシェビキのテーゼ「社会主義革命と民族自決権」（以下Bテーゼと略す）と、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）分離派の「帝国主義と民族抑圧に関するテーゼ」（以下Pテーゼと略す）が併載された。また、両者は『ソツィアル・デモクラート論集』第1号（10月）に再録された。レーニンがPテーゼを批判したものが、『自決に関する討論のイトーギ』である。イトーギはイトーク（決算、結果）の複数形であり、全集訳は「総括」、文庫訳は「決算」。ここでは便宜上、レーニン論文を『決算』と略す。また、（）内の頁数は文庫のもの。

レーニンはまず、「国際舞台でこの [民族自決の] 問題がこれほど広範に取り上げられたのは、おそらくこれが初めてであろう」と語った。しかしこれは、民族自決権の重要性を執拗に説いたレーニンがいてこそこの話である（レーニンの民族問題論を他国の社会主義者が知ったのは、この時が初めてかもしれない）。続いてレーニンは、「これまでのとこ

る……自決の問題を幾分でも系統的に討議したのは、オランダ人とポーランド人だけであった」こと、「公認の社会主義は、この問題についてはひどい嘘つきになった」こと、「ロシアの社会民主主義者にとっては、……この討論は、1903年と1913年の討論の継続である」ことを確認し、「国際舞台で開始された討論の……最初の決算」として論を進めている。

Pテーゼに対するレーニンが一番目の批判点は、帝国主義的経済主義の傾向に関するものである。その一つはBテーゼ1に関連するもので、Pテーゼは、社会主義のもとでの民族自決権を否定していた。いわく、「社会主義は民族的抑圧をもたらす階級的利害をなくす」、社会主義社会では民族は「文化的ならびに言語上の単位の性格をもつだけであろう。……社会主義的文化圏の地域的区分は、……個々の民族が自己の権力をそっくり保ちながら（『自決権』が要求するように）単独で解決すべきものではなく、利害関係をもつすべての市民が共同でこれを決定するであろう」、と。

Pテーゼは、「政治的抑圧の一形態」の問題を、「民族的抑圧を一掃するための経済的前提」の問題にすり替えている（126頁）。また、国家（国境）の問題を「社会主義的文化圏」の問題にすり替えている（128頁）。これは、「経済的なもの」だけが大切だと考えた経済主義の一種、「帝国主義が勝利した、だから政治問題は無用だ」という帝国主義的経済主義に他ならない。さらに、「共同での決定」に関して言えば、レーニンが言うように、沖縄への差別政策は、まさに「共同で決定」されている（建前上は）。

もう一つは、Bテーゼ2で批判した「自決

実現不可能」論である。しかしこの点については、Pテーゼで反論がないので、レーニンは「この点に関する討論は終結した」とみなしている（132頁）。

二番目のレーニンの批判点は、併合の問題に関するものであり、これは、『決算』の中心テーマといってよい。

第一に、レーニンの批判は、Pテーゼが、併合とは何かという問題を回避しながら、「併合反対」を唱えていることに向けられる。レーニンは、Bテーゼ7の最後の一節を次のように説明している。「併合の概念のうちには、通常次の概念が入っている。①暴力の概念（暴力的編入）。②他民族による抑圧の概念（『他』国の地域の編入など）。③現状侵害の概念」。しかしながら、社会民主主義者は、暴力一般に反対することはできないし、現状維持に賛成することもできない。従って②が残る。併合とは、「民族自決の破壊であり、住民の意志に反する国家境界の決定であり」、「併合に反対するとは、自決権を支持することを意味する」（135頁）。先に論及した問題（本章296頁右段第3パラグラフ）にも、結論が出たといえよう。「含まれない」と解すべきなのだ。レーニンは、「自決の『承認』と、併合に対する『抗議』との間には、『経済的にも政治的にも』、また一般に論理の上でも、差異はないという真理」（144頁）とまで述べている。

なお、「出版物では見られない」が、「口頭の討論」で出会った論拠として、「一定の悪に抗議したからといって、その悪を排除するポジティブな概念を承認したことには必ずしもならない」というものがあつたという（136頁）。「ポジティブな」は「積極的な」と邦訳されているけれども、例えば、

「飲み過ぎるな」というネガティブな（否定形の）主張は認めるが、「ほどほどに飲め」というポジティブな（肯定形の）主張は認めないのは論理的ではない、というのがレーニンの論旨である。

第二に、レーニンは、「併合に反対する闘争の出発点は、いかなる祖国擁護をも拒否することである」という主張を批判した。これは、「併合民族からの解放を目指す被併合民族に反対」するものであり、「併合主義的な主張」である、と。「その[P]テーゼの中で、そういう見解を述べてはいない」が、「おそらく、『帝国主義時代には』民族戦争は不可能だと考えているのであろう」と、レーニンは推測している（139～140頁）。なお、文庫139頁6行目の「民族」、従って同頁最後のパラグラフおよび141頁最初のパラグラフの「他民族」の「民族」はナロード。

第三にレーニンは、より併合主義的な主張、「ヨーロッパに新しい国境標を設定すること、帝国主義によって撤去された国境標を復活することには、断じて賛成しない」（Pテーゼ）という主張を批判し、その「理論的根源」をストルヴェ主義とした。レーニンは、Pテーゼから二つ取り上げている。「帝国主義の轍が、既成の資本主義国家を押し潰して進んだところでは、社会主義を準備する資本主義世界の政治的および経済的集積が、帝国主義的抑圧の残忍な形態で行われている」（Bテーゼ5参照）。「[自決のスローガンは]社会帝国主義者が、このスローガンの幻想的性格を証明することによって、民族的抑圧に反対する我々の闘争を歴史的法則に反した感傷主義のように見せかけ、それによって、社会民主党綱領の科学的根拠に対するプロレタリアートの信頼を覆すことを可能に

する」（142～143頁）。

第四にレーニンは、Pテーゼが併合に反対する理由を「特別に説明しなければならなくなる」（144～145頁）点を指摘した。Pテーゼがあげる、「併合は戦争の危険を増大させる」、「併合は支配民族プロレタリアートと被抑圧民族プロレタリアートとの間に溝をつくりだす」という論拠は、民族戦争から引き出されるものに他ならない。民族戦争を否定しつつ、これらの論拠を用いるのは、「自分で自分をやっつけているのである」（146～147頁）。

第五にレーニンは、Pテーゼにある「植民地から手を引け！」という要求が持つ矛盾を指摘した。すなわち、ヨーロッパで「実現不可能」なことが、なぜ植民地では「実現可能」なのか、と。

Pテーゼが示すブルードン主義、これがレーニンによる三番目の批判点である。「ブルードン主義者は、空論主義的に理解された社会革命の名において、ポーランドの国際的役割を無視し、民族運動を振り棄てた。ポーランドの社会民主主義者は、それとまったく同じように、空論主義的にふるまっている」（156頁）。

第一にPテーゼは、マルクスやエンゲルスのように民族運動を具体的に分析することを怠っている。

第二にPテーゼは、社会主義革命のスローガンと民主主義的諸問題における革命的立場との結合をもって、社会主義革命のスローガンが「隠蔽される」かに述べている（文庫訳は少しおかしい）。にもかかわらず、「分離の自由」ではなく「自治制」に賛成しているPテーゼは、改良主義的である。「『自治』民族は、『統治』民族と同権ではない」から

(157頁)。

第三に、1916年のアイルランドのイースター蜂起に対する態度である。ラデックは、ツィンメルワルト連合の機関紙において、アイルランド蜂起を「プッチ [一揆] 」と呼んだ。これはカデットの評価と同じであった。レーニンは言う、「『純粹の』社会革命を待っている人は、決して革命に巡り合えないだろう」(173頁)。一方で「民族抑圧反対」と言いながら、他方で「抑圧者に対する被抑圧民族の数個の階級の最も活発な、知識的な部分の英雄的な蜂起を『プッチ』と名づけるようなことをやり始めるなら、我々は、カウツキー派と同じ愚か者の水準に身を落とすことになるだろう」(176頁)、と。¹

続いて、『決算』においてBテーゼの内容がより展開された諸点をあげておく。その第一は、Bテーゼ1および3末尾の内容、すなわち、社会主義社会と民族自決の関係である。レーニンは二つの観点から、Pテーゼを批判した。第一に、プロ独期においても分離の自由を実行しなければ、民族的抑圧は残るということ。なぜなら、帝国主義が決定した国境が「遺産」として残るから。第二に、勝利したプロレタリアートが犯しうる誤りの問題。

第一の観点についてレーニンはまず、エンゲルスの論文『ポーとライン』を引用し、「勝利した社会主義の民主主義的国家……の境界は、……住民の意志と『共感』とに基づ

いて、決定されるであろう。……社会主義は、階級的抑圧なしに生産を組織し、国家の全成員に幸福を保障し、そうすることによって住民の『共感』に十分な活動舞台を与え、まさにその結果として、諸民族の接近と融合とを容易にし、大いにそれを促進する」と述べている(129~130頁)。

次にレーニンは、バウアー『民族問題と社会民主主義』の第30章「社会主義と民族性原理」から引用し、「これはまったく正しい」とした上で、以下のように述べた。「資本主義を社会主義に造り変えることによって、プロレタリアートは、民族的抑圧を完全に排除する可能性をつくりだす。この可能性は、住民の『共感』に応じた国家境界の決定までも含めて、あらゆる分野で民主主義を完全に実行する場合に『のみ』……現実性に転化するであろう」(131頁)。

【注 阪東宏は、「この注目すべき結論」が、『民族問題ノート』におけるバウアー評価と「根本的に異なる」²と述べているが、承服できない。ここでのバウアーの主張は、「社会主義社会の民主主義的共同体の軍隊」は「武装した人民」であるから、「異民族的支配の可能性は消失する」という、マルクス主義者にとって当然のものだから。】

第二の観点についてレーニンは、カウツキーへのエンゲルスの手紙(本稿36頁第2パラ

1 エリスの『アイルランド史 [原題は「アイルランド労働者階級の歴史」]』は、「アイルランドの蜂起の意義を十分に認めたのは、レーニンだけだった」と述べ、以下のトロツキーの論評を紹介している。「……空想的ナショナリストが期待していたような全アイルランドの運動は実現できなかった。……戦って死んだのは、プティ・ブルジョアのインテリ出身の革命的情熱家が道連れにしたダブリンの労働者たちだけだった。民族革命の基盤は遅れたアイルランドでさえすでに消滅していた」(『ナーシェ・スローヴォ』7月4日号)。

2 『歴史の方法と民族』 阪東宏 青木書店 1985/4

グラフ)を紹介し、「経済的変革はすべての民族〔ナロード〕を促して、社会主義に向けて進ませるであろうが、しかし、その場合には、革命——社会主義国家に反対する革命——もおこりうるし、戦争もおこりうる」こと、および、「無条件にインターナショナルな原則」=「他民族〔ナロード〕に幸福を押しつけることは、プロレタリアートの勝利を覆すことを意味するであろう、という原則」を確認している(169頁)。

そして、次のように述べた。「社会主義革命は最も近い将来にも……可能だ」が、「民族的反感はそう急速には消滅しないであろう。抑圧民族に対する被抑圧民族の……まったく正当な憎悪は、なおしばらく残るであろう。それは、社会主義が勝利した後、そして諸民族の間にまったく民主主義的な関係が打ち建てられた後に、初めて消散するであろう」(170頁)。

第二に、抑圧民族と被抑圧民族との分裂(Bテーゼ4)に関する問題。レーニンは次のように述べた。「今では、ごく少数(5ないし6)の帝国主義的『大』国の体系〔システム〕が形成され、その各々が他民族を抑圧している。その場合、この抑圧は、資本主義の没落を人為的に遅らせ、世界を支配している帝国主義的諸民族の日和見主義と社会排外主義を人為的に支持する源泉の一つである」(154頁)。

このような帝国主義の時代における「労働者階級のインターナショナリスト〔形容詞〕教育の問題」が取り上げられている。¹

この教育は、抑圧民族と被抑圧民族とは同一ではありえない。全民族の同権、接近と融合という同一の目標に、抑圧民族と被抑圧民族とは「違った具体的な道筋」を通して進む(160頁)。

抑圧国における教育の重点は、「労働者が被抑圧国〔カントリー。なぜ『民族』でなく『国』なのか不明〕の分離の自由を説き主張するようにならせること」にある。「我々は、民族的差異に対して『無関心』となるように労働者を教育する義務を負っている」。しかし、「併合主義的無関心」であってはならない。「小民族が、彼ら自身の共感に従って」、どの国家に所属しようが、自立しようが、それに「無関心」になるということである(160~161頁)。

「これとは反対に、小民族の社会民主主義者は、彼らの煽動の重点を、……諸民族の『自由意志による結合』に置かなければならない。……彼らは、どんな場合にも、小民族的な偏狭、閉鎖性、孤立性に反対し、全体的なもの、全般的なものを考慮に入れるために、部分的なものの利益を全般的なものの利益に従属させるために、闘わなければならない」(161頁)。

これと関連して、「オランダとポーランドの社会民主主義者の特殊な立場の問題」が検討されている。両国の「特殊な客観的諸条件」は、以下の点にある。①「いずれも列強の現在の『体系』の中では小さい頼りない国である」。②地理的には、強大かつ競争的な帝国主義的強盗の間にある。③「ともに、自

¹ 上記「形容詞」については植村邦彦『市民社会とは何か』平凡社新書 2010/12 147頁末尾参照。例えば、キャピタリストには、「資本家」のほかに、「資本の」「資本主義的」という形容詞もある。「社会主義革命」は、ソシャリスト・レヴォリューション。そして、「帝国主義的経済主義」は、インペリアリスト・エコノミズム。

国が『強国』であった往時の記憶と伝統が、おそろしく強い」。^④「両国とも、今日に至るまで、他民族 [ナロード] を抑圧する特権を保っている」。「この四つの特殊条件の結びつきからなる特異性……にこそ、問題の全核心がある！」。この観点からすれば、「最も優秀な革命のおよびインターナショナルなオランダとポーランドの社会民主主義者の「特異な立場」は、「まったく正当なものとなる」(162～163頁)。

当時、ドイツ・オーストリアはポーランド国家の復興を“約束”し、これに対抗してツァーリも「三つの地域を一つにまとめた自由なポーランドの創設」を“約束”した。さらに、米大統領ウィルソンも、「ポーランド再建」に言及する。ドモフスキらの民族主義者は、戦争をスラヴとゲルマンの民族抗争と捉え、反ゲルマン主義の立場からツァーリに期待した。後の独裁者ピウスツキ(フラキ=PPS右派)は、逆に、オーストリアの権威のもとで軍事組織を編成し、ポーランドの統合をはかっていた。

このような情勢下で、Pテーゼがポーランド独立のスローガンに反対したのは、まったく正しい。「ポーランドの独立は、今日では、戦争または革命なしには『実現不可能』である。ただポーランドの再興だけのために全ヨーロッパ戦争に賛成するということは、最も悪質の民族主義者となり、少数のポーランド人の利益を、戦争に苦しむ幾億の人間の利益に優越させることを意味する」(165頁)。

「しかし、ロシアとドイツの労働者にとっては、彼らが将来ポーランド併合の参加者となるか……、それとも、ポーランドが独立するかは、どうでもよいことではない。事態は、確かにすこぶる込み入っているが、……そこには、すべての関係者がインターナショナルリストにとどまりうるような、一つの活路がある。すなわち、ロシアとドイツの社会民主主義者は、ポーランドの無条件的な『分離の自由』を要求し、ポーランドの社会民主主義者は、今の時代または今の時期には、ポーランド独立のスローガンを掲げずに、この小国のプロレタリア闘争と諸大国のプロレタリア闘争との統一のために闘うということが、それである」(167～168頁)。¹

第三は、アイルランドのイースター蜂起への評価で見たように、レーニンが、被抑圧民族の反帝国主義的蜂起・戦争を支持したことである。「植民地およびヨーロッパにおける小民族の蜂起を伴わず、その偏見をすべて持ったままの小ブルジョアジーの一部の革命的爆発を伴わず、また地主的、教會的、君主制的、民族的、等々の抑圧に対する無自覚のプロレタリアならびに半プロレタリア大衆の運動を伴わないような社会革命が可能だと考えるのは、社会革命を放棄することを意味する」(173頁)。「反帝国主義闘争における自立的な要因としては無力な小民族が、真の反帝国主義勢力、すなわち社会主義的プロレタリアートの舞台への登場を助ける酵母の一つ、バチルスの一つとしての役割を演じていること、これこそ歴史の弁証法である」

¹「1914年8月 [ママ] (『民族自決権について』執筆)にはポーランドの独立を要求したレーニンがすでに明らかにしたように、16年7月 (『討論の決算』執筆)には一転してその独立の不可能であることを主張した。まさに180度の転換である」(『民族問題とレーニン』高梨純夫 BOC出版部 1987)というのは、はなはだしい誤読である。

(175頁)。

これがこの時期におけるレーニンの、被抑圧民族による反帝民族運動のインターナショナルな役割への最大の評価である。レーニンはまた言う、「社会革命の開始の時代である『帝国主義時代』にこそ、プロレタリアートは、今日は被併合地域の蜂起を特に精力的に支持するであろうが、それは、そういう蜂起によって弱められる『大』国のブルジョアジーを、すぐ明日、あるいは同時に、攻撃するためである」(141頁)、と。

反帝民族運動が「進歩的、革命的である」ことが、もっぱら大国プロレタリアートの視点から説明されている。このような限界は何に起因するか、これが第四である。Bテーゼ6で示されたヨーロッパの被抑圧民族と植民地との区別は、帝国主義認識確立によって明らかになったのであるが、それについて、レーニンはこう述べている。「ヨーロッパでは、従属民族は、植民地よりも、おおむね資本主義的に一層発展している……。しかし、他ならぬこのことが、民族的抑圧と併合とに対する一層大きな抵抗を呼び起こしている！まさにこのために、ヨーロッパでは、分離の場合をも含めてあらゆる政治的条件のもとで、資本主義の発展は、植民地に比べて一層保障されている」。「民族運動を含めたあらゆる種類の革命運動は、ヨーロッパの状況のもとでは、植民地におけるよりも、もっと可能性があり、もっと実現性があり、もっとねばり強く、もっと意識的で、もっとうちかちがたいものである」(148～150頁)。

本章285頁左段末を参照されたい。レーニンは、帝国主義による民族抑圧の度合いだけでなく、資本主義の発展度合い＝「めざめ」の度合いの面からも、被抑圧民族の抵抗を捉

えた。後者の面は、帝国主義認識以前の理解を継承しているが、この両面からの把握は、抑圧民族と被抑圧民族の関係をより具体的にするとともに、一定の制約をもたらすことになった。レーニンの主張を聴こう。

「以前 [1848～1871年] には、大民族国家——ヨーロッパの民主主義諸国 [ザ・デモクラシーズ] ——の体系 [システム] が、ツァーリズムにさからいながら世界に民主主義 [アンカウンタブルのデモクラシー] と社会主義とをもたらした。……今 [1898～1916年] では、ごく少数 (5ないし6) の帝国主義的『大』国の体系が形成され、その各々が他民族を抑圧している。……以前には、最も大きな諸民族を解放しつつあった西欧の民主主義は個々の小さな民族運動を反動的な目的に利用していたツァーリズムに対立していた。今では、ツァーリズムの帝国主義とヨーロッパの先進的な資本主義的帝国主義との同盟が、幾多の民族に対する彼らの全般的な抑圧を土台として、社会主義的プロレタリアートに対立している」(154頁)。

ここから、次のように結論づけられる。「以前には、第一に『ツァーリズムに反対』して (またツァーリズムによって反民主主義的な方向で利用されていた若干の小民族の運動に反対して)、西欧の大民族の革命的諸国民 [ナロード] に味方しなければならなかった。今では、帝国主義列強、帝国主義ブルジョアジー、社会帝国主義者の歩調を合わせた統一戦線 [エヂーンヌイ・フロント＝ユニテッド・フロント] に反対し、社会主義革命のために帝国主義に反対するすべての民族運動を利用することに味方しなければならない」(155頁)。この「利用する」の主語が不明確だが、これをもってレーニンを「利用

主義」と批判する論者がいる。しかしこれは、ツァーリズムによる「利用」と対比する形での用法であろう。

またレーニンは、「プロレタリア的闘争のインターナショナルな [インテルナツィオナーリヌイ] 戦線が、小民族の具体的な立場に関連して形態を変えた」という観点から説明している。「以前……には、小民族は、あるいは『西欧民主主義』と革命的諸国民の可能な同盟者としての、あるいはツァーリズムの可能な同盟者としての意義をもっていた。今では……小民族は、そういう意義を失っている。今日では、彼らの意義は、『大国民族』の寄生性 [パラジティーズム=パラサイティーズム] と従ってまた社会帝国主義との、培養源の一つだということである。……重要なのは、帝国主義時代にプロレタリアートが客観的諸原因によって二つのインターナショナルな [メジドゥナロードヌイ] 陣営に分かれていることである。すなわち、そのうちの一つは、大国ブルジョアジーの食卓からのおこぼれ、とりわけ小民族の二重、三重の搾取からのおこぼれで墮落させられており、もう一つの陣営は、小民族を解放せずには、大衆を反排外主義、すなわち反併合主義、すなわち『自決主義』の精神で教育せずには、自分自身を解放できないのである」(156頁)。

帝国主義側の統一戦線に対置されるのは、反帝統一戦線ではない。対置されるのは、社会主義的プロレタリアート (のインターナショナル・フロント) である。小民族の搾取からのおこぼれで墮落させられたプロレタリアートは、帝国主義側の統一戦線に参列しており、民族抑圧が帝国主義戦線の強化をもたらしている。他方、社会主義的プロレタリアートは、小民族を解放せずには自己を解

放できない。「全般的な帝国主義戦線に対するプロレタリアートの闘争が純粹になればなるほど、『他民族 [ナロード] を抑圧する民族 [同] は自由ではありえない』というインターナショナルナリストの原則は、……一層切実なものとなる」(155頁)。「民族自決の問題の核心は、……抑圧民族の社会主義者の行動にこそある」(レーニン『平和の問題』) からして、抑圧民族プロレタリアートの視点から問題を提起するのは正当である。しかし、同時にそれは、資本主義の発展程度から民族運動を評価する論理に補完されている。小民族は同盟者としての意義を失っている、あるいは、小民族の一部が社会主義革命以前に解放されるか否かは重要ではない(156頁)、と。これが先述した「制限」である。

ところで、以上の文脈の中にある原注(154~155頁)は、二つの興味深い事実を示している。一つは、エンゲルスの英語論文「労働者階級はポーランドについて何をすべきか?」が一般に知られるようになったのは、1916年だったということであり、もう一つは、ライト・トゥ・ディスポウズ・オブ・イットセルフと添え書きしながら、レーニンはそれを「自決」としている(文庫訳はわざわざ「自決権」と手を加えている)——つまり、「自決権」を「自決」と略す場合もあったことである。レーニンは、エンゲルス論文を次のように紹介している。ヨーロッパの強大民族の独立と「自決」(上記の)とをプロレタリアートは認めるべきであり、「民族(性)原理」=大民族と小民族との等置は不合理である、と。

世界大戦に際して、エンゲルスは様々に利用された。一方では、そのドイツ擁護論をそのままあてはめ、「祖国擁護」を唱えた者が

あり、他方では、スラヴ人の運動に反対したことをもって、民族自決権を否定する者があった（なお、当時は、エンゲルス執筆のものも、マルクスが執筆したと思われていたという事情があったらしい）。これらに対してレーニンは、エンゲルス擁護の論陣をはったのである。レーニンは以下のように述べた。

「1848～1849年にマルクスとエンゲルスが書いたものを調べただけで〔レーニン『民族問題ノート』には、エンゲルスの論文二つとマルクスとの共著論文一つの短い抜粋がある〕、その当時にマルクスとエンゲルスが、ヨーロッパで『ロシアの前哨』となっていた『幾多の反動的民族〔ナロード〕』を、『革命的民族〔同〕』であるドイツ人、ポーランド人、マジャール人にはっきりと、明確に対置していたことが、わかるであろう。……1848年には、革命的な諸民族〔同〕は自由のために闘い、その自由の主要な敵はツァーリズムであったが、チェコ人その他は実際に反動的な民族〔同〕であり、ツァーリズムの前哨であった」（152頁）。その総括として、「①ヨーロッパの若干の大きな、また極めて大きな民族〔ナロード〕の解放の利益は、小民族〔ナーツィヤ〕の解放運動の利益に優越する。②民主主義の要求は、孤立的にとりあげないで、全ヨーロッパ的な——今では、世界的なと言うべきであるが——規模でとりあげなければならない」（153頁）。②に関しては、エンゲルスの英語論文に、「ある民族のヨーロッパ的な重要性や生活力は、民族原理の立場からすれば、なんら意義をも

たない」との一文がある。¹

続いてレーニンは、今なお「論議」の絶えない、次の主張を行う。「もし国際政治にツァーリズムが優勢な影響力をもっていた時代にマルクスが当面していた具体的な情勢が、またも繰り返されるなら——例えば、若干の民族〔ナロード〕が……社会主義革命を開始し、他の民族〔同〕がブルジョア反動の主要な支柱となるという形で——我々もやはり、後者に対する革命的戦争に味方し、それらを『おしつぶす』ことに味方し、そこにどんな小民族の運動が推し進められていようとも、そのすべての前哨陣地を破壊することに味方しなければならない」（同頁）。

これは、民族自決権とは区別された、権利の行使としての民族自決＝分離の評価の問題であり、ボリシェビキの1913年決議で、「社会の発展全体の利益の見地から、社会主義を目指すプロレタリアートの階級闘争の見地から、まったく独立に解決しなければならない」とされていた問題である。

レーニンは次のようにも言う。「自決をも含めた民主主義の個々の要求は、絶対的な〔アプソリュート〕ものではなくて、一般民主主義的な（今日では一般社会主義的な）世界的運動の一小部分である。個々の具体的な場合には、部分が全体に矛盾することもある。その時には、その部分を否認しなければならない」（同頁）。他方レーニンは、分離の自由は、抑圧民族社会民主主義者の「無条件の〔ベズスローヴヌイ〕要求である」と述べていた（160頁）。ここに“矛盾”を見い

¹ エンゲルスの英語論文は、ネイションとナショナルリティを区別しているようで、マルクス・エンゲルス全集は前者を「国民」、後者を「民族」と訳している。レーニン『民族問題ノート』では、前者がナーツィヤ、後者がナロードとなっているようで、その邦訳者は、マルクスエンゲルス全集とまったく逆に訳している。従って、『決算』のエンゲルスに関する部分の訳は、一考の余地あり。

出す人達がいるのだ（「絶対的な」も「無条件の」も英訳版ではアブソルート）。

上条勇は端的に、「1916年になって、レーニンは後退した」¹と評価している。また、民族自決権と民族自決の区別を強調した大野節夫は、次のように述べている。「『部分を否認』することが、暴力的否認を、しかも他民族からする暴力的否認をも包含するとき、自決権の承認の無条件性を否定することは明らかである。ここに、矛盾が生じる。これは、民族解放運動を『利用』する見地が生み出す矛盾である」²。しかしながら、二つのアブソルートは、一方は一般社会主義の立場から、他方は抑圧民族プロレタリアートの立場からというように、その意味する範囲が異なる。また、具体的な分離の評価は、その権利と「独立に」解決しなければならず、戦争が政治の継続であるならば、小民族の運動を「おしつぶす」ことがやむをえない局面もあるであろう。

とはいえ、レーニンにまったく責任がないとも言い切れない。確かに、全体は部分に優越するであろう。そうでないなら、論理学的概念は無意味であるから。しかし、大民族と小民族の関係は、全体と部分の関係ではない。ここは、自決権と自決の区別の論理だけで押し通した方がよかったのであるが、エンゲルス擁護がそれを妨げた。レーニンは、最も根本的な問題を避けている、すなわち、エンゲルスが、自らの民族（ドイツ人）が抑圧している諸民族の自決権を承認したのか否かを問うていない。

以上が『決算』の内容であるが、「革命的方策としての分離の自由」と区別された

「改良としての自治」の意義について付加しておく。「他ならぬ自治こそ、ある国家の境界内に暴力的に引きとめられている民族に、最終的にみずからを民族として構成し、自分の力を結集し、それを認識し、組織し、最も適当な時機を捉えて、『ノルウェー人ふうな』精神で、次のように声明する可能性を与えるのである。すなわち、我々、これこれの民族もしくは辺区の自治議会は、今後全ロシア皇帝はポーランド国王でないことを宣言する、云々」（158頁）。

【補1】エンゲルスは、1884年（『起源』を執筆・刊行した年）の手稿「封建制度の衰退とブルジョアジーの勃興について」に典型的なように、folk → nation → nationality という発展観を持っていた（この歴史観は、カウツキー、スターリンに継承された）。そして、エンゲルスが自決権を認めたのは、大きなnationについてだけである。これに対し、カウツキーを含むオーストリア・マルクス主義者が焦点を当てたのは、「nation → nation-state → flag」であった。この意味で、エンゲルスには、「民族問題」の分野は欠落していると言わざるをえない。

もう一つ、マルクスやエンゲルスは、ヨーロッパおよびその中の個々の国の革命の展望を持っていた（この点が第一インターと第二インターの違い）。彼らは、当面するドイツおよびオーストリアの革命を、ブルジョア民主主義革命（1789年フランス革命をいわば「理念型」としていたといっても、大きな間違いはないであろう）と見ており、1848年

1 『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 粹出版社 1996/7

2 「帝国主義と民族抑圧」 大野節夫 同志社大学経済学論叢第24巻第1.2.3号所収

革命もその観点から評価している。しかしながら、ドイツと特にオーストリアの革命は、「プロレタリア」と「民族」が積極的要素を占めていた点で、フランス革命とは異なっていた。マルクスとエンゲルスの評価が一面性を有していたことは否定できない（彼らの情報源が貧弱だったこともあるが、レーニンが言うほど「歴史的・具体的」ではなかった）。

まず、ドイツ人はもとより、マジャール人もその理念において、ドイツ的（あるいはフランス的）だったことは前提として確認しておくべきことである。ここでは舞台をウィーンにしぼる。

「マルクスはウィーンの10月をパリの6月に対比しながら言った、『……どちらでも……武装し買収されたルンペン・プロレタリアートが、労働し思考するプロレタリアートに立ち向かったのだ』……と。……だが、おそらくはマルクスが見落した特徴がもう一つある。バリケードに突撃し、ウィーンを攻め落としした反革命の『ルンペン・プロレタリア』がスラヴの兵であったとすれば、革命ウィーンのために生命を捨てたプロレタリアもまたおそらくはかなりの部分スラヴ系の民であった」¹。

簡単に説明しておこう。1848年3月、市民が蜂起した。ウィーンはバリケードの要塞となる。オーストリア全土から、大量の民衆が（多くがボヘミアから）ウィーンにおしよせた。8月に、市民と労働者の対立が激化し、労働者が虐殺される。8月末から9月にかけてマルクスがウィーンに滞在したが、「マルクスがウィーンにおいて足がかりとした労働者協会は、……エリート労働者の特権

意識に支えられた組織であった。それは市民層と対等合併する権利を主張しこそすれ、プロレタリアを自分たちの仲間と認めることを嫌った」（同上）。マルクスは相手にされなかったようである。市民軍が皇帝軍との対決を日和った時、バリケードを死守したのは労働者であり、そしてその中核となったのは、居住区をもたない「ゲジデル（下民）」＝プロレタリアの遊軍部隊であった。そして、10月にこれを粉砕したのがクロアチア兵だったのである。

1848年革命は、諸国家体系再編の起点となったし、その構成要素としての諸国家の構造の転換も進行した（特に1880年代）。つまり、帝国主義を準備する時期へと入っていくということである。マルクスは、『ゴータ綱領批判』で、次のような鋭い指摘をしている。「『今日の民族国家の枠』……は、それ自身また、経済的には世界市場の『枠内』にあり、政治的には諸国家の体系の『枠内』にある」、と。

【補2】『決算』は、「帝国主義時代は、すべての『大』国を多くの民族の抑圧者に転化させた。そして、帝国主義の発展は、インターナショナルな[メジチュナロードノイ]社会民主主義運動のうちにも、この問題をめぐって諸潮流の一層明確な区分を必ずもたらすであろう」と終っている。その直前にレーニンは、1915年7月の『ナーシェ・スローヴォ』に連載されたトロツキーの「民族と経済」に言及し、「一方では経済が諸民族を融合させるが、他方では民族的抑圧が彼らを分裂させるという、彼のいつもながらの折衷主義が見られる」（178頁）と批判している。

¹ 『向う岸からの世界史』 良知力 ちくま学芸文庫 1993/10

トロツキー論文「民族と経済」を紹介しておこう。それは『トロツキー研究』1号に収録されているが、ここでは、同じ訳者によるより新しいネット上の訳文による。

「ロシア社会民主党の綱領にある、すべての民族の自決権の承認は、……究極的には、すべての民族の国家的独立の権利の承認を意味している。したがって、このことから、民族ないし民族諸片〔原語をトロツキー研究所に問い合わせたが、返事無し〕の同居を強制しているどんな体制にも反対し、——時、条件、場所に依じて——他民族の圧政に対する民族と民族諸片による闘争を促進するという社会民主主義者の義務が出てくる。しかしそれ以上ではない。社会民主主義者は、……民族原理を何らかの超歴史的な絶対的理念に変えることはしない」。

「諸民族ないし民族諸片に対する抑圧的国家……は疑いもなく、その諸民族にとってのより大きな国内市場を創出することによって、ある期間は生産諸力の発展を促進することができる。しかし、民族抑圧国家は、国家権力への影響力をめぐる諸民族グループの激しい闘争を生み出すことによって、もしくは……国家組織からの分離のための闘争をもたらすことによって、経済的およびあらゆる歴史的進歩にとって最も重要な力たるプロレタリアートの階級闘争を麻痺させる」。

「民主主義はプロレタリアートの発展の条件であり、プロレタリアートが国家権力を獲得しうる唯一の形態である……。それは、何よりも大衆の文化的・政治的自主性の成長、広い活動舞台の上での彼らの経済的・政治的交流、国の運命に対する彼らの集団的干渉を前提とする。まさにそれによって、人類にとっての交流の道具たる民族言語は、ある発展

段階においては必然的に民主主義のための最も重要な手段となる」。

「資本主義によって目覚めさせられた民族民主主義は、できるだけ多くの数の民族的要素を一つの経済的・文化的共同体〔『トロツキー研究』1号では『共通性』〕のうちに統一しようとするだけでなく、この資本主義自身が、それが根を下ろしたあらゆる所で、国内市場の限界の幅をできるだけ広げようとし、世界市場へ向けたできるだけ好都合な出口を探し求め、農業的な経済構造をもった地方の上に自らの支配を打ち立てようとするのである。民族原理は民族資本主義にとって決して絶対的な理念でもなければ、最終的な到達点でもない。それは、世界国家に向けた新しい跳躍のための一階梯に過ぎない」。

「民族は、人間の文化における強力で非常に安定した要素である。民族はこの戦争を耐えて生き残るだけでなく、資本主義そのものよりも長生きするであろう。そして、社会主義制度の中で、国家経済への従属の道から解放された民族は、長期にわたって精神文化の最も重要な源泉であり続けるであろう。なぜなら、この文化の最も重要な源泉たる言語が、民族の自由裁量下に置かれるからである」。

「現在の『民族』国家は脅威に直面しているが、この脅威は、すでに達成された生産諸力の発展と民族国家の限界との矛盾から生じている」。

「国家の土台は経済組織であり、したがって国家は経済発展の要求に順応せざるをえない。閉鎖的な民族国家に代わって、不可避免的に、すべての関税障壁の撤廃にもとづいた先進諸国の広範な民主主義的連邦が登場しなければならないのである。文化的発展の要求

に根ざしている民族共同体 [『トロツキー研究』1号では『民族的共通性』] は、けっしてこれによって廃棄されないだけでなく、反対に、先進諸国の連邦共和制にもとづいてのみ完成の域に達することができる」。

「全民族の自決権の承認は、われわれにとっては必然的に、すべての先進諸民族の民主主義連邦制のスローガンによって、ヨーロッパ合衆国のスローガンによって補完されるのである」。

ついでに、1916年1～4月の『ナーシェ・スローヴォ』に連載された、トロツキー論文「平和綱領」の「III 民族自決権」からも引用しておく。「民族的共同体は、文化——たとえばその生きた器官たる民族言語——の生命ある源泉であり、その意義は、不確定の長い歴史時代を通じて保持されるだろう。社会民主主義は、物質的・精神的文化のために、民族的共同体が発展（ないし溶解）する自由を保障したいと思っているし、保障しなければならない。まさにこの意味で、社会民主主義は革命的ブルジョアジーから政治的責務として民族自決という民主主義的原理を受け継いだのである」。

なお、「平和綱領」は1917年5月末にパンフレットとして発行されたが、その際トロツキーは、「ポーランド人、セルビア人、ルーマニア人等々が、文化的自治を有した狭苦しくない共同体を実際につくり出すためには」のくだりの「文化的自治を有した狭苦しくない共同体」を、「狭苦しくない民族的共同体」と改訂している（「文化的自治」はマズイと思ったか？）。

あえて図式化すれば、トロツキーの民族観は、バウアーとレーニンの中に位置すると

言えようか。ちなみに、『トロツキー研究』1の「訳者解題」は、「レーニンが大ロシア民族という抑圧民族出身の革命家として国際主義や民族問題に接近し、ローザがポーランド人という被抑圧民族の立場から接近したのに対し、ユダヤ人トロツキーは、あれこれの民族と自己とを同一視するのではなく、——少なくとも1917年以前は——あくまでもヨーロッパ人として国際主義や民族問題にアプローチした」と述べている。

【補3】レーニン民族自決論にひそむ“矛盾”を解くために、丸山敬一はユニークな（あるいは奇抜な）「試論」を提出した。

「それは、民族自決権を対外的側面——民族相互間——と対内的側面——各民族内部——に分け、対外的には絶対的権利（無条件の承認）、対内的には相対的権利（条件付承認）として理解しようとするものである」¹。しかしながら、この枠組に納まらないレーニンの主張に直面し、丸山は当惑して次のように語る。

「ここでは、他民族からする民族自決権の暴力的否認が正当化されている。しかし、このような主張は、結局のところ民族自決権の全面的否認にいきつくことになるのではないであろうか。けだし、民族自決権が、対外的にも——つまり民族相互間でも——革命の利益に従属すべき相対的権利であって、革命の利益に反するとの口実 [!] のもとに他民族からの介入が正当化されるものとすれば、およそ民族自決権を承認する意味は全くなってしまうからである」（同上）。

丸山「試論」へはいくつかの批判があったが、太田仁樹の批判は強烈であった。それ

¹『マルクス主義と民族自決権』 丸山敬一 信山社出版 1989/12

は、「丸山氏の民族自決権論は、自決権の保持と行使を区別していないことにおいてレーニンの民族自決権論とは異質であった。また、一定の民族政策を導くことが可能な理論である点でも、レーニンの民族自決権論とは異質である。丸山氏の民族自決権理解は、ルクセンブルクと同様に自決権の保持と行使を不可分のものとするものである」¹というものである。

「彼 [レーニン] の議論はロシア帝国のなかで呻吟する被抑圧諸民族が一般に独立する権利を『保持する』ことを支持するものであり、具体的にある特定の民族が独立することについて判断を下すものではない。権利を保持することは無条件に支持するが権利の行使を無条件に支持するものではないというのがレーニンの主張である」(同上)という太田の主張は、一般的には首肯しうる。しかし、以下の主張は矮小である。

「民族自決権論は……、ロシア帝国内部の非プロレタリア的な被抑圧民族解放運動をどのように味方に (=統一戦線に) 獲得するかという観点から提起されたものであって、具体的な民族問題を如何に解決するのかの方策を最初から含んでいないのである」(同上)。民族自決権論は「多数派獲得の戦術以上の意味は持っていなかった」(同)。民族問題を解決する方策を含んでいないことが、どうして「多数派獲得の戦術以上の意味は持っていない」ことになるのか。

また、上条勇も同様に、「民族自決権の権利そのものと権利の具体的な行使との区別」²の観点から、丸山「試論」を批判し

た。ただし、「民族自決とは、政治的に分離するかどうかを民族が自分で決めることを意味する。権利を認めておいて民族が自分で決めるのを拒否するとすれば、奇妙な話だ。……民族自決と民族自決権は一体をなし、切り離すことはできない。このことから、レーニンは、時々、民族自決という言葉で民族自決権をもあらわすこともある。大野氏のように言葉上の区別で処理するよりは、……レーニンが民族自決の権利と権利行使を区別し、この二つを別の異なる基準で考えたと解釈すべきだろう」(同)という論理は、よく理解できない。大野の本意も同じようなものであったはずである。

丸山は批判にあえなく屈した。「この見解 [丸山「試論」] は……太田仁樹氏によって厳しく批判された。レーニン、スターリンの唱える民族自決権は『対外的』『対内的』を問わず革命の利益に従属すべき権利だというのである。……こうして私の長年の疑問は解消することとなった。小民族の成員は、大民族のマルクス主義者の主張する民族自決権論などに期待をかけてはいけないのである」³。

ところで、「革命の利益」に関する議論では、階級対立を超越していると思っている論者から、必ず次のような疑問が提出される。

「問題は、ある民族の分離独立、つまり民族自決権の行使がプロレタリア革命の利益に合致しているか否かを一体誰が判定するのか、という点にある」(同上)。これについては、とりあえずこう答えておこう。戦術・政策を提出する組織(党)に決まっているでは

¹ 「マルクス主義理論史研究の課題(Ⅱ)」 太田仁樹 『岡山大学経済学会雑誌』第23巻第2号所収

² 『民族と民族問題の社会思想史』 上条勇 粹出版社 1996/7

³ 『民族自決権の意義と限界』 丸山敬一 有信堂高文社 2003/1

ないか、と。一体、組織の判断以外に、何に基づいてその組織の戦術・政策を決めえるのか。そして、「判定」が正しかったか否かは、実践を通して検証される。さらに被抑圧民族の信頼は、自民族の排外主義との闘い、他民族への差別・抑圧に反対する闘争を、一貫してかつ系統的に遂行することによってのみ、獲得することができる。

〈6〉ボリシェビキ内の帝国主義的経済主義に対する批判

既述したように、ブハーリン、ピャタコフらは、1915年11月に党中央委員会に対して意見書を提出した。その意見書「自決に関するテーゼと15カ条の綱領」は、次のように主張している。「帝国主義の時代には、大資本主義国がますます巨大化するという傾向がある。この傾向は必然的なものであり、部分的に克服することは不可能である。唯一の解決は資本主義を廃止することである。ボリシェビキは、プロレタリアートが資本主義の基盤の上で民族『自決』のために、その力を浪費するよう忠告すべきではない。それはユートピアであり、しょせん幻想を作り出すだけである。それは格闘しつつある軍国主義のもとで『仲裁裁判』や『軍備縮小』を要求することと何ら異ならない。労働者の任務は、抑圧民族と被抑圧民族のプロレタリアートを、社会主義のための内乱、社会主義のための階級戦争というスローガンのもとに動員することである。植民地地域に対しては、われわれ

は、その人民大衆の反乱を帝国主義を弱体化させる事件として支持することができる。そのような地域では、われわれは民族ブルジョアジーとともに活動することができる。問題は、民族問題に関しては何の意味も持たない抽象的権利を強調することによってではなく、個々の時点での具体的な民族の状況を分析することによって解決されねばならないのである」(1からの孫引き)。²

レーニンが1916年8～9月に執筆した、二つの手稿がある。一つは『発生しつつある「帝国主義的経済主義」の傾向について』と題されたものであり、もう一つはキエフスキー(ピャタコフ)の自決に関する論文への回答である。レーニン全集英訳版の訳注(邦訳版より詳しい)によれば、前者は、Bテーゼに対するブハーリンのコメントを『ソツィアル・デモクラート』編集局が受け取った時に書かれたものであり、後者は、8月のキエフスキー論文「プロレタリアートと金融資本の時代における『民族自決権』」への回答である。両者とも、その時は発表されなかった。『決算』の発表は10月(執筆は7月)であるから、ブハーリンのコメントもキエフスキーの論文も、それより前に出されている。

『発生しつつある「帝国主義的経済主義」の傾向について』は言う、この傾向が、「1915年春のベルン会議に姿を現わしてから、すでに一年余りがたった」、と。ブハーリンが独自のテーゼを提出してから、ということである。その後、1916年2月に発表さ

1 「マルクス主義における民族自決権」 H・デーヴィス 『ローザ・ルクセンブルク論集』バツソ他 編所収 河出書房新社 1978/7

2 レーニンの手紙における「帝国主義的経済主義」という言葉の初出は、1916年3月のシリャプニコフ宛のものであり、ブハーリン、ピャタコフ、ボーシのグループの傾向を指している。

れた「オランダ綱領」（オランダ左派の綱領であるが、詳細不明）に接して、ブハーリン（ただし名指しではなく、「1915年テーゼの筆者」などとされている）が帝国主義的経済主義を「部分」（自決権反対）だけではなく、「全体として……復活」させたという。ブハーリンは、Bテーゼ各項に対して批判したようだ。後に見るキエフスキー批判と重複しない点をあげると、Bテーゼ7に対してブハーリンは、「『講和条件』一般の問題には、まったく触れていない」と批判したらしい。レーニンはこれを、「これが批判なのだ、我々がここで問題にもしていない問題に触れていないというのが!!」と一蹴している。また、Bテーゼ8について、ブハーリンは「『西欧的規模でのボリシェビズム』（『諸君の立場ではない』と彼はつけ加えている）を宣言し」というが、文脈がまったく分からない（「セクト主義」批判か?）。レーニンの手稿は、1929年（ブハーリン批判が激しかった年）に公表された。

キエフスキーへの回答は、まもなく、『マルクス主義のカリカトゥーラ [カリカチュア = 戯画、下手な真似事] と「帝国主義的経済主義」とについて』（以下『戯画』と略す）として、より詳しく書き改められた。キエフスキー論文と『戯画』は、『ソツィアル・デモクラート論集』第3号に併載される予定であったが、結局発行されなかった。レーニン全集英訳版の訳注によれば、『戯画』は原稿の形で、国外ボリシェビキや左翼的社会民主主義者に広く知られたという。

『戯画』のイントロでレーニンは、次のように述べて、本論に入っている。「この [キエフスキーの] 論文は、1915年の初めか

ら、国外にあるわが党の若干のサークルの間に認められていた思想的動揺を、初めて、いくらかでもまとまった文書として叙述しようとしたものである。社会主義の今日の大きな危機に際して、断固として社会排外主義に反対し、革命的インターナショナリズムの側に立ってきたマルクス主義者の隊列のうちに、『帝国主義的経済主義』が広がることは、我々の傾向——とわが党——に対する、この上なく重大な打撃となるであろう。なぜなら、それは、党の名を内部から、党自身の隊列を内から汚し、党を戯画的なマルクス主義者の代表者に変えることになるからである」（文庫53～54頁。以下頁数のみ記す）。

第一章は、「祖国擁護」は民族自決権から導き出される、自決の要求は社会愛国主義に直結している、というキエフスキーの主張に対する批判である。

レーニンはまず、「1789～1871年の時代に起こった真の民族戦争」と、「欺瞞的な民族的スローガンで隠蔽された帝国主義戦争」とを区別する必要がある、「区別するためには、その『基礎』に、『大衆的な民族運動』の、また『民族的圧制の打倒』の、『長期にわたる過程』があるかどうかを、考察しなければならない」と述べた（56頁）。

次にレーニンは、「祖国擁護」の意味を問い、一般的にはそれは「戦争の正当化」にすぎないとし、その言葉を俗物化しないためには戦争の本質を把握しなければならないと説く。そのためには、「戦争に導いた政治、実際に戦争に導いた政治を、研究しなければならない」（58～59頁）。帝国主義戦争においては、「祖国擁護」は欺瞞であるが、民族解放戦争においては欺瞞ではない。

従って、次の結論に至る。「民族自決と

は、完全な民族解放と完全な独立を目指し、領土併合に反対して闘争することと同じことである。そして、社会主義者は、……このような闘争——蜂起または戦争をも含むあらゆる形態の闘争を拒否することはできない」（61頁）。

第二章のテーマは、「帝国主義時代」とは何かということである。レーニンによれば、「ある時代が時代と呼ばれるのは、それが多様な現象と諸々の戦争——典型的なものも典型的でないものも、先進国に固有なものも、後進国に固有なものも——の総和を含んでいるからである」（65頁）。1789～1871年の時代には、典型的なものは民族解放戦争であったが、植民地戦争や諸帝国間の戦争もあった。帝国主義時代においても、民族戦争がありえないということにはならない。

「その当時の水準で生産力を発展させる最上の形態として、民族国家が形成された時代の自決権と、……民族国家の形態が、生産力発展の桎梏となった時代の自決権とは、別物である。資本主義と民族国家とが自己を確立する時代と、民族国家が滅亡し、資本主義そのものが滅亡の前夜にある時代との間には、非常に大きな距離がある」というキエフスキーの主張は、「帝国主義時代」という概念の戯画化である。

「先進諸国の資本主義の帝国主義への転化の一般的条件を理解しなければならない」（64頁）。「1789～1871年には、大国の

多くは民主主義のための闘争の先頭に立っていた」（同）。これらの国では、「民族国家の形成過程が完了し……民族運動は、二度と帰らない過去のことである」。「自分の解放のために闘った民族は、抑圧民族に、『資本主義の滅亡の前夜』を通過している帝国主義的略奪民族に、転化した」（66～67頁）。

上記したのは、Bテーゼ6に示した第一の型の国家についてである。第二の型（東欧）では、「民族運動が現在のものである」。

「『祖国擁護』は、まだここでは民主主義の擁護であり、母語の擁護であり、抑圧民族に対し、中世的制度に対して政治的自由を擁護することでありうる」（69頁）。第三の型（半植民地と植民地）では、民族運動は「著しく未来のもの」であり、「東欧よりもなお年が若い」（同）。

以上が、帝国主義時代の概観である。ところで、キエフスキーは、冒頭では先に見たように、民族運動はほぼ終わったと主張していたが、論文の末尾では、「西欧諸国の大多数にとっては民族問題は解決されていない」と述べているという。まさしく「混乱」だが、その内容は不明。

第三章では、またしても「実現不可能」論が取り上げられ、経済と政治の関係、いわゆる土台と上部構造の関係が論じられる。¹

キエフスキーはBテーゼに反し、大胆にも、「帝国主義のもとでの自決は、商品生産のもとでの労働貨幣と同じように実現不可能なことを……意味する！」と断言した。つま

¹ 高梨は『民族問題とレーニン』で、「同書 [『戯画』] では、ペ・キエフスキーの主張を『政治的に実現不能』、『経済的に不可能』と区別しているが、レーニン全集38 [ママ] 巻の訳では、前者で『不能』とある部分も『不可能』となっている。論旨をわかりやすく訳出した点、川内訳 [文庫訳] を採った」と述べている。しかし、原文はどちらもネオスシェストヴームイ（英訳版アナチーヴァブル）であり、「論旨がわかりやすく」なるとも思えないので、本稿では「実現不可能」一本とする。

り、「実現不可能ということ、政治的理由によって『実現が困難である』という意味に解釈することを……退け……、経済的に不可能だという意味で答えている」（70頁）。しかし彼に経済的分析はない。

「金融資本の対外政策に適応した体制こそ帝国主義なのである」の文句に示されるように、キエフスキーは、「帝国主義の経済的本質を帝国主義の政治的諸傾向と混同している」（72頁）。帝国主義の経済的本質は独占資本主義である。「民主主義から政治的反動への転換が、……独占資本主義……の上に立つ政治的上部構造である。自由競争には民主主義が照応する。独占には政治的反動が照応する。……対外政策でも対内政策でも一様に、帝国主義は民主主義の破壊を目指し、反動を目指す」（73頁）。

「経済的分析の諸要求を総じて理解していないことのほかに」、キエフスキーが誤ったもう一つの原因は、領土の併合が、より広い経済的領域への金融資本の「拡大」（膨張）と同意義と見なすことがあったのであろう（74頁）。しかし、「経済的『併合』は、政治的併合がなくとも完全に『実現可能』である」（75頁）。

以上、キエフスキーは、「経済と政治の関係、経済的諸条件および帝国主義の経済的内容と政治形態の一つとの関係」（77頁）を、理解していない。

レーニンは、帝国主義と民主主義の関係について、さらに論を進める。レーニンはまず、「資本主義のもとでの民主主義の『実現可能性』の問題に関する経済的分析の手本」として、エンゲルス『起源』の一節を引き、次のようにまとめている。「資本主義はどのようにして民主主義と両立するか？ 資本の

全能を間接に実現することによってである！ このための経済的手段は二つある。①直接の買収、②政府と取引所との同盟」、と（78～79頁）。

独占資本主義への転化によって、何が変化するのか？ 「取引所の権力が強化されるだけのことである！ なぜなら、金融資本とは、独占にまで成長して銀行資本と融合した巨大産業資本であるから。大銀行は、取引所と融合し、これを併呑する」（79～80頁）。資本主義と民主的共和制の矛盾（経済機構と政治的上部構造との矛盾）は、帝国主義においては「深化または倍化している」（79頁）。

レーニンは、ここまでで「主要な点は検討済み」としている（80頁）。しかし、それらは他の著作でお目にかかったものであった。我々にとって、『戯画』の重要点は、次章以降にある。

第四章は、分離・独立の実現可能性について議論している。タイトルとされた「ノルウェーの実例」については、第五章で一括して論及する。

まずレーニンは、「政治的あるいは国家的集積の法則」＝「大国家による小国家の駆逐の『法則』」を取り上げている（83頁）。これが、ストルーヴェ主義であることはすでに見た。レーニンは言う。「大帝国を目指す帝国主義的傾向は、政治的な意味で自立的 [サモステヤーテリヌイ。英訳版ソヴリン] かつ独立の [ネザヴィーシムイ。英訳版インディペンデント] 諸国家の帝国主義同盟 [ソユーズ。英訳版アライアンス] の形をとって完全に実現可能であり、また實際上しばしば実現されている。このような同盟は、二国の金融資本の経済的合生 [英訳版マージャー]

の形でばかりでなく、帝国主義戦争における軍事的『協力』の形で、可能であり、また現に見うけられる」（84頁）。

またレーニンも、次のような「帝国主義的政治の独特の現象」をあげている。「一方では今日の帝国主義戦争は政治的に独立した小国家を、金融上の結びつきと経済的利害との力によって、大国間の闘争に引き入れることに成功している実例……を我々に示している。他方では、自分らの帝国主義的『庇護者』に対してはるかに無力な……弱小民族に対する民主主義 [デモクラティズム。他の『民主主義』はデモクラチヤ] の侵害は、蜂起を誘発したり……敵方への寝返り……を誘発したりしている。このような事情のもとでは、……個々の弱小民族に、国家的独立をも含めて、できるだけ多くの民主主義的自由を与えることは、金融資本の見地からみて『実現可能』なばかりでなく、さらにトラストにとって、その帝国主義政策にとって、その帝国主義戦争にとって、直接に有利なことさえしばしばある」（84～85頁）。

『帝国主義論』では、「国家的従属の幾多の過渡的形態」が示されている。

「帝国主義の時代は、世界の帝国主義的相互関係の枠内における、諸民族の政治的独立への志向をも、その『実現可能性』をも、なくすわけではない。だがこの枠の外では、……いかなる巨大な民主主義的改革も、一連の革命がなければ『実現不可能』であるし、社会主義がなければ強固ではない」（89頁）。レーニンがここであげている、ポーランド、フィンランド、ハンガリー、チェコスロヴァキアは、大戦後実際に独立した。

第五章は重要。「インターナショナルの一元的な行動は二元的な宣伝にとってかわられ

ている」とキエフスキーは主張した。これをレーニンは、デューリング流の「一元論」として批判した。プハーリン批判の手稿では、次のように説明している。離れた二人が中間点に向かうには、両者は逆の方向に進まなければならない（例えば、A氏は西へ、B氏は東へ）。同じように、同一の目標（諸民族の融合）に向かうのに、抑圧民族プロレタリアートと被抑圧民族プロレタリアートは、「違った出発点から、ある者はある道を、他の者は別な道を進む」のである、と。

「抑圧民族の労働者の現実の地位と、被抑圧民族の労働者のそれ」との違いは、どこにあるか？ 「①経済上の相違——抑圧国の労働者階級の一部は、抑圧民族のブルジョアがいつでも被抑圧民族の労働者をしばりあげて手に入れる超過利潤のおこぼれをもらっている。その上、経済的資料によると、……労働者階級の貴族に出世する割合は、被抑圧民族の労働者よりも抑圧民族の労働者の方がより大きい。……抑圧民族の労働者は、被抑圧民族の労働者（と住民大衆）を略奪する上で、ある程度、自国のブルジョアジーの共犯者である。②政治上の相違——抑圧民族の労働者は、被抑圧民族の労働者に比べて、政治生活の多くの分野で特権的な地位を占めている。③思想上または精神上的相違——抑圧民族の労働者はいつでも、学校でも、実生活上でも、被抑圧民族の労働者を軽蔑または軽視する精神で教育されている。例えば、大口ロシア人の間で教育されるか、生活してきた、すべての大口ロシア人は、このことを経験している」（92頁）。

抑圧民族プロレタリアートと被抑圧民族プロレタリアートとの区別の内容が、ここでは、格段に深められている。すなわち、両者

の間には経済的差別があり、抑圧民族の労働者は「ある程度、自国のブルジョアジーの共犯者である」こと、両者の間には政治的差別があること、抑圧民族の労働者は、差別主義で教育されていること。ここからして、「実生活上、抑圧民族に属するものと被抑圧民族に属するものとに分裂している労働者からなるインターナショナルの行動が単一であるためには、前者の場合と後者の場合とでは、宣伝を同一のやり方で行ってはならない」（93頁）との結論が出てくる。

ここでレーニンは、再びノルウェー分離の実例を取り上げている。『自決権』では、それは第一に、分離が非暴力的＝民主主義的に行われたことに注目されていた。第二は、「民族の内部におけるプロレタリアートの自決」の観点から検討されていた。しかし、『戯画』では、抑圧民族と被抑圧民族の区別に重点が置かれている。

「スウェーデンの労働者は、分離に反対するようノルウェー人に忠告しても、自分は社会民主主義者でありえた……。しかし、……スウェーデン人の意志とは無関係に、自分でこの問題を決定する権利がノルウェー人にあることを……否定するならば、そのスウェーデン労働者は、社会排外主義者で……あるう」（87頁）。「ノルウェーの労働者は…… [分離に] 反対投票しても、彼らは社会民主主義者でありえた。彼らは、ノルウェーの分離の自由を唱えるような、黒百人組的なスウェーデン労働者に、同志として手をさしのべる場合にだけ、社会民主党員たる自分の義務にそむくことになるう」（88頁）。

「ノルウェーとスウェーデンの労働者の行動は、この具体的な、実生活からとってきた

事例では、『一元的』であり、単一であり、インターナショナル的であったが、それは、スウェーデン労働者が無条件に [ベズスローヴノ。英訳版アンコンディショナルリー] ノルウェーの分離の自由を主張し、他方、ノルウェー労働者が条件的に [ウスローヴノ。英訳版コンディショナルリー] この分離の問題を提起したからであり、またその限りで、そうであったにすぎない」（93頁）。

「ノルウェー労働者が分離の問題を条件的に提起しなかったならば、すなわち、社会民主黨員も分離反対の投票をし宣伝をしてもよい、というふうの問題を提起しなかったならば、ノルウェー労働者は、……狭い、ブルジョア的なノルウェー的排外主義に陥ったことになるう」。なぜなら、第一に、「分離を完遂したのは、プロレタリアートではなく、ブルジョアジーであったから」。第二に、「ノルウェーのブルジョアジーは（すべてのブルジョアジーと同様に）、いつでも自国と『よその』国の労働者を分裂させようと努力しているから」。第三に、「どんな民主主義的要求（自決をも含めた）も、自覚した労働者にとっては、社会主義の最高の利益 [各ネイションの労働者の同盟] に従属しているから」（93～94頁）。

スウェーデン労働者が無条件にノルウェー人の分離の自由を味方しなかったならば、彼らは排外主義者になるが、時と場合によっては（例えば大国が介入し、分割戦争になる場合）、ノルウェー労働者に分離に反対するよう忠告することがありうる。それが「社会主義者でなくなることなしに」可能であるのは、彼らが、「ノルウェーの分離の自由のために、スウェーデン政府に反対して、系統的に、首尾一貫して、不断に闘争する場合に限

られる。さもなければ、ノルウェーの労働者と人民は、スウェーデン労働者の忠告が本心からのものであることを信じないだろうし、また信じることもできないだろう」（94頁）。

次にレーニンは、「我々は、社会主義制度を、厳格に民主主義的に集中化された経済制度として考え、この経済制度のもとでは、住民のある部分が他の部分を支配する機関としての国家は消滅するものと考えている」というキエフスキーの主張を取り上げ、Bテーゼ1の末尾を指摘し、民主主義もまた一つの国家であると批判した。続けてレーニンは、次のキエフスキーの主張を俎上に乗せる。

「我々は、この過程（社会的変革）を、ブルジョア国家の国境を破壊し、国境を取り除き」「民族的オープシノスチを爆破し、階級的オープシノスチを建設するあらゆる国のプロレタリアの統一行動として考えるものである」。オープシノスチは「共同体」と邦訳されている。しかし、英訳版もアンカウンタブルのユニティであり、「統一体、共同体」（カウンタブル）ではない。ここでは、「共通性」と訳す。本章62～65頁も参照。ここでは、「オープシチノスチ」としていたが、これは綴りを重視したカナ書きであり（翻字ではobshchnost'）、「オープシノスチ」は発音を重視したカナ書き（より近くは「オープシナスチ」）である。

レーニンは、Bテーゼ6（国家の三類型）を念頭に置き、次のように批判した。「社会主義が実現されるのは、あらゆる国のプロレタリアの統一行動によってでなく、先進的資本主義の発展段階に到達した少数の国のプロレタリアの統一行動によってである。……こ

れらの先進国……では、民族問題はずっと前に解決済みであり、民族的共通性はずっと前にその命数がつき、『全民族的な任務』は客観的には存在しない。だから、今民族的共通性を『爆破』し、階級的共通性を建設することができるのは、これらの国だけである」（97頁）。

ここで注目すべきは、先進国において「民族的共通性」が完全に消滅した、とは言っていないことである。それを「爆破」とするのは、何らかの形で残っていることを意味する。すなわち、他民族の抑圧・略奪は、抑圧国の利益になるということである。ここから、他の列強民族へのナショナリズムの対抗も不可避となる。

ところで、上記レーニンの最後の一文は、白井朗をいたく刺激した。白井は憤って言う、「民族爆破とは、一体どうやってやるのか？」¹、と。しかも彼は「民族＝言語共同体」論者であるから、憤りは一層昂進する。いわく、「民族爆破」とは、「母語の抹殺、民族文化の抹殺、抵抗するその民族の指導的集団の大規模な虐殺の場合にのみ可能性がある、大民族の世界制覇を意味するだけである」（同）、と。論敵の用いた用語を利用して相手を反駁する手法は、レーニンがしばしばとっているものであるが、そこからとんでもないレーニンの曲解が生み出される。何とも哀しい。

レーニンは、以下のように続けている。「東欧全体と、植民地と半植民地の全体……には、……資本主義的に未発達な被抑圧民族がまだいる。これらの民族のうちには、客観的に全民族的な任務、すなわち、民主主義的な任務、他民族による抑圧を打倒する任務

¹ 『マルクス主義と民族理論』 白井朗 社会評論社 2009/4

が、まだある。……未発達の被抑圧民族……が、先進諸国内戦という一大危機を、蜂起のために利用するだろうということは疑う余地がない。社会革命は、先進諸国におけるブルジョアジーに対するプロレタリアートの内戦と、未発達の後進的な被抑圧民族における民族解放運動をも含めた、一続きの民主主義的および革命的な運動とを結合した時代としてしか、起こりえない。……なぜなら、資本主義は不均等に発展しており、高度に発展した資本主義的民族と並んで、経済的にごくわずかししか発展していないか、あるいは、まったく未発達の多くの民族が存在していることを、客観的現実が示しているからである。ペ・キエフスキーは、社会革命の客観的諸条件を、色々な国の経済的成熟の見地から絶対に熟考しなかった」（97～99頁）。

この章の最後にレーニンは、「我々が祖国擁護に反対している……ということだけでも、我々が、民族的蜂起のあらゆる弾圧に積極的に抵抗するだろうということ、この上なくはっきり物語っている。なぜなら、そうすることによって、我々は不倶戴天の敵、帝国主義と闘うからである」というキエフスキーの主張の矛盾を、5点にわたって指摘している。「民族的蜂起」とは「祖国擁護」であり、民族戦争であり、独立の民族国家の創建であり、それを援助するというキエフスキーは、「つじつまをあわせていない」。

当然にもレーニンは、すべての反帝国主義闘争を支持するわけではなく、「帝国主義に対する反動諸階級〔封建的階級など〕の闘争を支持しない」と述べている（103頁）。また、「民族的抑圧に対する全人民のあらゆる真剣な闘争」（101頁）という表現に注目しておこう。レーニンはこれを支持すると述べ

ているが、民族運動を単純にブルジョアの運動とくくっていない。レーニンは、被抑圧民族ブルジョアジーが民族運動を歪めることを指摘している（100頁）。この内容が、Bテーゼ6の末尾の一文、すなわち、半植民地や植民地の「ブルジョア民主主義的な民族解放運動の最も革命的な分子（の蜂起）」を援助する、というものから変化していると言えないであろうか。

第六章では、「労働者のいない国〔植民地〕のために労働者党のスローガン〔自決〕を掲げる」のは不合理だとする最小限綱領（「人民の専制」）の忘却、反帝国主義意識を「激化させる」ために「否定的なスローガン」「否定的な定式」を提出するという「主観主義者の空文句」、「分離する権利の問題と分離を勧告する問題」との混同、などの点でもキエフスキーが批判されている。

レーニンは言う。「キエフスキーの論文全体には根本的な疑念がきわだっている。それは、発展全体が諸民族の融合の方向へ進む以上、なぜ民族の分離の自由を宣伝し、——我々が権力を握った暁には——それを実現するのか、という疑念である。これに対して、我々は次のように答える、——それは、発展全体が、社会の一部分に対する他の部分の暴力的な支配を廃絶する方向に進んでいるにもかかわらず、我々がプロレタリアートの独裁を宣伝し、権力を握った暁には、この独裁を実現するのと同じ理由からであると」（112頁）。

「我々は、民族の融合に賛成だが、分離の自由なしには、今日、強制的な融合から、併合から、自発的な融合へ移ることはできない」（113頁）。植民地諸民族との民主主義的・自発的な融合なしには、「ヨーロッパに

おける社会主義は、安定しない……。我々は、我々以上に後進的な、抑圧されているこれらの諸人民〔ナロード。前後の『諸民族』はナーツィヤ〕に対して、……彼らが機械の使用へ、労働の軽減へ、民主主義へ、社会主義へ移るのを助けるように努めよう」（110頁）。

レーニンはまた、キエフスキーが、資本主義と民主主義、社会主義と民主主義の関係を理解していないことを批判している。この点については、手稿「キエフスキーへの回答」が簡潔である。「一般に資本主義、特に帝国主義は、民主主義を幻想に変える――だが同時に資本主義は、大衆の中に民主主義的志向を生み出し、民主主義諸制度をつくり出し、民主主義を否定する帝国主義と、民主主義を目指す大衆との敵対を激化させる。……民主主義のための闘争で訓練されないプロレタリアートは、経済的変革を遂行する能力を持たない。……帝国主義に反対する社会主義的蜂起の目覚めと高まりは、民主主義的な反抗と憤激の高まりと不可分に結びついている。……民主主義の問題のマルクス主義的解決とは、……ブルジョアジーの打倒を準備するために、すべての民主主義的制度和ブルジョア

ジー反対の志向とを利用することである。……内戦の目的は、……我々の軍隊と我々の『銃後』で、民主主義がそうした戦争の過程でますます実現され、普及されることなしには、純軍事的な面でも、経済的な面でも、政治的な面でも、達成されえない」等々。

『戯画』に戻る。レーニンは説く、「およそ『民主主義』とは、資本主義のもとでは極めてまれに、極めて条件的にしか実現されない『権利』を宣言することであり、それを実現することである。しかし、このように宣言しなければ、今すぐこの権利のために闘わなければ、このような闘争を趣旨として大衆を教育しなければ、社会主義は不可能である」、と（120頁）。

かくして、Bテーゼ2の内容が再確認される。「社会主義は、次の二つの意味で、民主主義がなければ不可能である。①プロレタリアートは、民主主義のための闘争によって社会主義革命の準備をしていなければ、この革命を遂行することができない。②勝利を占めた社会主義は、民主主義を完全に実現しなければ、自分の勝利を維持し、人類を国家の死滅へ導くことができない」（同上）。¹

【注 レーニンは次のように述べて

1 この引用に続くパラグラフ（文庫121頁第2パラグラフ）――全集訳「自決は、資本主義のもとでは、民主主義一般以上に不可能ではなく、社会主義のもとでは民主主義一般とおなじほどよけいなものである」――について、上島武は次のように書いている。「これではレーニン自身、ピャタコフに少なくとも半分は同意していることになる、それも今言ったばかりのことを自分で覆してである。〔中略〕確かに訳しにくい文章で、大月版の邦訳者氏が小首を傾げつつも先のように訳した気持ちが分かる。念のため、人を介して在日ロシア人で日本人にロシア語を教えている方に伺ってみたところ、相当に難解で適当な日本語訳が見つからないとおっしゃった由、これにも驚いた。そこで私は私のロシア語能力にではなく、レーニンの言わんとするところ、現に言っている思想に依拠して訳してみる。『自決が資本主義のもとでも不可能でないのと同様に、社会主義のもとでも余計なものでないことは、民主主義一般がそうでないのと同様である』。相当に苦しいが、重ねて念のため英語版にあたる。〔中略〕これも分かりにくさは原文と同じ〔中略〕。まあそれでよいのでは、と元同僚の英語教授が言ってくれた」（『ロシア革命史論』 上島武 窓社 2008/7）。

いる。「オランダとドイツのマルクス主義者が『植民地から手を引け』というスローガンにとどまっていることは、ある程度大目に見てよい。というのは、第一に、西欧諸国の大多数にとっては、まさに植民地抑圧が民族抑圧の典型的な事例であり、第二に、西欧諸国では、『植民地』の概念は特に明白かつ明瞭で、生きいきとしているからである。だが、ロシアではどうか？ 『我々』の『植民地』と『我々』の被抑圧民族との区別 [ラズニツァ] があいまいであり、非具体的であり、生きいきとしていないことが、まさにロシアの特殊性である！……ロシアの社会主義者にとっては、被抑圧民族と植民地の間に何か重大な差別 [ラズリーチエ] をつけようとする企ては、ロシアの場合には、特に不合理である」(111～112頁)。日本の場合は、もっとひどい。台湾や朝鮮が植民地だったとは思わず、アイヌ民族や琉球弧人民を被抑圧者とは思わない人がいるのだから。「日本」による「アイヌ・モシリ」「琉球王国」の併合の延長に、台湾・朝鮮の併合があったからであり、より遡れば、「大和朝廷」の「膨張」＝「化外」の「同化」によって「日本」が形成されたことに、日本人民が無自覚だからである。】

第七章は略。『戯画』は1924年、すなわち、左翼反対派との党内闘争の渦中に発表された。ピャタコフはキエフ出身。

〈7〉 小括

この後も、レーニンとピャタコフ、ブハーリンらとの論争は続くのであるが、1916年を、この時期のレーニン民族問題論の到達地平と認めうる。それ故、ここで一旦、簡単な総括をしておく。

まず、以前の時期のレーニン民族問題論の限界を、再度整理しておこう。党綱領9条の防衛という論争枠にも規定されて、レーニンは民族問題を、ロシア国内の問題、すなわち、プロレタリアートが大きな役割を果たすブルジョア民主主義革命の一課題として把握するにとどまっていた。そこでは、民族抑圧の原因は、絶対主義と封建地主とされていた。このような把握を理論的に支えたのが、市場統一を中軸とした資本主義発展にとっての最良の条件を与えるものとしての、民族国家形成論であった。歴史的には、封建制から資本主義への転換期ということになる。この理論では、民族国家形成の外的契機が捨象されていた。他方、『共産党宣言』に忠実に、資本主義の発展が、民族的隔壁を解消する傾向を持つという命題を強調した。これらの時系列的理解は、共時的には、ブルジョア民主主義革命が完了した地域と、未完の地域との区別として把握される。そして、前者の地域では民族問題は解決済みであり、後者の地域

では重要課題であるとされたのである。¹

上記の内容を念頭に置きつつ、この時期のレーニン民族問題論を、意義と限界風にまとめよう。何よりも、民族抑圧と併合を、帝国主義の政治的特性として明らかにしたこと、つまり、帝国主義を民族抑圧の原因として捉えたことである。世界体制としての帝国主義の分析は、国内問題として民族問題を論じる制限を取り払った。また、「死滅しつつある資本主義」「社会主義の前夜」という帝国主義認識は、民族自決権を社会主義との関係で考察するという深さをもたらした。

レーニンは1903年から一貫したものであ

るかに装ったが、新たな民族問題論の地平は、それまでの認識との整合性に欠ける。この「断絶」＝発展を無視した評価は、役に立たない。以下、何点かにわたって論述する。

第一に、併合の新しい認識をあげなければならない。民族抑圧は、新旧の併合に最大の根源をもつ。帝国主義における独占の原理は、併合を不可避とする。そして、併合は民族自決の破壊である。それは、植民地住民を民族として把握することを含意する。世界が分割されきった後には、新たな併合は再分割以外になく、開始された戦争こそ、再分割戦に他ならない。

¹ 265頁の注1で示した『カール・マルクス』の引用の後には、次のように続く。「そして労働者階級は、『自らを民族の枠内で組織すること』なしには、『民族的』（『ブルジョアジーの言う意味では決してないが』）であることなしには、強くなり、成人し、成熟することができなかった。だが、資本主義の発展は、ますます民族的隔壁を打ち壊し、民族的分立をなくし、民族的対立を階級的対立と置き換えていく。だから、発展した資本主義国では、『労働者は祖国を持たない』ということ、また少なくとも文明諸国の労働者の『一致した行動』がプロレタリアートの『解放の第一条件の一つである』（『共産党宣言』）ということは、完全な真理である」。

『共産党宣言』の当該部分は以下のようにになっている（本稿冒頭でも部分的に引用したが）。「労働者は祖国を持たない。持っていないものを奪うことはできない。プロレタリアートは、まず政治的支配を獲得し、ナショナルな階級の地位にのぼり、自らをザ・ネーションとしなければならないという点で、ブルジョアジーの言う意味とはまったく違うが、それ自身やはりナショナルである。ピープルズのナショナルな分裂と対立は、ブルジョアジーの発展、貿易の自由、世界市場、産業生産とそれに照応する生活諸条件の一様化に伴って、今日すでに次第に消滅しつつある。プロレタリアートの支配は、消滅をより速めるであろう。少なくとも文明化された諸国の統一した行動が、プロレタリアートの解放の第一条件の一つである。一個人による他の個人の搾取が廃止されるにつれて、一ネーションによる他のネーションの搾取も廃止される。ザ・ネーション内の階級対立がなくなれば、諸ネーション間の敵対関係もなくなる」。

先にピープルズ（フェルカー）をどう訳すかによって、ネーションの訳語も変わらざるをえない。的場昭弘の新訳は、フェルカーを「人民」と訳している。そうすれば、ネーションを、「民族」と「国民」のどちらに訳しても、意味は通る。しかし英語版（エンゲルス校訂）に依拠すると、ピープルズは「人民」と訳しづらい。「（文化的・社会的にみた人々の一集団としての）国民、民族」以外の意味のピープルは、複数扱いの集合名詞で、カウンタブルではないのだから。他方、ネーションの訳語を統一すれば、「国家」は論外。ネーションは、「（独立した一つの政府のもとに統一された人々の集団としての）国民」とするのが妥当ではないか。政府を前提としない文化的集団としての「国民」というのは、日本語の語感として引っかかるものがあるので、ピープルズの訳語は「諸民族」に落ち着く。

かくして、民族自決権は新たな意義をもつことになる。レーニンは書いていた、「帝国主義と民族自決」「＜民族問題＞ではない」「民族綱領の約3分の2を削る（自決だけ）」「社会主義的原理でもある」（『報告＜帝国主義と民族自決権＞のために』）、と。

第二に、帝国主義のもとでの民族抑圧を、抑圧民族と被抑圧民族との関係、帝国主義的抑圧国と被抑圧民族・植民地との関係として把握したこと、すなわち、抑圧民族と被抑圧民族との分裂を、帝国主義における本質的なものであることを把握したことである。

『統計と社会学』（合法的出版のために1917年1月に執筆。草稿は9頁で終わっている）には、「民族運動に関するデータを本当に総体的に概観するためには、……次の二つの標識をできるだけ正確に確め、できるだけ完全に調査しなければならない。すなわち、第一には、それぞれの国家の民族構成が純粋か、それとも多様かということであり、第二には、諸々の国家……を、政治的に自立した国家と政治的に従属した国家とに区分することである」とある。

後者については、レーニンの準備ノートによれば、独英仏米の4カ国が頂点に位置し、「金融的従属国」たる「ロシア+日本+その他のヨーロッパ諸国」がある。両者に「金融的および部分的に政治的に従属した国」として「中国その他の半植民地」があり、底辺に「植民地および直接の政治的従属国」が位置している。これが、当時のレーニンによる諸国家体系の把握であった。

他方、前者に対応するのが、Bテーゼ6の3類型である。類型1は西欧の先進的資本主義諸国と米国であり、そこでは、ブルジョア

的民族運動は完了していた。西欧諸国については、『統計と社会学』において、モナコなど5つの微小国と、スイス、ベルギーの小国を除く10カ国は、「まったく純粋な民族構成」あるいは「ほとんど純粋な民族構成」をもっているとされている。これらに、米国と日本が加えられている。

類型2は、東欧すなわち、ロシア、オーストリア、バルカン諸国であり、ブルジョアの民族運動が盛んな国家群である。「純粋な民族構成をもった国は、一つもない！」（『統計と社会学』）。類型3は、中国、ペルシャ、トルコのような半植民地諸国とすべての植民地であり、そこでは、ブルジョア民主主義運動はまだ未来のものである（『統計と社会学』は、この国家群に論及する前で終わっている）。

『自決権』においては、類型2と類型3が一つにくくられていたが、それを分けたのは、世界的な支配・従属の体系という新たな認識に基づくものと考えられる。また、レーニンにとって、ブルジョアの民族運動の完了とは、単一民族国家の形成と同義であることがわかる。『自決権』で強調されていた、オーストリアとロシアの違い（オーストリアでは、ブルジョア民主主義的変革が終了しているとの主張）が解消していることに、それは示されている（これも、弁明なしの転換）。

しかし、重要な点であるが、ブルジョア革命によって西欧に成立したネーション・ステイトは、「（単一）民族国家」ではなく、「国民国家」であった。国民国家は、内に、民族的階層制を有している。レーニンは、ネーション、ナシオンとナツィオンさらにはナーツィアとの微妙な違いを自覚していなかったかもしれない。が、文化的民族的自治を

拒否したことは、国民国家が内包する民族的階層制に自覚的であったともいえよう。

国家の3類型は、諸国家群の共時的並存関係を明らかにしたものであるが、それらが時系列的関係にもある（類型1は類型2の、類型2は類型3の未来像という想定）ことは見易い。その根底には、資本主義の発展コースは一つであり、その時間的ズレだけが、進んだネーションと後れたネーションの違いを生み出しているとの認識がある——例えば、社会革命の客観的条件を経済的成熟の見地から考察すること（本章330頁左段末）、資本主義的に発展している民族の方が民族抑圧に対する抵抗がより大きいこと（本章316頁左段第2パラグラフ）、等々——。これが、以前からの認識の保存であることを指摘しておく。

レーニンは、新たな時期区分において、帝国主義時代のブルジョアジーは反動化した（資本主義生成期の封建領主の地位と同じ地位になった）と把握した。これは、共時的関係と時系列的関係を考慮すれば、類型1の国家群のブルジョアジーが反動化したことを意味する。また、抑圧民族と被抑圧民族の区別、とりわけ、両者における経済上、政治上、思想上の相違の解明は、より新たな地平への一步を踏み出している。——抑圧ネーションの労働者は、「ある程度」民族抑圧の「共犯者」であること（このようにして、ブルジョアジーとプロレタリアートの対立が基本である諸国においても、「民族的共通性」が形成される）。かくして、抑圧ネーションの労働運動（社会主義）の分裂——反動化したブルジョアジーの社会的支柱たる社会排外主義者（ブルジョア化した労働者）が育成されることが明らかとなる。これが第三。

この問題を詳しく展開したのが、『帝国主義と社会主義の分裂』（1916年10月執筆、12月発表。念のために申し添えるが、著作のタイトルの意味は、「帝国主義」アンド「社会主義の分裂」）である。この著作において、レーニンは以下のように述べている。帝国主義的抑圧国は、超過利潤によって労働者の一部を買収し、彼ら労働貴族はブルジョアジーとともに、被抑圧民族の搾取の上に「安逸な生活をむさぼろう」としている。

「労働貴族の層のブルジョアジー側への経済的離脱が盛熟し完了した……。このような経済的基礎の上に、いんぎんで、温順で、改良主義的で愛国主義的な職員や労働者のための経済的特権や施し物に対応する政治的特権や施し物を、最新の資本主義の政治的諸施設 [インスティチューションズ] ——新聞、議会、組合、会議、等々——が、作り出している。……政治的民主主義の諸機構 [メカニクス] も、これと同じ方向に作用している」。

先にレーニンが、「資本主義は、……民主主義諸制度 [インスティチューションズ] を作り出し」と述べているのを見た。この民主主義諸制度、民主主義諸機構が、帝国主義時代においては、労働貴族育成の役割を担っているのである。しかし、「いまでは、そういう [一つの国の労働者階級をまるごと数十年のあいだ買収し墮落させる] ことはありそうもなく、おそらく不可能でさえある」というレーニンの見込みは、甘かった（もちろん後知恵）。いずれにせよ、社会排外主義の潮流ときっぱりと手を切り、それ（および、それに妥協的なカウツキー主義）と徹底して闘うことが、革命的インターナショナルな潮流（実体はツィンメルワルト左派であ

るが、多分に理想的でもある)の義務となる。

なお、『帝国主義と社会主義の分裂』には、「日本とロシアでは、軍事力の独占や、広大な領土の独占、あるいは異民族〔原語不明。英訳版マイノリティ・ナショナリティズ〕、中国その他を略奪する特別の便宜の独占が、現代の最新の金融資本の独占を、一部は補い、一部は代位している」との有名な一文がある。¹

第四に、社会主義的プロレタリアートのインターナショナリズムがより具体的になったことである。

『自決権』においては、東欧とアジアのプロレタリア政党の二面的任務として、民族同権および民族自決権と、国内の全民族プロレタリアの同盟・統一とが掲げられていた。ここでのインターナショナリズムは、族際主義と呼んでいい。これに対し、今では、抑圧民族プロレタリアートと被抑圧民族プロレタリアートとは、異なる出発点と道筋を通過して、各民族融合という共通目標へと進むという観点から、インターナショナリズム(族際主義ならびに国際主義)が明らかにされる。

まず、前の二面的任務は組みかえられ、抑圧民族の社会主義者には、民族自決権のための闘争を系統的に一貫して遂行することを要

求し、被抑圧民族の社会主義者には、抑圧民族労働者と被抑圧民族労働者との統一を追求する。

次に、レーニンが、帝国主義に対する民族解放運動(民族戦争)は、「不可避的であり、進歩的・革命的である」と述べ(『ユニウスの小冊子について』)たこと、さらに、社会主義者(抑圧民族の、だろう)は自決権の承認にとどまらず、半植民地・植民地における民族解放運動の「最も革命的な分子」を支持・援助しなければならないと述べている(Bテーゼ6)ことに、注目しなければならない。また、これとはニュアンスが異なるように思えるが、抑圧者的強国に対する植民地民族の戦争における「祖国擁護」に、社会主義者は反対せず、民族抑圧に対する全人民の真剣な闘争を支持・援助すると述べている(『戯画』)。

同時に、「植民地の分離は、通例、社会主義とともに初めて実現できるものであって」、資本主義のもとでは、例外か、「植民地と本国における一連の革命と蜂起とを代償としてか」のどちらかではしか実現されえない(『決算』)というレーニンの立場を確認しておかなければならない。

レーニンが言う、民族解放運動の進歩性・革命性とは何か? 一つは、帝国主義の同盟

¹ マルクス・エンゲルスの労働貴族論は『帝国主義と社会主義の分裂』に引用されている。20世紀後半から、イギリスにおいて労働貴族論争がおこったが、それについては松村高夫「マルクスと労働貴族」(『三田学会雑誌』第76巻第5~6号に連載)などを参照。マルクス・エンゲルスの労働貴族論の背景には、続々と形成される労働組合の評価およびマルクス・エンゲルスが接触した労働組合との関係など、複雑なものがあつたようである。松村論文によれば、「マルクス自身は、インターナショナルの創立には何の役割も果していない」という。「マルクスが創立大会に出席したのは『多少偶然的なできごと』……であつた。しかしながら、マルクスは、ひとたびインターナショナルの臨時総評議会に加わると、指導的影響を与えるようになる。……インターナショナル『創立宣言』は1864年9月28日の開会の時にマルクスが読んだものではなく、大会後、すでに他の者によって用意されていた『宣言』を破棄すべく、マルクスが10月21日から27日の間に執筆したものである」。

が民族抑圧を「土台として」、社会主義的プロレタリアートに対立しているという認識から導き出される。すなわち、帝国主義ブルジョアジーに対するプロレタリアートの闘争の、いわば側面援助の意義である。もう一つは、大戦前の認識であるが、孫文をナロードニキになぞらえていることに示されている。ナロードニキ主義＝農民的民主主義の意義を継承・発展し、それを乗り越えるプロレタリアートの闘争への展望である。¹

しかしながら、いささか具体性に欠けることは否めない（例えば、義和団の反帝闘争に対して、いかなる態度をとるのか？ 彼らは「革命的分子」なのか？ それとも、反封建闘争を遂行した孫文の方が「革命的分子」なのか？）。レーニンが実践的に知りえた民族運動は、やはり、ヨーロッパに限られていたと言えよう。半植民地・植民地にどれほど社会主義政党があったのか、不学にして知らないが、第二インターにおいて投票権をもった半植民地・植民地はなかった。しかし、そこでの民族運動を「未来のもの」としたレーニンの認識が、開始され拡大していく現実の民族運動から、いささかずれていたことは確かである。

もう一点指摘しておく。『批判的覚書』に典型的なように、以前のレーニンは、資本主義の発展に伴う民族「同化」に進歩性を見ていた。しかし、この時期のレーニンは、帝国主義による「政治的集積」論をストルーヴェ主義と批判している。²

かわってレーニンが強調したのは、諸民族の自発的な「融合」である（経済的過程に直結されていない点にNB）。この「融合」の原語はスリヤーニエであり、第一の語義は「合流」。英訳版はマージであり、この語は、諸要素が区別できなくなるほど混じる点で、ミックスと区別されるという（化合物と混合物の違いみたいなものか？）。マージは「融合」の語感に近い。13年決議では、民族的「平和」（全集訳「和合」。原語ミール、英訳版ピース）と言われていた。いずれにせよ、諸民族の個性が消失し、一つの集団になるということを、国家の死滅を抜きに語るならば、「民族の定義は？」と突っ込まれかねない。我々の任務は、民族的対立・反感を解消することであり、そのような意味が分かるように「融合」を用いるべきであろう。

ここで重要なのは、レーニンがカウツキーから距離をとることになるということである。カウツキーの見解は、「民族自決」を通過点として、「人間の自由な移動」と「諸民族の混血」を媒介に、「単一の民族性（単一の世界語）」としての「世界市民層」の形成を求めるものであった。「同化」から「融合」への用語転換は、カウツキーの見解をレーニンの積極的主張とすることを控えさせた

¹ 孫文は、「民族」を「国族」とも言い換えている。ネイションの両義を考慮したものか。

² もし、「マルクス主義者たちは、（20世紀の初めに）カント主義者たちおよびヒューム主義者たちを、ヘーゲル流にというよりもむしろフォイエルバッハ流に（およびビュヒナー流に）批判した」（『哲学ノート』）というのが、レーニンの自己批判を含んでいると理解できるのであれば、「ストルーヴェ主義」は、レーニンの「従前の認識」を含むとの理解もありではないか——というのはひとりごと。

と言える。¹

第五に、「自由競争には民主主義が照応する。独占には政治的反動が照応する」（『戯画』）というのは、あくまで抽象的なレベルの命題である。だから、帝国主義より前の時代には民主主義が普遍的であると短絡化することはできないし、史実にも反する（普通選挙などが一般化したのは帝国主義時代である）。ところがレーニンが、「政治的上部構造」それ自体の歴史的分析をしていない。そのことは、古くにネイション・ステイトを形成した国々では、民族問題は解決済みとの認識と不可分であろう。ネイション・ステイト形成史を、先に引用した『ゴータ綱領批判』の視角から捉えることが必要なのである。

周知のように、近代国家形成史は絶対主義時代にさかのぼるのであるが、どうじにそれは、諸国家の新たな国際的体系（主にヨーロッパの、そして強国中心の）の形成をも意味した（それ故、「国際法」が必要となる）。その国家が、ブルジョア革命を経て、国民国家として確立されたことは、大分前に

見たところである。

19世紀における民族問題の発生、あるいは民族運動の勃興は、資本主義世界の拡大と、諸国家（ステイト）間体系の拡大とを土台にしている。資本主義の拡大は、どの地域にも一様に資本主義にとっての有利な条件を生み出す可能性をもたらしたわけではなかった。東欧の「再版農奴制」に示されるように、先発資本主義は、他地域を従属的に包摂していったのである（そもそも、『資本論』が言うように、植民地獲得こそが「本源的蓄積の主要契機」であった）。従って、後発諸地域・諸ネイションは、西欧型国家を形成する条件がないままに、しかも、各ネイションの条件に差があるままに、諸国家間体系に組み込まれた。国際的（インターステイト）体系は、本来的にこの矛盾（支配・従属）の上に成立していたのである。そして、諸国家は、その体系の中でそれぞれに優位を目指す（ネイション・ステイトが、「未開」に対する「文明」の指標となっていたことに、留意）。²

東欧においては、「自由主義的な大貴

¹ カウツキーの「民族自決」は、レーニンと異なり、具体的解決策である。相田慎一（「カウツキー」『民族問題 現代のアポリア』丸山敬一編所収 ナカニシヤ出版 1997/4）によれば、カウツキーの立場は、次の五つに分類できるという。「第一類型は、彼のポーランド論、セルビア論そして1922年以降の 아일랜드論などに見られる『民族自決』→『民族国家形成』論の立場である。第二類型は、彼のチェコ論や東ヨーロッパのユダヤ人論などに見られる『民族自決』→『民族自治』論の立場である。第三類型は、彼のベルギー論やスイス論などに見られる『民族の共存』→『複合民族国家』論の立場である。第四類型は、エルザス・ロートリンゲン問題、トリエステ問題、シュレスヴィヒ・ホルシュタイン問題のような一定の地域や都市の帰属問題に対する『住民の意志』→『住民投票』論の立場である。最後の第五類型は、スペインのバスク人問題やドイツのソルビア人〔スラヴ系らしい〕問題などの『民族的少数者』（エスニック・グループ）問題に対する『自然的同化』論の立場である」。

² この事情は現代においても変わらない。旧ソ連勢力圏における民族抗争の多発は、欧米との距離を大きな要因の一つとしている。ここでの「距離」は、地理的概念ではない。欧米型国家になりうる条件の度合、欧米との結びつき（逆に言えば欧米による干渉）の度合、欧米型価値観の浸透度合、欧米型国家（EU）への接近の希求度合、等々の差を意味している。

族」、「『非土着』のドイツ人、ユダヤ人知識人・小生産者層」、「広範な農民」の三つの層が変革の担い手であったが、この各層は、互いに離反・対立していた。「さらにこれら三層が、自分たちの要求を実現するために闘う相手は、自民族の特権階級ではなく、他民族の支配層であった」。この事情が、「近代東欧の各層を『市民、国民』としてではなく、『民族』として統合していく最大の要因になる」¹。

労働者の運動と共に、従属諸民族の運動が爆発したのが、1848年革命であった。支配民族は、従属諸民族の分裂・相克を利用しつつ、旧来のヨーロッパ地図を保守せんとした。ドイツ統一もまた、その他のヨーロッパ諸国にとっては認めがたかった。にもかかわらず、48年革命は、各ネーション・ステイトそのものと、諸国家間体系との双方の、変容・再編の契機となったのである。ブルジョアジーは、保守勢力と妥協しつつ、集権国家建設に向う。フランス革命型のブルジョア革命が、過去のものになったと言ってよい。²

他方、ロシアおよび汎スラヴ主義の封じ込めが重要課題となる。

以下、主要な事件を列記する。フランス「第2帝政」成立（1852年）、クリミア戦争（1853～56年）とその帰結としてのパリ条約とイタリア統一、1863年のポーランド蜂起、シュレーズヴィヒ・ホルシュタイン戦争（1867年）、普仏戦争とドイツ統一（1871年）。中欧の分裂を前提とした、そ

れまでのヨーロッパ諸国家間体系は、崩壊した。

「帝国主義」という言葉は、自由主義的小英国主義に対立して、英帝国の「帝國的連帯」への志向を指して生まれたという。それは、イギリスの社会的危機からの脱出策であった。第2次ディズレリー内閣（1874年）がその画期であり、労働者を組み込んだ「国民的」基盤をもつ政権を目指した。「社会帝国主義」を構想したチェンバレンは、「自らが所属する国家や帝国の義務に責任を感じている労働者」が体制を担うべきだと語ったという。アイルランド問題は、英「帝国主義」にとって難題であり続けた。

ドイツとフランスの国民的統合については、すでに見た。また、イギリスの工業的発展の基盤を植民地支配に見た後発国の植民地分割は、当初から政治的・軍事的に遂行された。植民地分割体制にとって重要なのは、二つのベルリン会議である。

露土戦争後の列強の利害調整を目的としたベルリン会議（1878年）は、バルカンの犠牲の上に、「ヨーロッパの平和」を維持せんとしたが、その「平和」を瓦解させる爆心地の形成に他ならなかったことは、周知のことである。また、ベルリン会議においてビスマルクは、ヨーロッパの緊張を外にそらせんとして、仏英のアフリカ侵略をほのめかしていた。それは、ベルリンで開かれたアフリカ分割会議（1884～85年）につながる。

岩波『世界歴史22』（旧版）の板垣雄三

¹ 『統合ヨーロッパの民族問題』 羽場久泥子 講談社現代新書 1994/9

² レーニンが、ロシアにおける労農民主主義独裁の提唱や、中国における民主主義的ブルジョアジーの「主要な代表者」としての農民把握に示されるように、メンシェビキ（第二インター）的ブルジョア革命理解（ブルジョア革命＝ブルジョアジーが行う革命）から、自分を区別していた。しかし、ネーション・ステイト形成に関しては、フランス革命をモデルとしていたはずである。

論文は、次のように述べている。「『世界分割』は『先占』……と『勢力範囲』『利益範囲』という国際法上の概念を駆使して遂行されたという。……先占とは国家が無主の土地を占有によって領土とすることであり、無主の土地とは無人の土地に限らず、どの国にも属していない土地をいう、とする注釈がつく。勢力範囲とは条約で将来の先占を認められた土地をさすとされている」。このような「国際法」的手続きを、「アフリカ大衆は直感的に新しい呪術として把握した」。「ベルリン会議がアフリカの全面的『分割』の契機となったのは、そこでの一般議定書をめぐる論議で『アフリカの海外で領土を先占する国は先占を尊重させるに必要な権力を確保する義務をもつ』こと、またこれを前提として先占の通告を他の締結国に対しておこなうべきことが決定される情勢となったからであった。こうして一定領域の統治を裏付ける軍事力が重大な意義をもつことになるとともに、『先占』のための競争が触発されたのである」。

ベルリン会議には、米国を含む14カ国が参加した。詳述できないが、新たな大陸に強大国が形成されたことは、世界の分割体制にとって決定的意義をもっていた。また、アジアにおいては、日本が分割体制に参入し始めていた。再び、板垣論文から引用しよう。

「帝国主義にとって死活的に基本的な従属地域支配を『植民地問題』に矮小化し、すりかえるところに、まさに帝国主義世界体制の本質があった」。「『分割』はまず何よりも民族的抵抗に対する軍事的抑圧体制だったのであり、強国間の国際関係はこれに対応するものだった……。1900年、『列強』のすべてに日本を加えた『連合軍』の共同干渉下

におかれた義和団運動の中国の問題は、複合的支配秩序としての、また民族的抵抗に対する軍事的抑圧体制としての『世界分割』をもっとも集中的かつ完結的に示すものであった」。

帝国主義確立を1900年前後に見たのは、レーニンの卓見である。しかし、レーニンは、帝国主義形成期の政治面を、十分に研究しえなかった（『帝国主義論ノート』には、アドラーの著作『帝国主義的社会政策——ディズレリー、ナポレオン3世、ビスマルク』の要約があるが、あまり重視していない）。ヨーロッパ史にまれな、1871～1914年の長期にわたる「ヨーロッパの平和」が、政治上においても帝国主義形成期であった。この「平和」は、一方では、世界分割体制によって支えられるとともに、他方では、各国民国家の再編が進行した時期である。物質的には、交通網や学校などのインフラ整備が、国家によって飛躍的に拡大された。精神的には、教育の役割が大きくなり、「人種理論」「社会進化論」（植民地領有の正当化）に加え、ライヴァル国に対するナショナリズム（排外主義）が醸成される。さらに国家は、戦争や戦死者についてのシンボルや神話を巧みに操作していった。このようにして、「国民」や「祖国」の観念に、新たな意味が注入されたのである。

帝国主義国家は、国民国家の延長であり、その延命形態であった。ヘーゲル・マルクスの系譜に沿えば、国民国家は、市民社会の諸対立を観念的に解決するものである。その理念が、「自由・平等・民主主義」に他ならない。しかし、奴隷貿易をしていた諸国に、民族差別がなかったと考えられるだろうか。諸強国は、対外的には植民地民族を収奪し、

国内においては経済的差別に政治的・社会的差別を結合した支配を行っていた。帝国主義の特性たる「政治的反動」は、これらの「深化あるいは倍化」として理解されなければならない。帝国主義国家への質的転換の契機は、階級闘争の進展（第二インターは、社会主義運動の大衆化をもたらした）と列強間の分割競争である。並行して生まれた金融資本が、その土台を形成した。「域内平和」＝反革命的国民統合（特に社会的・文化的統合機構が重要。そのイデオロギー的表現が「祖国擁護」）と飛躍的軍事力増強、これが「総力戦」を可能としたものである。

分割競争における抑圧民族労働者の共犯的役割、民主主義機構による帝国主義的ブルジョアジーの社会的支柱形成として、レーニンは帝国主義的国民国家認識を深めたが、もう一步を踏み出しえなかった。やむをえないことではあったが、レーニン（および同時期のマルクス主義者）の帝国主義認識、特にその政治現象の把握は、第1次帝国主義戦争に引きつけた（あるいは、引っぱられた）ものであったと言えよう（何より、彼らが目にしたのは、生まれたばかりの帝国主義であった）。帝国主義の政治的特徴は、むしろ、第1次大戦後のいわゆる戦間期に鮮明になった（革命ロシアの成立を決定的要件としながら）。政治的反動は、民主主義の発展という外見のもとに進んだのである（例えば、いわゆる「大衆民主主義」）。革命的国際主義的労働運動の圧殺を通じた、基幹労働者の帝国主義的国民国家への統合と序列的編成化が、その本質に他ならない（統一体としてのネーションという外被の確立）。

まとめとして、以下のことを確認しておく。この時期のレーニンは、民族問題論の新

たな地平を確立したが、資本主義の発展に民族問題を直結させる従前の認識を部分的に温存していた。とりわけそれは、次の二点において限界となっている。一つは、ネーション・ステイト形成を「単一民族国家」形成と捉え、そのことによって民族問題は解消するという認識。この認識は、「国民国家」の分析をはばみ、国民統合原理を解明する妨げとなった。もう一つは、被抑圧民族の抵抗は資本主義の発展度合いに比例するという認識。社会主義への距離は資本主義の発展度合いに比例すると一般的には言えるが、民族的抵抗は一概にそうとは言えない。この認識が、被抑圧民族の運動そのものの「進歩的・革命的」性格を明らかにすることを、制約している。

【注】国民国家の分析は、いわば国家論の領域に属する。プハーリンの帝国主義国家論を批判したレーニンは、半年後の1917年2月に、次のように書いている。「最近私は国家に対するマルクス主義の態度の問題を熱心に研究して、たくさんの材料を集めました。私の見るところでは、……プハーリンに対してよりも、カウツキーに対してはるかに不利な、興味津々たる重要な結論に達しました（プハーリンはカウツキーよりは真理に近づいています、やはり間違っています）。私はこれについてぜひとも書きたいのです」（アルマンドへの手紙）。

レーニン『国家と革命』は、カウツキーらが歪曲したマルクス・エンゲルスの国家学説を復権し、革命におけるプロレタリアートの任務を明らか

にしたものである。原理的理論がエンゲルス『起源』を基礎にしているように、国民国家を深く分析しているわけではない。なお、長尾克子「レーニンの民族国家論」（『国家論研究』13号所収）は、レーニンの限界を指摘してはいるが、その依って立つところは宇野『経済政策論』である（批判略）。

大澤真幸の言い方を借りれば、ナショナリズムは、普遍と特殊が交差するところに生まれ、しかもその交差は重層的である。ネイションは、膨張の傾向をもつとともに、その境界を求める。ネイション・ステイトは相互模倣性をもち、共通のルール（宣戦権など）を求めつつ、自らの独自性を強調する。さらに、「国民」理念は普遍性・統一性を強制しつつ、「異者」を排除する。

【余談】カウツキー『エルフルト綱領解説』（1892年）を読み直していたら、次のような文章があった。「近代国家はすべて自国を拡大しようという要求をもっている。……この点で一番都合よくいかなかったのが、ヨーロッパ大陸の国々である。……大陸諸国は互いに、くっつきあい入りこんでいるので、同等の力をもつ隣国を粉砕しないことには、その領土を拡げることはできなかった。……このことが、ヨーロッパを戦場にして、わが大陸の国々を圧殺してしまうおそれのある軍国主義の重要な原因のひとつである。この耐えがたい状態からぬけでて、経済生活の拡大欲をみたすことができる道は二つある。一つは、世界戦争である。……もう一つは、関税

同盟によってひらかれるこれらの国々の国家連合への統一である」。

「世界」（カッコをつけたのは、時代と地域によってその範囲が変わるため）に覇を唱えた国は、古来より大洋国家であった、少なくとも海を制圧した国家であった、などということ、何とはなしに考えてきた。地図を見ればわかるように、ドイツが覇権を世界に拡大せんとすれば、必ずイギリスとぶつかる。西と南を扼されたロシアは、東に向わざるをえず、日本と衝突した。そして今、これまた地図を見ればわかるように、中国が覇権を拡大するには、「シーレーン」（なつかしい言葉だが）確保がいかにも窮屈である。最近観たNHKの番組によれば、日米安保が公然と「同盟」と称することになった契機は、日本シーレーン防衛論だったという。このような視点から、東アジアというよりも西太平洋の緊張を考えるのも必要ではないか（海底資源も重要ではあるが）。もちろん我々は、「国際法」に依拠した日本政府の「固有の領土」論に組みするわけにはいかない。

【補論】

「民族」という日本語の歴史

ここで、「民族」という日本語の歴史を紹介しておく。ただし、本稿はすでに予想をはるかに越えて長くなっているため、簡単にながめるにとどめる。

まず、関連する用語の初出しきものを、『日本国語大辞典』から抜き出しておく。

「愛国」：「又人には万物に向て選む外にpatriotism（愛国の誠）といふあり」西周『百学連環』（1870～71年頃）

「エトノロジー」：「又人獣の部にては

アントロホロジー訳して人性学と云ひ、[中略] 人種学(エトノロジー)」西周『百一新論』(1874年)

「国際」:「故に其の政体外国に対し義務を行ふの障害たるもの無き時は国際の法制上に於いて全政体の如何を問ふは無し」箕作麟祥『国際法』(1873年)。

「INTERNATIONAL.kokusai no 国際/」藤林忠良・加太邦憲『仏和法律字彙』(1886年)。なお、「①幕末から明治初期にかけて、当時の知識人や政府の要人達が国際法思想の移入に際して、盛んに利用した漢訳洋学書『万国公法』の中に使用された『各国交際』というフレーズから造語された和製漢語。②当初Diplomatic intercourse(諸国家・諸国民間の交際)の訳語として使用されることが多かったが、明治30年代あたりから『国際紛争』『国際法』『国際的』等の用法が見られるようになり、internationalの訳語としての地位を獲得していった」

「国粹」:「予輩が懐抱する処の大旨義は実に日本の国粹を精神となしこれを骨髓となし、而して後能く機に臨みて進退去就するにあり」志賀重昂『「日本人」が懐抱する処の旨義を告発す』(1888年)。「英語nationalityの訳語とされる和製漢語」

「国民」(もともと漢籍にあった語):「費布士(フィップス)因て国民有志の者より金を集めて、この事を企てんと欲せり」中村正直訳『西国立志編』(1870~71年)。

「Nation国、国民」『哲学字彙』(1881年)。なお、戸籍法(1871年)には「国民」が使われ、また、「陸軍は常備・後備(第一・第二)・国民軍三種の兵を以て編制し」陸軍省編『軍制綱領』(1875年)。

「国民国家」は用例なし

「国民主義」:「頑冥の国粹論を唱へ、針孔よりも小なる局量を以て国民主義を主張するが如きは、日本の前途に取りて、最も有害なりと謂はざるべからず」植村正久『今日の宗教論及び道德論』(1893年)

「国家」(もともと漢籍にあった語):『和蘭字彙』(1855~58年)にあるが、オランダ語が読めない。ドイツ語のシュタートにあたる語が「国家」と訳されている。

「種族」(近代的意味の):「止白里(シペリー)部中、彼此に鄂斯綽更(チスチャケン)と名く種族あり」『輿地誌略』(1826年)

「人種」:「熊送り実報一往昔亞伊能人種に於て行ふ祭例あり」『隨筆・百草』(1844年頃か)

「祖国(漢籍にあり)」:「祖国(ソコク)祖先以来の国といふ意味で、自分の国即ち本国のこと」『現代新語辞典』(1919年)

「ナショナリスト」「ナショナリズム」:「ナショナリストNationalist(英)国家主義者」「ナショナリズムNationalism(英)愛国心。国風。国家主義」ともに勝屋英造『外来語辞典』(1914年)

「ナショナリティー」:「国体とは、<略>西洋の語に『ナショナリチ』と名のるもの是なり」福沢諭吉『文明論之概略』(1875年)。「日本人の如く、何処の果てに行っても祖国[!]の天長節を祝って、日章旗を振り廻はし、日本といふ国を忘れぬ国民性(ナショナリチー)の強烈な人間」中村春雨『欧米印象記』(1910年)

「民族」:「往古魯西亞の地方には『シチアン』と云へる蛮野の民族ありて荒漠の原野に住居し」福沢諭吉『西洋事情』(1866~

70年)。「民族国家」の用例は第2次大戦後。

「民族主義」：「抽象的人道主義または世界主義(インターナショナリズム)に反抗して、新しく民族主義の叫びを聞くやうになったこと」中沢臨川『現代文明を評し、当来の新文明をトす』(1915年)

ちなみに、『帝国主義論ノート』にある「植民地征服と戦争の年代表」の「主としてアジアおよびアフリカ」の欄には、「1868、日本の改革」で始まり、「日本対台湾(74)」「日清戦争(94)と下関条約(95)」「日露戦争(1904)」「日本、朝鮮その他を併合(1905)」などが列記されている。そして、「朝鮮における蜂起。1907~09」と特記され、「日本、朝鮮を鎮圧(1907~09)(1909、伊藤総督暗殺される)」と続いている。1905年は、第2次日韓協約締結(大韓帝国の外交権剥奪)の年である。それより前に、大韓帝国はハーグ万国平和会議への招待状を受け取っていたという(『週刊金曜日』2010年12月10日号)が、第2次日韓協約によって無効とされ、その結果、「ハーグ特使事件(日本では「密使事件」)が起った。1910年の「韓国併合」は、朝鮮民族側からは「庚戌國恥(キョンスルクッチ)」。同年の「大逆事件」は、国民統合にとって決定的意味をもった。

長くなってきたので、駆け足でいく。周知のように、「明治維新」の評価について歴史的論争があるが、ネイション・ステイト形成への巨大な一歩だったことは疑いえない。明治政府に要請されたのは、集権的国家機構の構築とともに、「国民」をつくり出すことであつた。「日本には唯政府ありて、未だ国民

あらずと云ふも可なり」(『学問のすゝめ』1874年)。1871年の戸籍法において「国民」が使用されたことは、すでに述べた。「しかし大久保[利通]が『立憲政体に関する意見書』(1873年11月)で、『人民』『国民』『臣民』といった言葉を混用し、また木戸孝允が『立法・行政に関する建言書』(1871年7月)で、『国民』とし、『憲法制定の建言書』(1873年7月)では『人民』という用語を多用したことにみられるように、統治の客体である人民=国民をいかに設定するかについてはいまだ成熟した思想を示しえない状況にあつた¹。

天皇制国家のもとで「人民の『臣民』化」(同上)が進み、1881年10月の「国会開設の勅諭」が、「臣民像の本格的な定立」(同)である。「自由民権運動の発展とともに普及していった『人民』あるいは『国民』の対抗概念として『臣民』理念が定立されていった」(同)。「それ[『臣民』]は8年後の大日本帝国憲法の発布……において日本国民を公的に定義する用語として定着されることになった」(同)。

「『国民』と『臣民』の理念的対抗関係のなかで、『国民』という語がひろく使われていく契機となつたのは、1887年……2月の『国民の友』創刊であつた。……[徳富]蘇峰自ら語っているように、この……誌名は米誌『ネーション』から採用されたものである」(同上)。この頃から、ネイションの訳語としての「国民」が定着し始めたと言える。「文明開化」のスローガンが示すように、「国民」概念に照応したのが「文明」であつた。

当初、「日本国民」の実体は、「日本人

¹『民族幻想の蹉跎』 尹健次(ユン・コンチャ) 岩波書店 1994/8

種」と理解されていた。「維新期の段階から用語としては、『民種』『人種〔ひとたね〕』の語によって世界諸地方の人々が把握されていた」（與那覇潤「近代日本における『人種』観念の変容」『民族学研究』第68巻第1号所収）。「人類学会」結成（1884年）の時期において、「『人種』とはまさしく単に『人の種』＝『同じ種類の人』という意味であって、今日でいうところの『人種（レイス）』は無論のこと、『民族』『地域住民』『階級』『階層』などをも包括した一般的な語彙としてのみあった」（同）のである。1881年刊行の『哲学語彙』においては、「“エスノロジー”が『人種学』と訳されているのに対し、“レイス”は『種属（世）』と『世態学（ソシオロジー）』の概念として位置づけられている」（同）。

雑駁な用語である「人種」を、レイスに対応する訳語にのみ収斂させたのが、人類学会の指導者である坪井正五郎であった。坪井は後に、「人類団体」を①居住地による「地域団」②所属国家による「統一団」③宗教による「信仰団」④自称・他称による「称呼団」⑤風俗習慣による「習俗団」⑥血統による「天性団」の6つに区分し、「日本民族」を「習俗団」の具体例としている（1910年）。

それまでほとんど使われていなかった「民族」の使用が広がった契機は、雑誌『日本人』（三宅雪嶺主宰1888年）、新聞『日本』（陸羯南主宰1889年）の創刊であったという。ともに欧化主義を批判するものであった。志賀重昂は、「国粹なる者は、……大和民族の間に千古万古より遺伝し来り化醇し来り終に当代に到るまで保存し続けるもの」（『日本人』第2号）と述べ、また、陸羯南

は、「各種の民族と各種の邦国は各々特有の歴史を有し、特有の性格を有し、特有の習慣を有し、特有の利害を有し、特有の風俗、特有の境土を有せり」と述べた（1890年）。

1880年代は、壬午軍乱（1882年）、甲申政変（1884年）、天津条約（1885年）と、朝鮮をめぐる国際的緊張が高まったこと、条約改正に伴ういわゆる「内地雑居問題」をめぐる論争が激化したことなどの背景が考慮されなければならない。

ただし、志賀にしても、「日本人民」「日本国民」などを併用していた。「近代日本における『民族』の概念規定は、ドイツ人学者の所説に依拠しつつ、血縁共同体的な民族概念として基礎づけられ、それがやがて、民族意識（観念）の形で、国体論を媒介としてひろく国民のあいだに浸透していった」（尹前出書）。しかしながら、「民族」という訳語に関しては、加藤弘之、平田東助、山崎哲蔵、井上哲次郎などはまだ、用いていない（「族民」等を使用）。「民族」という語が定着するには、日清戦争、三国干渉、日露戦争、韓国併合、第1次大戦を経なければならなかった。

その間、穂積八束は「国体」と「民族」を結びつけ（1892年）、上田万年は「国語」との関連で「民族」を論ずる（1900年頃）。20世紀に入って、「大和民族」に「日本民族」が加わる。柳田国男とともに雑誌『郷土研究』を立ち上げた高木敏雄は、その創刊号の巻頭論文（1913年）で、それまでの「日本人種の起源問題」の研究が、「人種と民族との概念の混同、人種の起源地に関する誤想、民族文化の研究と人種問題との関係に就ての偏見」の上にあったと述べている

という¹。

国際連盟委任統治委員だった柳田国男が、帰国後、雑誌『民族』を創刊（1925年）したのは、一つの画期といえよう。世界大戦に本格的には関与しなかった日本は、1920年代に、「総力戦」体制構築を始める。国民統合に関して、思いつくだけでも、右翼テロの頻発、関東大震災における朝鮮人殺戮と社会主義者の虐殺、国勢調査開始、治安維持法と普通選挙（男子のみ）、3・15事件と4・16事件、などをあげることができる。1934年、民族学会設立。1935年、和辻哲郎『風土』出版。ちなみに、「文化」という訳語が一般化したのも、1910年代後半。²

中国語の「民族」は、日本からの輸入である。「1866年に出版された口ブシャイト編集の『英華字典』では、ネイションの訳語は『民』である」³。中国語での初出は、1895年だという⁴。また、「スラヴ民族」「アラブ民族」というような場合の「民族」に「対応する語はヨーロッパ諸語の中には存在しない」⁵。上記のような用法や「民族大移動」という言い方が完全に定着しており、さらにエトノスの意味も含むということで、日本語の「民族」はかなり独特である。他方、ネイションとステイトをともに「国家」と訳したことは、ステイトの意味を薄める結

果になったと思う（USAのステイトを「州」と訳したことも含めて）。「一国民＝一民族＝一言語」の観念が根強いのは、訳語にも原因の一端があろう。

1991年度歴史学研究会大会報告において小沢弘明は、「しばしば民族の訳語もあてられるネーションを一律に国民とする。そして。主として東欧の多民族国家内部の民族集団をさして使用されるナショナリティには、国民体あるいは政治的民族の語をあてる。日本語の民族はエスニック・グループまたはエトノスと同義とみなす。……これによって国民国家の実態を多民族国民国家（マルチ・エスニック・ネーション・ステート）としてとらえ直すことが可能となるし、民族解放運動とみなされてきたものを、国民（としての）解放（をめざす）運動として理解することもできるだろう」（『歴史学研究』626号）と述べた。

これは一つの見識であり、賛同者は増えているようである（先に見たローザ『民族問題と自治』の訳者も、その一人といえよう）。しかしながら、これまで定着してきた、「民族自決（権）」「民族解放運動」等の用語を、すべて言い換えることになり、混乱は避けられない。また、エスニック・グループも、いわゆる「アイデンティティ政治」においては、政治的要素をもつ。近代における政

¹『帝国日本と人類学者』 坂野徹 勁草書房 2005/4

² 国際連盟（リーグ・オブ・ネーションズ）において、日本の加盟資格が論議されたという。日本の政体が問題とされたのであった。「民主主義のための戦争」を掲げて戦った米大統領ウィルソンがもち出したのであったが、フランス代表の「政府が、共和制なのか君主制なのかは問題ではない」（『国際連盟』篠原初枝 中公新書 2010）との発言で決着したらしい。

³「民族性の変容と帰属意識の分裂」 張鏡 『大航海』15号所収

⁴『国民国家論の射程』 西川長夫 柏書房 1998/3

⁵「『民族』概念についてのメモ」 川田順造 『民族学研究』第63巻第4号所収

治的概念であることをおさえれば、当面は、ネーションを「民族」と訳しても不都合はないと思う。小沢報告で注目すべきは、以下の点である。

「前近代のエトノスと近代の国民とは起源と結果というような段階的な関係にはなく、断絶しているのとらえたい。国民が特定のエトノスと結びつくという表象は、むしろ国民史の成立によって産み出されたものである」（同上）。「この時期 [1870年代以降] には、市民としての平等が国民のなかではたされる、という観念が成立した」（同）。「ヨーロッパの国民解放運動で『民族』自決が普遍的原理であったことはなく、運動それ自体の存在と国際政治（と軍事力）が国民国家の形成と国境線の画定をもたらした」（同）。

文化的概念として理解された「ナーツィヤ」「ナツィオナーリノスチ」は、エトノスに近い。従って、レーニンとユダヤ人ブントは、同じ「ナーツィヤ」「ナツィオナーリノスチ」を用いても、その意味する内容は異なっていたと解することもできる。

関連してもう一つ、トライブの訳語としての「部族」の問題がある。「『部族』は植民地を統治する欧米列強の都合で創出されたカテゴリーに対するラベルにすぎない」¹こと、および、「専門家の意図する『部族』という用語の意味合いとは別に、一般に人は上記のネガティブなイメージ [『非文明的』] でその言葉を理解する」（同）ことから、「部族」の使用を否定するのが近年の傾向のようである。

この傾向に対し、田中克彦は、旧来の部族→民族の発展段階論的立場から異議を唱えている。しかし、この発展段階論は支持できない。他方、原口武彦は、人類学者の立場から上の傾向に意義を唱えている²。この著作は、モーガン（モルガン）『古代社会』の批判を含む、広い内容を扱ったもので、とてもここで検討はできない。ただ、次の点には留意する必要がある。近年の問題は、トライブそのものよりも、トライバリズムという認識にあること（ルアンダなどの事例が「部族紛争」で片づけられること）、日本語の「民族」には「部族」も包摂されていること（「未開民族」）。

川田順造³は、次のように述べている。「『民族問題』というと、まず民族という集団が実体をもつ固定したものとしてあり、その複数のものが接しているために問題が起り、紛争が生じると考えられるかも知れない。だが……事実はその逆で、人々が対立すべき問題があるから、その事態に対処するために『民族』が意識化されるのだ。……いま世界で『民族問題』（ジャーナリズムではアフリカについては、判で押したように『部族対立』『部族紛争』と書き立てるが）とされている紛争の原因を見てゆけば、必ず異文化の集団に加えられる経済的、社会的、文化的（言語、宗教をはじめとする）差別や、異文化集団の住む地域の開発上の不平等や収奪に由来していることがわかる」、と。

現在、我々が文章を書く際に、「部族」という用語を用いる必然性は、ないといっようである。

¹ 「『民族』、そしてその周辺」 スチュアートヘンリ 『民族学研究』第63巻4号所収

² 『部族と国家』 原口武彦 アジア経済研究所 1996/3

³ 「『民族』概念についてのメモ」 川田順造 『民族学研究』第63巻第4号所収

〈8〉1917年4月党協議会

1917年2月革命によって成立した臨時政府は、その成立宣言（3月2日。1918年1月末日までは、原則として露曆。それに13日を足せば西曆になる）の一項目に、「あらゆる身分的、宗教的、民族的な制限の廃止」を掲げていた。下記スターリン論文によれば、それは以下のようなものであった。

「この布告の内容は、……非ロシア民族〔ナツィオナーリノスチ〕および非ギリシャ正教徒の市民の諸権利の制限を、次のものに関して撤廃するということに帰着する。すなわち、①定住、住居移動、②財産その他の取得、③あらゆる種類の手工業、商業およびその他に従事すること、④株式会社やその他の諸会社に参加すること、⑤官職その他に就くこと、⑥各種学校に入学すること、⑦私的団体の執務や、あらゆる種類の私立学校での授業や帳簿の記入の際に、ロシア語以外の言語や地方語を用いること」（『民族的制限の撤廃について』）。

このスターリン論文は、3月25日付『ブラウダ』に掲載されたものである。スターリンは、「この布告は言語の点で民族的同権を確立していない」と批判し、次のように述べた。「真の民族的同権を打ち立てたいと思うものは、制限の撤廃という消極的な方策にとどまっていることはできない。……制限の撤廃から、民族的抑圧の絶滅を保障する積極的な計画へ移らなければならない。だから、次のことを宣言することが、是非とも必要である、——①住民の特殊な生活様式と民族構成とをもち、自分の言語での『執務』と『教育』とをもち、完全な経済的領域をなしている諸州の政治的自治（連邦ではない!）。②

あれこれの理由で国家的全一体の枠の中にとどまることのできない諸民族のためには自決権。これが、民族的抑圧の実際になくならせ、資本主義のもとで可能な最大限の民族〔ナツィオナーリノスチ〕の自由を確保させる道である」。

この論文では、「民族的抑圧の社会的基礎、民族的抑圧を奨励している力は、死滅しつつある土地貴族である」、「イギリスでは、……権力が地主の手に移った〔!〕戦争中には、民族的抑圧もひどく強まった」という認識が示されている。

3日後の『ブラウダ』に掲載されたスターリン論文『連邦制度に反対する』も、同様の主張を行っている。同論文は、1776年の米国とのアナロジーから連邦制を提案したエスエルを批判したものである。スターリンは、「アメリカでも、またカナダやスイスでも、発展は、独立の諸州からそれら諸州の連邦を経て、単一国家に至ったということ、また発展の傾向は連邦に有利ではなく、それに反対して進んでいるということ、……なぜなら最高形態にある資本主義の発展、および、その発展と結びついた経済領域の枠の拡大は、その発展の中央集権化の傾向とともに、国家生活の連邦的な形態をではなくて、単一の形態を要求するからである」と強調した。そして、以下のように結論づけている。

「1776年のアメリカの経験をロシアでやろうとする提案は、まったく役に立たないものである。中途半端な過渡的な形態——連邦——は、民主主義の利益を満足させないし、また満足させるものでもない。民族問題の解決は死活的なものであるから、根本的で、最後のなものでなければならない。すなわち、——①全体の枠の中にとどまることがで

きないし、また、とどまることを欲しない、ロシアの特定の諸州に住む諸民族のためには、分離の権利。②一定の民族的構成という点で異なっているが、しかも全体の枠の中にとどまる諸州のためには、単一（統合）国家の枠の中で、単一の憲法規範をもつての政治的自治。ロシアにおける諸州の問題は、このように、しかも、ただこのようにのみ解決されなければならない。

以上のスターリンの主張は、1913年の決議を踏襲している（あるいは、そこにとどまっている）。ところで、スタ全に収録された『連邦制度に反対する』には、「1924年12月」の日付がある「筆者の付言」が添えられた。要するに、「連邦国家制度に対して、当時のわが党内で支配的であった、否定的な態度を反映している」ことの釈明である。スターリンは言う、「レーニンの小著『国家と革命』（1917年8月）のなかで、党は、レーニンによって、『中央集権的共和国への』過渡的形態としての連邦を許すことを認める方向に、初めて重大な一歩を踏み出している。とはいえ、この承認は多くの重大な留保条件をつけている。……党は、10月の変革〔ペレヴォロート〕のちに初めて、国家の連邦制という見地にしっかりと確定的に立ち、過渡期におけるソヴェト諸共和国の国家制度に関する自分自身の計画として、この見地をおし出したのである」、と。

このようにしてレーニン主義の修正が始まるのだ。『国家と革命』の当該箇所は、次のように述べている。「エンゲルスは、プロレタリアートとプロレタリア革命の見地から、民主主義的中央集権制を、単一不可分の共和国を主張している。彼は、連邦共和制を例外

で発展の障害物であるとみなすか、さもなければ君主制から中央集権的共和制への過渡であり、一定の特殊な条件のもとでの『一步前進』であるとみなしている。そして、この特殊な条件のうちでおもだったものは民族問題である」。補足すれば、エンゲルスが「障害物」とみなしているのは、USA東部とスイスであり、「過渡」とみなしているのはドイツであり、「一步前進」とみなしているのは、「二つの島に四つの民族が住んでいて、議会は一つなのに、今日でもすでに三種の法律制度が並んで行われているイギリス」である。また、「USAの広大な地域」では「必要物」とみなしている。

ここでスターリンを批判するのは本意ではないので割愛するが、レーニンが『国家と革命』の原則的見地を放棄したかに言うのは間違っている。また、『国家と革命』で「初めて」連邦制を認めたというのも、正しくない。すでに見たように、レーニンは、マルクスのアイルランド論の紹介の中で、連邦制をベターな選択でありうることを強調している（Bテーゼ3にも記述がある！）。

【注 2月革命は、その発端が2月23日の「国際婦人デー」であったことが示すように、まったく自然発生的だったわけではない。「1917年の場合は、メジライオンツィのイニシャティヴで、婦人デー準備会がつくられており、ポリシェビキ、メジライオンツィ、イニシャティヴ・グループの代表がこれに加わっていた」¹というが、どれほどの影響力を持ったかは不明。

「ポリシェビキ党は、多くの工場の疾

¹ 「2月革命」 和田春樹 江口朴郎編『ロシア革命の研究』所収 中央公論社 1968/11

病共済組合理事会の多数を握り、書記にインテリ党員をすえることに成功して、ここを工場内の党活動の拠点にした。……労働組合のなかでも、14年にあった20組合……中ポリシェビキは最大の金属工組合をはじめ14組合の執行部を独占するに至っていた。また労働者教育団体の多くもポリシェビキが理事会をにぎっていた」（同上）。

大戦開始後、党幹部の動揺は大きかったが、「下部の労働者党員のなかには動揺がすくなかった」（同上）。「ペテルブルク市委員会の本格的再建の足がかりを与えた」第一市内地区委員会は、「のちに……レーニンの宣言『戦争とロシア社会民主党』を読んで、自分たちは『手さぐりで、党中央から切りはなされて進んできた』が、それでも『正しい道』を歩んできたのだと誇っている」（同）。その他、ペトログラードには、ラトヴィア人、リトヴァ人、エストニア人、フィンランド人のポリシェビキ組織もあった。

2月革命時の国内指導部＝中央委員会ビューローのメンバーは、シリャニコフ（金属工出身）、ザルツキー（ブラハ協議会に首都代表として出席した労働者）、モロトフ（戦前の『プラウダ』編集部で活動していたインテリ青年）の3人（後の2人は流刑地からの脱走者）。書記としてスタソフ。2月27日の中央委員会宣言の原案を書いたのは、ヴィボルク地区の活動家カユ

一口フで、労兵代表による臨時革命政府を呼びかけた。

「中央委員会ビューローもふくめた3月上旬の首都党組織のあいだには、臨時政府の即時打倒をめざす急進派（ヴィボルク地区委員会に多かったという）、『……[ママ]のかぎり』臨時政府には『反対しない』とする穏健派、原則的には臨時政府には反対であり臨時革命政府の創設をめざすが、すぐさまの臨時政府打倒闘争には慎重な態度をとった中間派（中央委員会ビューロー）が存在した……。3月12日、カーメネフとスターリンが流刑地からかえってきた。前者が『プラウダ』……編集局に、後者が中央委員会ビューロー幹部会にはいると、党中央の方針はそれまでのビューローの方針から大きく『右旋回』した」¹。この状況を劇的に転換したのが、4月3日のレーニン帰国である。】

レーニンのいわゆる「4月テーゼ」は民族問題に言及していないが、「4月テーゼ」に肉付けした『我々の[全集訳『わが国の』]革命におけるプロレタリアートの任務』（レーニンによれば「全国協議会を前にして、私の見解を宣伝するための政綱草案」）には、次のような項目がある。

「民族問題では、プロレタリア党は、まず第一に、ツァーリズムによって抑圧されているか、あるいは暴力的に編入ないし暴力的に国家の境界内に引きとめられている、すなわち併合されている、すべてのナーツィヤとナロードノスチが、ロシアから分離する完全

¹『ロシア社会民主労働党史』 加藤一郎 五月社 1979/11

な自由をもつことを宣言し、それをただちに実現するよう主張しなければならない。

分離の自由の実際の実現を伴わないような併合放棄の言明や声明や宣言は、すべて、結局は、ブルジョアのナロード欺瞞か、小ブルジョアのはかない願望になってしまう。

プロレタリア党は、できるだけ大きな国家〔ステイト〕の創設を目指している。なぜなら、それが労働者にとって有利だからである。党は、諸ナーツィヤを接近させ、やがては融合させることを目指しているが、しかし、強制によってではなく、ひとえにすべてのナーツィヤの労働者と勤労大衆の自由なきようだ的同盟によってこの目標を達成しようとする。

ロシア共和国が民主主義的になればなるほど、それが労働者・農民代表ソヴェトの共和国として立派に組織されていけばいくほど、すべてのナーツィヤの勤労大衆がこのような共和国に自発的に引きつけられる力は、それだけ強力になるであろう。

分離の完全な自由、最も広範な地方的（および民族的）自治、細目にわたって成文とされた少数民族〔ナツィオナーリノエ・メニシストヴォ〕の権利の保障——これが革命的プロレタリアートの綱領である」。

こうして、4月党協議会を迎えるのであるが、その直前に、ポリシェビキのペトログラーード全市協議会が開かれた（なぜかしら、この二つの協議会の議事録が邦訳・刊行されている）。そのペトログラーード全市協議会で、民族組織を解体すべきか否かという論議がなされた。諸民族組織代表の見解を紹介しておく。

アレクセイ（だれか不明らしい）：リトヴァ人組織（ライオン）を廃止し、その成

員が地方グループに加入することに賛成する。民族ごとにわけるとは合流をさまたげ、原則をやぶっている。……

ウーンシリフト（ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL））：ポーランド社会民主主義者は、党生活に於いて民族的区別があってはならないことを支持する。……われわれポーランド人は、民族への分割を一掃する、技術的に一掃する条項がくわえられるよう提案する。……この特殊な〔ポーランド軍編成の〕問題について、われわれは独自の組織を維持することとし、その他の問題については、われわれは合流すべきである。

レット人（ラトヴィア人）組織代表：……われわれはこの問題を、ここで決することなく、組織（ライオン）にうつすべきである。私の考えでは、そのほかの問題では全党と合流しながら、固有の問題は自分たちで決める指導グループが、組織（ライオン）にのこされるべきである。さしあたり、われわれはこの問題を未解決のままにのこしておくべきだ。

フィン人組織代表：この問題はまだ組織（ライオン）で解決されていないので、全フィン人の名においてかたることはできない。フィン人のあいだでは、民族党か国際党かという問題は解決済みである。われわれは、ロシア社会民主労働党の一支部であると決定した。われわれは一民族の人間ではなく、社会民主党の党员である。ピーテル〔ペテルブルクの俗称〕には2万8000のフィン人がおり、その半数以上はロシア語がはなせない。もしわれわれが地区に加入するならば、われわれは大衆をおいはらってしまうことになるだろう。もしわれわれが独立の組織（ライオン）として存続するとして、いかなる

害があるのだろうか。……この問題を組織（ライオン）にうつすよう提案する。……

エストニア人組織代表：この会議では、この問題を審議すべきではない。民族組織の代表が、この問題についての組織の見解をもっていないのだからなおさらである。民族的要素にあたっては、自分のブルジョアジーとのたたかいという活動があるのだということを考慮する必要がある。これらすべてを考慮して、民族組織は存在すべきであると、私はおもう。民族組織は党に加入すべきであるが、どのようにしてか——これはべつにきめる必要がある。

結局、以下の決議が読み上げられた。

「(1)提案——ロシア社会民主労働党のペテルブルク組織の民族組織（ライオン）についての問題は、未解決のままのこし、民族組織（ライオン）の集会の審議にゆだねる。(2)第一に、このように極度に重要な問題は、組織（ライオン）における事前の審議めきでは解決できないのであるが、にもかかわらず実際は議題にのせることすらなされていなかったこと、第二に、この問題の最終的解決は全ロシア協議会においてのみ可能であること、これらを考慮し、ペテルブルク委員会に全ロシア協議会への報告を提出するようゆだね、この問題を全ロシア協議会まで延期することを提案する。(3)ロシア社会民主労働党のペテルブルク組織にくわわっている、社会民主主義者の民族組織の問題にかんして、協議会はペテルブルク委員会にたいして、民族組織代表者会議を招集し、次回の定例協議会にその検討した結果を提出するように、提案する」。

【注】ペテルブルク委員会は、全口協議会で次のように報告している。「ペ

トログラードにはレット人、エストニア人、リトヴァ人およびポーランド人の民族組織が存在する。開戦時われわれは、われわれの原則からはずれて妥協してしまった。すなわち、われわれはかれらに、個々に独立した組織（ライオン）をつくることをみとめたのである。……当時の条件のもとでは、かれらが一般の地区に分散するよりも、同志をこのようにして活動にひきこむほうがよかったからであり、……非合法という状況にさまたげられて、ほかの結集方法がとれなかったからである」。

「ペトリコーフスキの〔全口協議会の〕ノートには、党綱領の改正問題の審議の記述のあとに、つぎのようにかかっている。……部会は民族組織の建設についての決議案を作成した。(1)民族的党細胞はみとめられ（もしロシア語をはなさないのならば）、共通の基盤で加入し、中央諸機関の指導のもとに機関をつくること。いまははっきりとした規約を論じる時期ではないので、決議案を検討せずに中央委員会あるいは委員会に決議案の作成を付託することが提案された——党大会付託」（議事録訳注）。

「ふつうライオンとは、党規約にもあるように、『地区』のことを意味する。しかし民族組織のばあいは、かならずしも地区としてまとまっているとはかぎらないので、地区組織に相当する民族組織という意味で、『組織』と訳した」（同上）。な

お、開戦後、ペテルブルクはドイツ的
ということでペトログラードと改称
された。

ボリシェビキ第7回全口協議会は、4月
24～29日に開催された。民族問題（第8議
題）は、最終日に審議されている。4月協議
会で特筆すべきことの一つは、スターリンが
報告者として登場したことである。スターリ
ン報告は、決議案の説明であり、従って、ま
ず決議案を紹介しておく（パラグラフ番号は
便宜上ふったものであり、番号があるパラグ
ラフまでが決議案の全文）。

(1)専制と君主制の遺産である民族的抑圧
政策は、地主や資本家や小ブルジョアジー
が、彼らの階級的特権を守り、様々なナロー
ドノスチの労働者を分裂させるために、これ
を維持している。弱小ナロードを従属させよ
うという志向を強めている現代の帝国主義
は、民族的抑圧を尖鋭化させる新たな要因で
ある。

(2)資本主義社会において民族的抑圧を取
り除くことが可能な限りでは、それは、すべ
ての民族と言語の完全な同権を保障する、徹
底民主主義的な共和制と国家管理ものもとの
のみ可能である。

(3)ロシアの構成に加わっているすべての
民族に対して、自由に分離し、独立の国家を
つくる権利を認めなければならない。このよ
うな権利を否認したり、この権利が実際に実
現されるのを保障する措置をとらないという
ことは、侵略または併合の政策を支持するの
に等しい。プロレタリアートが諸民族の分離
する権利を認めて初めて、様々な民族の労働
者の完全な連帯が保障され、諸民族の本当の
民主主義的な接近が促される。

(4)今フィンランドとロシア臨時政府の間
におこっている紛争が、特にはっきりと示し
ているように、自由に分離する権利を否認す
るということは、ツァーリズムの政策をその
ままつづける結果になる。

(5)民族の自由に分離する権利という問題
と、ある民族がある時期に分離することが目
的にならなっているかどうかという問題とを混
同することは、許されない。プロレタリアー
トの党は、この後者の問題を、一つ一つの場
合について、社会の発展全体の利益および社
会主義を目指すプロレタリアートの階級闘争
の利益の観点から、まったく独自に解決しな
ければならない。

(6)党は、広範な州自治、上からの監督
〔ナドゾール。英訳版スーパーヴィジョン〕
の廃止、義務的な国家語の廃止と、自主管理
州および自治州の境界を、地域住民が、経済
や生活の条件、住民の民族的構成などを基礎
にして決定するよう要求する。

(7)プロレタリアートの党は、いわゆる
「文化的・民族的自治制」、すなわち学校事
業などを国家の管轄から除いて、一種の民族
議会の手に移すという考えを、断固として拒
否する。文化的・民族的自治制〔文庫に、
「この『文化的・民族的自治制』ということ
ばは、『この計画』ということばのかわりに
イ・ヴェ・スターリンが挿入したもの。——編
集者」との註あり〕は、一つの地域に住んで
いる、それどころか同じ一つの企業で働いて
いる労働者を、どの「民族的文化」に属して
いるかに従って、人為的に分割するものであ
る。つまりそれは、労働者とそれぞれの民族
のブルジョア文化との結びつきを強める。と
ころが、社会民主党の任務は、世界プロレタ
リアートのインターナショナルな文化を強め

ることにある。

(8)党は、ある一つの民族のいかなる特権も、少数民族の権利のいかなる蹂躪も無効であると宣言する基本法を、憲法のなかに含めるよう要求する。

(9)労働者階級の利益は、ロシアのすべてのナツィオナーリノスチの労働者を、単一のプロレタリア組織——政治組織、労働組合組織、協同組合的啓蒙組織、その他——に融合させることを要求している。このように、色々なナツィオナーリノスチの労働者を単一の組織に融合させて初めて、プロレタリアートは、国際的 [メジドゥナロードヌイ] 資本およびブルジョア・ナショナルリズムに対して勝利する闘いを行うことができる。¹

スターリン報告は、「決議案について述べる前に、いくつかの前提を確認しておく必要がある」として、まず、以下の説明を行っている。

「民族的抑圧とは、被抑圧諸ナロードに対する搾取と略奪の体制であり、帝国主義的な連中によって行われている [この句は前の句にもかかるのかもしれないが、あえてこうした] 被抑圧諸ナロードノスチの権利を暴力的に制限しようとする措置のことである。……第一の [ペールヴィ] 問題は、あれやこれやの権力がその民族的抑圧の政策を行う際に、どのような階級に依拠しているのか、ということである。……様々な国における、ナツィオナーリノスチに対する様々な態度というのは、何によって説明されるのだろうか。それは、それらの国の民主主義の程度の違いによるのである。……民主主義化という場

合、我々は、権力についている一定の諸階級の存在を考えるから、そのような観点からみれば、古いツァーリズム時代のロシアのように、古い土地貴族が権力に近ければ近いほど、抑圧はより強く、その形態もよりひどいものになるのだということができる。しかし、民族的抑圧は土地貴族だけによって支えられているわけではない。彼らと並んでもう一つの勢力——帝国主義的グループがいる。彼らは、植民地で身につけた諸ナロードノスチの奴隷化の方法を自分の国の中にまで持ち込んでいるのだ。こうして彼らは、土地貴族との自然な同盟者となっている。彼らの後には、小ブルジョアジー、インテリの一部、上層労働者の一部の者たちが続いている。彼らもまた略奪の果実にあずかっている。こうして民族的抑圧を支持する社会的諸勢力は、声をそろえて合唱しているのだ。そしてその頂点には、土地貴族と金融貴族が立っているのである。本当に民主主義的な秩序をつくりだすためには、何よりもまず、その土壌を一掃し、この合唱を政治の舞台から追放しなければならない」。

「前提」と言いつつ、これは、決議案(1)(2)の説明である。すでに見たように、協議会より前のスターリン論文には、「帝国主義」は出てこない。この報告においても、基調は「古い土地貴族」であり、「帝国主義」はそれに接木されるにとどまる（この点を考慮して、註で指摘した修飾句の位置を決めた）。

続いてスターリンは、決議案を読み上げ、(3)~(5)を説明する。いわく、「第一の [ペー

¹ この決議案は、レーニン全集および文庫『帝国主義と民族・植民地問題』に収録されているが、レーニン全集年譜の「レーニン・スターリンの提出した決議案」というのが正確なところと思われる。協議会でピャタコフは、「スターリンの決議」と呼んでいる。

ルヴィ。御丁寧にも邦訳は『第二の』]問題は、被抑圧民族の政治生活をどのようにうちたてるのか、ということである。この問題に対しては、次のように答えなければならない。すなわち、ロシアの構成に加っている被抑圧諸ナロードは、ロシア国家の中にとどまることを希望するのか、あるいはロシアから分離して独立国家となることを希望するのか、という問題を自分で決定する権利を与えられるべきである、と。現在、我々の前には、フィンランド・ナロードと臨時政府との間で戦われている具体的な紛争がある。……どちらの側に我々は立つべきなのか？ 明らかにフィンランド・ナロードの側である。……我々はナロード自決権の原則を掲げつつ、そのことによって民族的抑圧に対する闘いを、我々の共通の敵、帝国主義に対する闘いの高みにまで引き上げるのである。……被抑圧ナロードノスチの分離権、自分たちの政治的運命を決める権利を認めながらも、そのことによって我々は、ある時期にこれこれの民族がロシア国家から分離すべきなのかどうか、という問題を解決しはしない。……ナロードは分離する権利を持っているが、状況によってはその権利を行使しないこともありうる。こうして、我々の側からいえば、プロレタリアートとプロレタリア革命の利益に応じて、分離に賛成か反対かの煽動をする自由が残されているのである。……例えば、ザカフ

カスとロシアにおける一般的な発展と、プロレタリアートの闘いの一定の諸条件などを考慮して、私個人としては、ザカフカスの分離に反対するだろう。しかし、もしザカフカスの諸ナロードがそれでも分離を要求するならば、彼らはもちろん分離することになるだろうし、その際、我々からの反対に出会うことはないだろう」。

さらに、スターリンは決議案を読み、残りの部分を説明した。(6)に関していわく、「ロシア国家の境界内にとどまりたいと欲している諸ナロードについては、どうか？……私は、ツァーリズムの打倒のあと、10分の9の諸ナロードノスチが分離を望まなくなっていると思う」、と。(7)に関連しては、「問題は、資本主義の発展のために、ロシアの隅々にちらばった人々のいくつものグループが各所にばらまかれて、民族から切り離されてしまった、という点にある」と述べている。(8)の説明では、ナツィオナーリノエ・メニシINSTVOの他に、部分的短縮形のナツメニシINSTVOをも用いている。(9)略。

最後にスターリンは、次のようにまとめた。「①諸ナロードの分離の権利を認める。②ある国家の境界内にとどまる諸ナロードには、州自治。③少数民族のためには、彼らの自由な発展を保障する特別な法律。④ある国のすべてのナツィオナーリノスチのプロレタリアのためには、単一不可分のプロレタリア

集団〔コレクティブ〕、単一の党」。

用語の使いわけにはスターリンなりのルールがあるのだろうが、よく分からない（「民族」はすべてナーツィヤ）¹。また、英語でも、ナツィオナーリノスチとナロードノスチの区別などは、できないと思う。²

反対報告にたったのが、ピャタコフ（キエフ組織代表）である（スターリン以外は原文テキストがないので、邦訳議事録による）。ピャタコフはまず、次のように述べた。「報告者〔スターリン〕は、ふるいかたちの民族的抑圧にたいするたたかいを念頭においている。それは、いわば封建時代の民族的抑圧にたいするたたかいといえるだろう。……われわれとしては、現代という観点から問題にちかづき、抑圧とのたたかいと抑圧そのものを、ことなる観点からみている。すべての民族問題は、諸民族間の正しい相互関係を確立するという問題に帰結する。つまり、民主主義が自分にとってのぞましいとみなすような形態、すなわちわれわれがいまおかれている状況のなかで、プロレタリアートの資本にたいするたたかいにもっとも有利な条件をつくりだすような形態を確立するという問題に帰せられる」。

そしてピャタコフは、以下の3点を指摘し

た。「まず、……現在われわれは、すべての民族のあいだに緊密できてもきれない関係が確立された、世界経済の時代にいるということに断乎として強調する必要がある。……経済の社会主義的な組織化のさいには、民族の独立などはまったく不可能であり、だれにとっても必要ではないのである。……したがって、純粋に経済的観点からみれば、民族の独立はふるくさい、実現不可能な、すたれた要因なのである」。

第二に、「近代にとってひじょうに特徴的なのは、ブルジョアジーとプロレタリアートを二つの和解しえない陣営にわけている溝である。……あたらしい社会の階級分化という観点からみれば、……同志スターリンがもちだした問題の立て方は正しくない……。というのは、同志スターリンは民族の意志をかたり、階級の意志をかたらないで、純粋に形而上学的に問題をたてているからである」。

第三に、「この時代〔近代〕は、国家権力の役割がちがっているという点においても、同様にきわだっている。産業資本の時代が自由主義的政策の時代に一致するとすれば、現在では、組織された金融資本が直接、国家権力をその手中におさめ、自分の政策、帝国主義的政策を遂行するのである。また他

¹ この点について付記しておく。既述したように、スターリンはエンゲルスの民族発展論を継承し、ナロードノスチ→ナーツィヤという民族観をもっていた。ナロードノスチは、「民族体」とか「準民族」とか訳され、ナーツィヤまで至っていない集団として理解されてきたが、日本語の「民族」にはそのような概念も含まれていることを考慮し、本稿では上記の訳語を用いていない。また、次のような記述を見つけた。「ナーツィヤとナロードノスチの両者をふくむときはナロードゥイ〔ナロードの複数形〕もしくはナツィオナーリノスチ〔複数形〕またはナーツィイ〔ナーツィヤの複数形〕・イ〔英語のアンド〕・ナロードノスチ〔複数形〕を使う」（『政治法律ロシア語辞典』 稲子恒夫 ナウカ 1992/1）

² ナツィオナーリノエ・メニシストヴョ（複数形はナツィオナーリヌイエ・メニシストヴァ）の部分的短縮形をスターリンは用いたが、究極の短縮形ナツメンという用語も生まれている。「少数民族」については後述。

方で、国家そのものもたんなる政治組織であることをやめ、経済組織、国家企業となる。……民族の経済的独立がのりこえられてしまった要因である以上、現代においては、政治的独立……もまた、のりこえられてしまった要因である」。

また、次のようにも述べた。「1905年には、分離運動はそれほど強くはなかったが、革命的だった。しかし現在、『民族』ブルジョアジーは、この運動を社会主義革命に反対する闘争として展開している。……われわれはなによりもまず、分離運動に反対し、民族国家のスローガンに反対し、そのような運動にたいしてたたく、という原則をうちたてなければならない。もしそうであるならば、『民族自決権』はその現実的な基礎をうしなう」。

「もしプロレタリアートの党が、ある地方が実際に分離されるべきだとみなすのならば、われわれは抽象的な自決権からではなく、真に国際的な立場にもとづいて、その分離を実現しようとするだろう。……問題はつぎのようにのみたてられるべきである、われわれは世界革命の路線を堅持する、と」。

ピヤタコフは、自らの決議案を読み上げた。それは以下のようになっている。

まず、スタ決議案の(1)、(2)、(6)と(8)があり、続いて、次の2つのパラグラフが置かれる。

「党は、しかし、これらの措置が実現しても、民族問題が解決されるわけではないということを、あらかじめ明確にしておく。この問題のただ一つの有効な解決方法は、『国境を廃止せよ』というスローガンをかかげた社会主義革命の方法である。なぜならば、この方法によってのみ帝国主義、すなわち、民族

的抑圧の尖鋭化のこの新たな要因を一掃することができるからである。

党はまた、民族問題の反プロレタリア的『解決』方式についても警告する」。

次に、スターリン決議案の(7)があり、次のように続く（少し長いが全文を引用する）。

「党は、また原則として大国家的構成体を小民族国家に分割することを拒否する。党はあらゆる民族的抑圧に反対し、ブルジョアジーがあれこれの民族を当該国家の枠内に暴力的におしとどめることに反対して積極的な革命闘争をおこなうが、同時に党は、被抑圧民族のプロレタリアートとそれに隣接する住民諸階層のあいだで、民族国家の形成は帝国主義の時代、すなわち社会主義革命の前夜の時代という状況下では、有害な反動的ユートピアであることを精力的に宣伝する。他方で国際的プロレタリアートの党は、全ヨーロッパ規模で多数派が党の側にたつばあい、もしある民族の多数派の意志がそのプロレタリア的少数派の意志とことなるならば、民族の多数派の意志を尊重することはできない。

以上の理由にもとづいて、ロシア社会民主労働党協議会は、つぎのようにかんがえる。すなわち、

1) 『民族自決権』は、どのようなはっきりとした内容をもたないたんなる空文句でしかなく、

2) この空文句は、とくに、

①いわゆる被抑圧民族の居住する諸地域において、

②帝国主義戦争の時代において、

革命的社会民主党の隊列のなかにいるその支持者が解釈しているよりも、つねにはるかに広義に解釈されており、

3) 民族問題における社会民主党の任務は、諸民族間の相互関係を確立するうえで党がそれに依拠することを必要とみなす諸原則を決定することであって、抽象的諸権利の宣言ではない、という理由によって、

協議会は、自分には党綱領を改正する全権がないとかがえ、またこの問題の解明が不十分であるとかがえ、地方諸組織にたいして、綱領改正問題が提起されるであろうつぎの党大会にむけて準備するよう提案する。協議会としては、党綱領第8項 [条] をのこしたままで第9項 [条] をとりのぞき、そのかわりに、現実にロシア社会民主労働党が諸民族一般の、とくに現在ロシア国家を構成する諸民族のどのような共存の諸形態を実現すべきなのかについて、具体的にのべなければならぬ、とかがえる」。

最後に、スターリン決議案(9)がくる。

このピャタコフ決議案は、民族問題部会（構成員不明）では、賛成7、反対2で採択されていた。「これにたいしレーニンは、決議委員会に自分の決議を採択させた」¹。かくして、全体会議でピャタコフとレーニンの論争が継続され、それは、公の場での初めての論戦でもあった。

発言に立ったレーニンは、ロシア全体党とポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）との関係の歴史を紹介しつつ、「ピャタコフの観点は、ローザ・ルクセンブルクの観点のくりかえしである」、「『国境を廃止せよ』というスローガンをかかげた社会主義革命の方法とは、……『帝国主義的経済主義』」であると、従来の主張をくりかえした。

続いて発言したジェルジンスキーは、まず

レーニンの紹介した歴史を反駁した。

「1903年の第2回大会のとき、民族自決権をどのように解釈するのかをめぐって、ようやくこの問題がもちあがったのである。どのようにわれわれのスローガンを否定しようとも、どのように社会民主主義者がすべての暴力に反対だといおうとも、党はポーランドの独立に賛成だということが『イスクラ』でかたられれば、われわれとしては党にくわわることではできなかった。なぜならば、この点はずぎのように解釈することができたからである。すなわち、このスローガンをかかげるポーランド労働者は熱烈な反動家である、と。当時ポーランドでは、分離の支持者はブルジョアジーであり、このスローガンをかかげるものは排外主義者や民族主義者だったからである。1906年、そのときまでは、いまいわれているような民族問題の解釈はなかった。われわれは、綱領から『民族自決権』を削除することについて、まったく問題を提起しなかった。われわれにとってこの項目は無害だったのである。というのは、この項目は一般的なものだったからである。1906年に統一大会が民族問題にかんして具体的な回答をあたえたとき——すなわちポーランドの自治——、われわれは党にはいらなければならなかったし、そうすることができた。1906年以降、この問題はおこらなかった。ごく最近になって、これは外国で、外国の文献のなか

¹ 「ロシア革命と一党制の形成」 高岡健次郎 『スターリン問題研究序説』所収 大月書店 1977/12

で強調されはじめた」。¹

そしてジェルジンスキーは、次のように述べた。「フィンランド、ポーランド、ウクライナ問題について、どのように解釈するのかということについて、諸君のはっきりとした回答をポーランドの労働者がまちのぞんでいるときに、諸君はこたえる、『民族自決権』と。すなわち、諸君はかれらの意志を決定してしまう。いったい民族とはなにか。ほんとうに民族とはなにか単一のものなのか。民族の意志というものは、社会主義体制になってはじめて、資本家の抑圧が一掃されるか、あるいは粉碎されるかしたときに、はじめてあらわれうるのではないか。そのときこそ、ほんとうの多数の意志が人民の真の意志となるのである」。「同志レーニンは、諸君は具体的な回答をあたえているのかとたずね、あたえていないといっている。そうではない、われわれはあたえているのだ。われわれの具体的な回答はこうだ。民族的抑圧は、国家の完全な民主化のもとでのみ、社会主義をめざすたたかいによって廃絶できる。一方、分離主義的志向が、まさに社会主義とたたかおうとする志向なのである。われわれは、具体的に民族自決権に反対する。われわれはフィンランドの問題になんとかたえるのか。われわれはいう、フィンランドにとってほんとうに分離が必要なかどうか検討しなければならな

い、と。……われわれの任務、ただ一つの方法は、ロシアの民主化のために、この恥ずべき政府——この政府はフィンランド民族の意志を強圧的にまげさせようとしている——の廃止のために臨時政府とたたかうことである」。

スターリン決議案支持の立場から発言したのが、ジノビエフであった。彼は言う、「われわれは自決に、分離権に賛成すべきである。植民地にかんしていうかぎり、われわれはこの問題を、帝国主義との関連でたてている。……社会革命をつよめ、燃えさせたために、すべての東方を蜂起させるために、世界革命の支援に被抑圧民族を蜂起させるために、われわれはつぎのようにこたえなければならない。『帝国主義者はこれらの植民地から手をひけ、いっさいの賠償金なしに。』このように、われわれは社会主義革命についての問題をたてるのである」、と。

最後に発言に立ったのが、マハラゼ（チフリス組織代表）である。彼は、ジョルダニアとともに、1890年代初頭に社会主義サークルをつくった最古参の活動家であり、後に、「グルジア問題」の主役の一人となったことから、その発言は、やや詳しく紹介する。マハラゼは、次のように発言を始めた。

「同志ジノビエフはその演説のなかで、民族自決権に反対する同志たちは、多くのばあ

¹ 議事録訳注には、次のようにある。「ポーランドの自治の承認は、ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）とロシア社会民主労働党の合同についての協定案で規定された。これはロシア社会民主労働党第4回（統一）大会にむけて、ロシア社会民主労働党統一中央委員会とポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）の代表とで準備され、大会で審議された（『ロシア社会民主労働党第4回大会議事録』モスクワ、1934年、35～36頁、423～431頁）。大会で採択された『ポーランド王国・リトヴァ社会民主党（SDKPiL）とロシア社会民主労働党との合同の条件』には、ポーランドの自治の承認事項はいれられなかった（『ソ連邦C P大会・協議会・中央委員会総会決議・決定集』第7版、第1部、1954年、132～133頁を参照）。これが、本章34頁の真相なのであろう。

い、この問題を書斎のなかで解決するような人たちである、といった。しかし私は、つぎのようにいわなければならない。逆に、同志ピヤタコフがのべた観点にたつような同志たちこそ、まさに毎日の生活の実践のなかで、このいまましい問題とぶつかっていることだけからしても、この問題を書斎のなかで解決するようなことはできなかつたのだ、と。……この協議会では、この問題をしかるべく十分に解明する機会がなかつた……。……同志レーニンや同志ジノビエフによってここで提起されたような側面から、この問題が合法的な定期刊行物で検討されたことは、いままでにはないということを考えていれて、協議会がこの問題について、あまりにも性急な決定をくだしはしないだろうと、私はふかく確信している。……問題は、一般的な印刷物のなかで、この問題がまだ十分にはあきらかにされていないということにある」。

続いてマハラゼは、内容に入る。「綱領の第9項 [条] には『民族自決権』とあり、それ以上にはなにもない。……この公式は、被抑圧民族を暴力的におしとどめることを否定するという意味に解釈され、民族的抑圧の否定という意味で暗黙のうちに了解されていたのである。この一般的な定式化についてほかの解釈はなかつたし、予想もされなかつた。いまになってわれわれには、このあたらしい解釈が提起されている。ほんとうに『民族自決権の承認』という原則から、……その支配下にある国からのある民族の完全な政治的分離というようなことがひとりでんでくるのだろうか。われわれはいま、そのような解釈はまったくうけいれることができないし、すくなくとも、まさにこれら少数被抑圧民族の代表者であるものにとってはそうであるとい

うこと、これこそを、私はいいたい。この協議会に出席している同志のなかで、ここではじめてともに民族問題を討議し、しかも自身が被抑圧民族の代表である者たちは、ほとんどすべてが、ここで同志ピヤタコフによって定式化された決議に一致して同意しているという事実は、ひじょうに特徴的である。……現在われわれには、民族問題をつぎの観点から決定するよう提起されている。すなわち、われわれが大ロシア排外主義の支持者や併合主義者とみなされないように、無条件で国家から完全に分離する民族の権利を承認することを決定する、というわけである。……われわれにたいしてすきなように中傷することはできる。しかし問題はそこにあるのではなく、この抽象的な『民族自決権の承認』という命題が、ここでは無条件にうけいれられてしまうという点にあるのだ。この要求を提起する同志たちは、しかしながら、それを最後まで主張しつづけることはできない。かれらはいふ、『この定式を確立したとしても、まだそれは完全な分離を意味しない。ある具体的なばあいには、分離することができるのか、また必要なかどうかを検討する必要がある』と。だから、ここではすでにほかの命題がたてられているのである。すなわち、それぞれのばあいには、ある民族によってとられたある決定を、プロレタリアートの党の観点から検討し判断することが必要だというわけなのである。私は諸君に、この第二の命題についてよくかんがえてもらいたい。ほんとうにそれは、第一の命題からでてくるのだろうか。……第二の命題にたいしては、私は諸手をあげて賛成する。私は、ここでは、プロレタリアートの統一という観点からみたプロレタリアートの利益が問題になっていると理解

している。しかし、抽象的で根拠のない命題が考察されている決議のその部分では、同志スターリンの決議は、その説得力をうしなってしまうているのだ。……われわれが、自分の民族の分離主義的な志向に反対してたたかっているとしたら、たとえば少数民族の混合が極限にまで達しているザカフカスでは、このばあいはなにをなすべきなのか、私は諸君にききたい。……民族自決というスローガンを提起しながら、われわれはなにをしているのか。われわれはだれに切り札をくばっているのか。民族的自治を主張している者にか、あるいは民族主義的志向とたたかっている者にたいしてなのか。一般的なスローガンを宣言するのはけっこうである。しかし、まずいかにそれを実現するのかとかがえなければだめだ。……フィンランドについてかたられた。もしフィンランドの党がわれわれに『われわれは分離を欲する』といったとしても、いったいなんの支障があるのか。この党はわが党に従属しているわけではないではないか。これは、プロレタリアートの意志である。この決定がどれだけ目的にかなっているのかは、別問題である。ノルウェーのスウェーデンからの分離が、そのプロレタリアートに利益をもたらしたということは、まだだれも証明していない」。

マハラゼは、こうしめくくった。「同志諸君は、この問題について性急な決定をおこなわないでほしい。この問題は多くの同志にとってあたらしい、実践においてよくしられていない問題なのである。民族問題のただ一つの正しい解決は、社会体制のもっとも徹底的な民主化である。民族問題は社会主義体制においてのみ解決される。民族国家は現在では過去のものであり、未来のものではない」。

ピヤタコフの結語：「……もし『民族自決権』という定式が民族的抑圧にたいしてむけられ、たんにこれを否定するという定式であるならば、われわれは反対しないだろう。しかし同志レーニンも、さらに一步すすむ。彼はいう、民族運動にたいしてわれわれは中立的な立場をとる、と。同志ジノビエフはさらにもう一步すすんでいう、民族運動は進歩的である、と。われわれの考えでは、小ブルジョア的で排外主義的で分離主義的な方針は、プロレタリアートの方針をだいなしにしてしまう。だから私は党に、この問題を審議するよう提起するのである。これは十分に審議する必要がある」。

スターリンの結語：「二つの決議はだいたい一致している。同志ピヤタコフは、我々の決議からすべての項目を書き写している、ただ一つ——『分離権の承認』を除いてだが。二つに一つである。……いまフィンランドには、民族的自由の保障をめざした運動があり、臨時政府はそれに対して戦っている。……ここでははっきりと、どちらに賛成するのかをいう必要があり、単に権利の確認にとどまることはできない。アイルランド独立のための運動がある。……我々は、抑圧と闘っているナロードを支持するのか、それとも彼らを抑圧している階級を支持するのか……社会民主党は、社会主義革命の路線を堅持する限り、帝国主義に反対する諸ナロードの革命運動を支持しなければならない……。我々は、民族的抑圧に抗して決起した諸ナロードのなかに、社会主義革命の前衛のための後衛をつくりだすことが必要だと考えるのか、——そのとき我々は、西洋と東洋の間に橋をかけるのであり、そのとき我々は、実際に世界社会主義革命の路線を堅持していることに

なる。あるいは、我々はそうしないのか、——その場合には、我々は孤立し、被抑圧諸ナツィオナリーノスチのなかのあらゆる革命運動を、帝国主義を絶滅するために利用するという戦術を放棄してしまうことになる。……」。

マハラゼは、問題を取り下げ、どのような決定も行わないという動議を提出した。それは、賛成21、反対42、保留15。スターリン決議案は、56対16対18。ピャタコフ決議案は、11対48対19。他の決議では反対票がほとんどなかったことを鑑れば、民族問題決議で票が割れたことは、レーニン民族問題論によってポリシェビキが統一していたわけではない事実を示しており、さらにいえば、「小民族の観点」では片づけられない問題を孕んでいたといえよう。

マハラゼ等が問うたのは、ロシア全体党のメンバーである被抑圧民族の活動家にとっての具体的方針であった。そして彼らは、ロシア全体の革命を通しての「地域」の革命を志

向していた。これに対しスターリンは、自決権の検討を捨象し、フィンランド、アイルランドにおいてどちらを支持するかの問題にすりかえている。スターリンのこの混乱は、「とどまることを欲しない民族には自決権、とどまることを欲する民族には地方自治」というように、「形而上学的に問題をたてている」ことに起因する。¹

理由は不明だが、レーニン全集では、西暦5月1日から『イスクラ』等の日付が「西暦（露暦）」の形式に変更されている（スターリン全集には変更がない）。本稿では露暦を続ける。

6月3～24日、第1回全口労兵ソヴェト大会が開かれた。後出の「ロシア諸ナロードの権利宣言」に、「第1回ソヴェト大会はロシアの諸ナロードの自由な自決権を宣言した」とあるが、資料がない。「大会は全ロシア民族の自決権を承認した。しかし、このあいまいな権利にたいする鍵を被抑圧民族自体にあたえないで、将来の憲法制定会議にあたえ

¹ 戦争についての決議に関する報告の中でレーニンは「併合を放棄するという現在の政府の約束、すなわち他国を征服したり、あれこれの民族を暴力的にロシアの境界内におしとどめるようなことはしないという約束……」という決議のくだりを読んだ後に、次のように説明している。「『併合（アネークシヤ）』という言葉は外来語なので、我々は、カデット党も小ブルジョア的民主主義者の諸党（ナロードニキとメンシェビキ）も与えることのできなかった正確な政治的定義を、それに与えている」、と。決議の続きには、次のような一文もある。「実際の併合の放棄とは、すべての略奪的な秘密条約をただちに公表して破棄することであり、またすべての民族に、彼らが独立国家となることを望むのか、それともどれかの国家の構成に加わることを望むのかを、自由な投票によって決定する権利を直ちに与えることである」。

中央委員会選出については、「何人にするか」の議論（レーニンは13人を提案、その他、これまで通りの9人、15人と、三通りの案が出たが、9人に決定）や、候補者の審査（レーニンとジノビエフは無審査）があったが、以下のメンバーが選出された（得票順）。レーニン、ジノビエフ、スターリン、カーメネフ、ミリューチン、ノギーン、スヴェルドロフ、スミルガ、フョードロフ。プハーリンは日本経由で帰国し、シベリアあたりにいたと思われる。

た」¹、「臨時政府支持と民族自決権を決定、ただし憲法制定会議召集前の民族問題の一方的解決を非難」²、というのが、みつけた記述。

また、「ボリシェビキはすべての基本的な問題で自分たちの決議案を出した」（レーニン全集訳注）というが、これも資料なし。

「全権力をソヴェトへ」という提案は否決された。レーニンは、臨時政府に対する態度と戦争についての二度にわたって演説している。ツェレテリ（通信大臣）が「現在ロシアには全権力をひきうける政党は存在しない」と発言したのに対し、レーニンが「ある」と答えたエピソードもある。大会は結局、臨時政府の「6月攻勢」を承認した。

大会開催中、いわゆる「6月デモ」が予定され、ツェレテリは、「ボリシェビキを武装解除せねばならぬ」と叫び、「あらゆる武装行動は……ソヴェト決議によってのみ行いうる」との決議が行われている。決議採択の前に、ボリシェビキは抗議退場した。ソヴェト大会が指定した6・18デモでは、ボリシェビキのスローガンが多かったといわれている。ソヴェト内部の対立が深まり、表面化し、「7月事件」——ボリシェビキへの弾圧に至る。

7月26日～8月3日に開催されたボリシェビキ第6回党大会は、主要幹部が欠席（逮捕や地下潜行）したこともあり、詳しくはわからない。「主要な政治報告をするのは、スターリンならびにブハーリンの役になっ

た」³とあるが、このブハーリンの報告がわからないのである。コーエンは、「勝利した労農政府の前には、革命戦争——即ち、未だ勝利していないプロレタリアたちへの武装援助——の宣言が日程にのぼるだろう。……」⁴とのブハーリンの引用をしている。

「スターリンは、6回大会への報告の中で、戦争を継続すべきか停止すべきかという問題についてはこれを分析したが、『革命戦争』の展望については完全に黙殺した。ブハーリンによって提議された革命戦争に関する決議は、『われわれは、革命戦争を遂行するように軍隊に命じようなどと主張することは、決してできない』という現実主義的理由によって、委員会で手加減を加えられた」⁵。

大会は、「全権力をソヴェトへ」のスローガンをおろし、武装蜂起を目指すことにした。また、この大会で、メジライオンツィが合流している。中央委員会は21人に増員されたが、新メンバーとしては、ブハーリン、ジェルジンスキー、コロantai、クレスチンスキー、ルイコフ、シャウミャン、トロツキー等があげられる。

【注 次のスターリンの発言は、記憶されるべきであろう。プレオブラジェンスキーが、スターリンの決議案「平和と社会の社会主義的改造との方向に国家権力を向けるために」を、「平和と、西欧にプロレタリア革命がある場合には社会主義の方向

1 『ロシア革命史』 トロツキー 岩波文庫 2000/7

2 『ロシアの20世紀』 稲子恒夫 東洋書店 2007/4

3 『ボリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

4 『ブハーリンとボリシェヴィキ革命』 コーエン 未来社 1979/1

5 『ロシア共産党党内闘争史』 ダニエルズ 世界思潮社 1975

に国家権力を向けるために」と書きかえなければ、「すでに採択されているブハーリンの決議との不一致が生ずる」と修正提案をしたのに対し、スターリンは、修正に反対し、「他ならぬロシアこそが社会主義への道を切り拓く国となる可能性が、ないわけではない。……ヨーロッパだけが我々に道を示すことができるという、古くなった観念をすてなくてはいいけない。教条主義的マルクス主義と創造的マルクス主義とが存在する。私は後者の地盤の上に立っている」と回答した。】

8月13日付『プロレタリアー』に掲載されたスターリン論文「反革命とロシアの諸ナロード」から、少しだけ引用しておく。「何人も、諸民族の内部生活に強制的に干渉し、力でもって彼らの誤りを『ただす』権利はもっていない。諸民族は自分たちの内部生活の諸問題で絶対権をもっており、彼らは自分たちの希望通りに身を処する権利もっている。これが、革命によって宣言され、そして今は反革命によって踏みにじられている、ロシア諸ナロードの基本的な要求である。……民族的抑圧からの解放の問題は、権力に関する問題である。民族的抑圧の根源は、地主と帝国主義的ブルジョアジーとの支配にある。権力

をプロレタリアートと革命的農民の手に渡すこと、——これは、すなわち民族的抑圧からのロシア諸ナロードの完全な解放を達成することを意味する」。

<9> 党綱領改正作業と

1919年綱領

ここで扱う党綱領改正作業は、もちろん、民族問題に限る。取り上げるレーニンの文献は、ほとんどが文庫『党綱領問題』（訳文は全集と同じ）に収められている。

4月協議会のためにレーニンが書いた党綱領改訂暫定案では、次のように述べられている。「第3条——次の言葉をつけ加える。州および地方の自主管理機関の決定や行動に対する、上からのナドゾールまたはコントローリの排除」。¹

第9条については、次に見る『党綱領改正資料』とまったく同じ案文が示された。

4月協議会における党綱領改正についての決議は、最後に次のように述べている。「協議会は中央委員会に対して、以上の点 [略] にもとづいて、党大会の承認を得るために提出することを目標に、2ヵ月以内に草案を作成することを委ねる。協議会は、党のすべての組織、すべての党員に対して、様々な綱領草案を検討し、修正し、対案を作成するよう呼びかける」。

¹ 「コントローリ（監督）が横または下からの点検という意味にたいし、ナドゾールは上からの見張りという意味」（『政治法律ロシア語辞典』稲子恒夫 ナウカ 1992/1）。「コントローリは、語源のフランス語コントロールと同じく、他の人または機関の行為が適当かどうかを点検し、その是正を指示することを意味する。これにあたる日本の法令用語は監督である。……コントローリを統制と訳す例が多い [よく知られているのは『労働者統制』『統制委員会』] が、法令用語としての統制は、『通常、公権力に基づき、人間の行為、不行為その他の生活関係について、当事者の意思に外部的な規制を加えて、一定の方向を取らせることを意味する』（『法律類語難語辞典』林大／山田卓生編 有斐閣 新版1998/12）」（同）。これに従えば、上の訳は、「監視または監督」とでもなるうか。

6月に発刊された小冊子『党綱領改正資料』でレーニンは、以下のように述べた（原則的部分については省略）。「最小限綱領では、初めの部分を全文削除して……、次の文章に代える。……ロシアがいま際会している時機には、プロレタリアートの党にとって直接の任務となっているのは、一般に経済的發展と人民の権利とを、また特に、最も苦痛の少ないやり方で社会主義に移行する可能性を、最もよく保障するような国家制度のために闘うことである。プロレタリアートの党は、ブルジョア議会議会的な民主共和政にとどめることはできない。……党は、もっと民主主義的なプロレタリアの農民的共和制を目指してたたかう」。ここに、コンミュニズムの原則が列記され、「人民代表ソヴェト（様々な階級および職業の、また様々な地域の）」の規定が入る。

そして、「ロシア民主主義共和国の憲法は、次のことを保障しなければならない」と続く。関連する条項を抜粋しよう（斜字体が削除部分、下線部が付加部分）。

「第3条：広範な、地方の自主管理。固有の生活条件および住民の構成によって区別されるような地方のために、州の自主管理。国家の任命によるすべての地方と州の官庁の廃止。」

第7条はもとのままで、「身分の廃止と、性・宗教・人種・ナツィオナーリノスチの差別なくすべての市民の同権。」

「第8条：住民は母語で教育を受ける権利をもつ。この権利は、国家と自主管理機関との費用で必要な学校を設立することで保障される。すべての市民は集会において母語で話す権利をもつ。すべての地方公共機関および国家機関において国家語と並んで母語を採用

する。義務的な国家語の廃止。」

第9条は、次のように書きかえられる。

「国家の構成に加わっているすべてのナツィヤに対する、自由に分離し自身の国家を形成する権利の承認。ロシア・ナロードの共和国は、他の諸ナロードと諸ナロードノスチを自国に参加させるには、暴力によらずに、もっぱら、共同の国家をつくらうという自発的な合意によらなければならない。万国の労働者の統一ときょうだいの同盟は、直接と間接とを問わず、他の諸ナロードノスチに対する暴力とあいられない。」

以上のレーニン改正案に加えて、ミリューチン、ソコリニコフ、ロモフ、スミルノフ、ブハーリン、ラーリンなども意見を発表したようであるが、資料がない。

6回党大会は、4月協議会の決議を承認するとともに、「近い将来、党の新綱領を作成するための特別大会を招集するという決定を採択した。……9月の前半に、レーニンは中央委員会で、綱領を採択するための『狭い大会』の招集を提案した。9月20日の中央委員会決定によって、10月17日に臨時大会の招集が予定された。10月5日の中央委員会決定によって、大会の招集は幾多の条件によって短期間ひきのばされ、党協議会[まったく不明]をもってそれに代えた」（文庫訳注）。レーニン全年譜によれば、10・5中央委員会は、「党綱領草案の準備のために、彼[レーニン]を責任者とする小委員会を選出」。

10月（上旬？）に発表されたレーニン論文『党綱領の改正によせて』（以下の引用はこれ）は、ソコリニコフ、ブハーリン、スミルノフ、ラーリンの意見を論評したものである。

「同志ソコリニコフは、この[帝国主義

の] 解明と評価をいわばバラバラに与え、帝国主義の様々な標識を綱領の色々な節にわりふる方が適切であると、主張している」。ただし、レーニンはこれを批判しつつも、次のように述べた。

「彼 [ソコリニコフ] は、技術上の進歩と、女性や児童の労働の使用の増大を述べている節に、『並びに、後進国から移入される未熟練の外国の [イノゼームヌイ。“廃れつつある語”となっている] 労働者の労働』（を使用する）という言葉をつけ加えるよう提案している。これは、貴重な、また必要な補足である。まさに帝国主義にとりわけ特徴的なことは、後進国から来た低賃金の労働者の労働をこのように搾取することである。富裕な帝国主義的諸国の寄生生活は、ある程度まで、まさにこの搾取に基礎をおいている。これらの国々は、『安価な』外国の [イノストラーンヌイ] 労働者の労働を飽くなき、かつ恥知らずなやり方で搾取しながら、より高い賃金で自国の一部の労働者までも買収する。これには、『低賃金の』という言葉と、さらに『また、しばしば無権利 [文庫は『無』が脱落している] の』という言葉で補うべきであろう。というのは、『文明』諸国の搾取者は、移入された外国の労働者が無権利であるという事情を、常に利用しているからである」。

さらにレーニンは、以下のように述べている。「植民地や弱小民族の略奪によって寄生的な仕方で儲けている一握りの最も富裕な帝国主義的諸国が分離した [という] ……帝国主義の極めて重要な特質……は、帝国主義的略奪をこうむっており、帝国主義的巨大国（ロシアのような）のために分割され圧殺される脅威に面している国々で、深刻な革命運

動の発生をある程度まで容易にしておき、これに反して、多くの植民地や他国を帝国主義的に略奪し、それによって自国の住民の非常に大きな部分（比較的にとって）を帝国主義的獲物の分け前にあずかせている国々で、深刻な革命運動の発生をある程度まで困難にしている」。これは、新しい認識といえよう。

他方、ブハーリンとスミルノフは、「最小限綱領を全文削除せよ」と提案した。「最大限綱領と最小限綱領とに分けるやり方は『古くさくなった』。社会主義への移行が問題となっている以上、……最小限綱領はいらない。じかに社会主義への過渡的方策の綱領を出せ、と」。

これを反駁し、レーニンは次のように述べている。「これが空自慢だというのは、まず権力を獲得しなければならないのに、我々はまだ権力を獲得していないからである。まず社会主義への過渡的方策 [銀行とシンジケートの国有化など] を実際に実現し、我が国の革命を世界社会主義革命の勝利までやり遂げなければならない。そうして後初めて、……もはや不必要なものとして最小限綱領を削除することができるし、また削除しなければならない」。「我々がまだブルジョア制度の枠内に生活している間は、我々がまだこの枠を破壊しておらず、社会主義への移行の基本的な条件を実現しておらず、敵（ブルジョアジー）を粉砕しておらず、また例え粉砕しても、絶滅していない間は、最小限綱領は必要である」。

またブハーリンは、「国際的政党のための単一の綱領」の問題を提起したが、省略。

「最後に」としてレーニンは、自分の改正案の第9条について説明した。「この条項は

二つの部分からなっている。第一の部分は、自決権の新しい定式を与えている。第二の部分は、要求ではなくて宣言を含んでいる。……一般的にいえば、綱領に宣言を入れるべきではないが、しかし、ここでは、通則からの例外として、そうする必要があると私には思える。たびたび誤解のきっかけとなった自決という言葉、私は、『自由に分離する権利』というまったく正確な概念と代えている。……権力を獲得したなら、我々は、……およそツァーリズム（と大口ロシア人ブルジョアジー）によって抑圧されてきたどのナロードノスチに対しても、ただちに無条件にこの権利を承認するであろう。しかし、我々の方としては、分離を希望しているわけでは決していない。我々は、できるだけ大きな国家を希望し、大口ロシア人に隣り合って住んでいる諸ナーツィヤ [『国民』とも訳しうるところなのでナーツィヤにした] のできるだけ多くのものとの、できるだけ緊密な同盟を希望している。……だが、我々は革命的な結合 [ソエヂネーニエ] を希望する。だから我々は、あらゆる国家一般の結合というスローガンをかかげない。なぜなら、社会革命が日程にのぼせているのは、社会主義に移行した、また移行しつつある国々、解放を達成しつつある植民地等々だけの結合だからである。我々は自由な結合を希望する……（分離の自由のない結合は、自由な結合とは呼べない）。ツァーリズムと大口ロシア人ブルジョアジーが、その抑圧によって、隣接諸ナーツィヤの心に大口ロシア人全体に対するおびただしい憤怒と不信

を残しているだけに、分離の自由を認めることはなおさら我々の義務となっている。そして、こういう不信は、言葉ではなく、行為によって吹き散らさなければならない。しかし、我々は結合を希望しており、そのことを言わなければならない。雑多な民族からなる国家の党の綱領の中でこのことを述べるということは、極めて重要なので、そのため、普通のやり方からはずれることが必要になり、宣言を取り入れることが必要になる。ロシア（大口ロシア……）ナロードの共和国が他の諸ナーツィヤを自分の味方に引き付けることを、我々は希望している。だが、どうやってか？ 暴力によってではなく、もっぱら自由意志に基づく合意によってである。そうでなければ、万国の労働者の統一ときょうだいな同盟は損なわれる。ブルジョア民主主義者とは違って、我々は、諸ナロードの友愛ではなくて、すべてのナロードノスチの労働者の友愛というスローガンをかかげる。なぜなら、我々はすべての国のブルジョアジーを信頼せず、彼らを敵と見ているからである」。

追記でラーリンの見解に言及しているが、省略。なお、この論文で、サモウブラヴレーニエ（セルフガヴァメント）が珍しく「自主管理」と訳されている。

以上が、10月革命までの経緯であった。¹

10月革命後、綱領改正作業は中断を余儀なくされた。存亡をかけた講和問題に直面したからである。講和論争については本稿第一章（未公開）で詳述したので割愛するが（民

¹ 「ボリシェビキ自身は1920年代半ばまで、10月革命のことを……『ペレヴォロート』と呼んでいた」（メイリア『ソヴィエトの悲劇』）。このことは前出のスターリン論文でも確認できる。ペレヴォロートにあたる英単語はキャタクリズムで、「（政治的・社会的な）大変動」「破壊（的な変化）」という意味（地質学用語としては「地殻の激変」）。ただし、ペレヴォロートは「クーデター」と訳されることもある。

族問題に関連する限りでは次章で言及する)、次の点だけは確認しておきたい。すなわち、「ドイツ革命が近い将来、何週間というほどの最短期間に始まるであろう」という見通しだけを、あるいは「自分の理解と願望」を、戦術の基礎にすることはできない、とレーニンが主張したことである。より敷衍するならば、「具体的な問題に対する答えを、わが国の革命の基本的性格に関する一般の真理の単なる論理的展開のうちに求めようとするやり方は、マルクス主義の俗流化であ」(『ロシアにおける資本主義の発展』1907年序文)るということに他ならない。この戦術上の思想が、レーニンを、他のマルクス主義者と区別している(懐かしい言い方をすれば、戦略主義とは異なるということである)。¹

1918年1月19日中央委員会会議のレーニンのメモには次のようにある。「レーニンは、党綱領は2月15日までは用意ができないことを指摘して」、1月20日に協議会を開くこと、その構成は、中央委員会の他に、モスクワ・グループ(ソコリニコフ、プハーリン、オシンスキー、ストゥコフ)、フェニクシテイン(元ポーランド王国・リトヴァ社会民主党(SDKPiL))、ラトヴィアの同志となること、を提案した。1月21日に開かれた中央委員会拡大会議(協議会のかわりか?)で、3月5日に第7回党大会を開くことを決定した。²

¹ 講和問題に対するレーニンの態度へは、根強い批判がある。本稿第一章(未公開)では仏徳二への寸評を行ったが、その後、奥村久雄『レーニン批判』(西田書店 1990/9)を知った。それは、レーニン講和論批判をもつぱらのテーマとしながら、600頁を越える“驚くべき”著作である。せめて、オシンスキーの「戦争と講和の問題についてのテーゼ」でも邦訳してくれば、いくらかは我々の役に立ったであろうに……。

² 露暦は1月31日をもって終わり、翌日は2月14日となる。ロシアの公式の暦には、1918年2月1~13日は存在しない。

ブレスト・リトフスク条約調印(3月3日)後の3月6~8日、臨時第7回党大会が開催された。条約承認を目的とするもので、綱領改正については、十分な審議がなされなかった。報告でレーニンは、「最大限綱領と最小限綱領との区別をなくすべきかどうかという問題」について、以下のように述べている。

「我々がまだ権力を握っていなかったときには、私はそうする[区別をなくす]のはまだ『早い』と言った。我々がすでにこの権力を握っており、それを試してみた今日では、それはもう早くはない。……ロシアがソヴェト共和国をつくりだしたことは、歴史上、否定できないことである。我々は、少しでも後ろへ投げ戻されたなら——もし階級的な敵対勢力が我々をこの古い陣地へ追い戻すなら——、ブルジョア議会制度の利用を放棄せず、経験によって獲得されたものに向けて、すなわちソヴェト権力、ソヴェト型の国家、パリ・コンミュン型の国家に向って、進むであろう。最小限綱領のかわりに我々は、ソヴェト権力の綱領をもち込むであろう。国家の新しい型の特徴づけは、我々の綱領の中で有力な地位を占めなければならない」。

また、「社会主義体制、より正確に言えば、共産主義体制について書く必要がある。それを生産手段の社会化という意味からだけでなく、程度の問題はあれ、具体的に示す必要がある」、「結論的に言えば、経済的側

面からの社会主義体制の特徴づけ、およびいっさいの政治的上部構造の廃絶を綱領に書き込むべきである」¹と主張するブハーリンに対しレーニンは、「社会主義を特徴づけるには、まだ資料がない」と批判し、次のように述べた。

「我々が完全な共産主義に向って進むということ、また我々が、各人が……能力に応じて働き、欲望に応じて受け取る、というような抽象的な命題を掲げていることは、わが党の名称【注 同大会で、党名がロシアCP（ポリシェビキ）に変更された】が十分明瞭に語っている。この点について今述べるのは早すぎる。……国家の死滅をあらかじめ宣言するのは、歴史的見通しにそむくことである」。

結局、ブハーリンとの相違点を回避した決議が採択された。決議は、「本大会は、前記の指示【略】に基づいて、できるだけ遅滞なくわが党の綱領を起草し、それをわが党の綱領として確認することを、特別委員会に委託する」と結ばれている。

大会代議員に討議用の資料として配布された、レーニンの綱領草案下書きは、以下のようであった（「理論的部分」は略）。

まず、10月革命によって成立した、「貧農すなわち半プロレタリアに支持されたプロレタリアートの独裁」における党の任務を、4点あげている（第一、第二は略）。三つ目は、「資本主義から社会主義への過渡期【ペレホードフィ・ペリーオト】、すなわちプロレタリアートの独裁の時期に照応する唯一の国家の型【タイプ】である諸ソヴェト【生格（～の）複数形】連邦共和国を打ち固め、

一層発展させること」。四つ目は、先進国・すべての国々へ革命を波及させるために、「ロシアで点火された世界社会主義革命の光明を全面的に、全力をあげて利用すること」（さすがにこれを「利用主義」とは言えない）。

次に「ソヴェト権力についての10のテーゼ」があり、「政治的分野」が続く。そこに、「自発的に民族的反目を脱却することを学びとった勤労者の意識的な、一層緊密な統一【エチーンストヴォ】への過渡【ペレホート】としての諸ナーツィヤのフェデラーツィヤ【『連合』ないし『連邦』】」という記述がある。

さいごの「国際【メジドゥナロードナヤ】政策」の末尾には、次のように記されている。「一般にすべての国に、特に植民地および従属国の民主主義運動と革命運動を支持すること。植民地の解放。自発的融合【スリヤーニエ】への過渡としてのフェデラーツィヤ」。

「それ【連邦制】が何を目標とした上での『過渡』とされていたかの解釈は一義的ではない。『単一国家』を目標としてそれへの過渡として連邦制を位置づけたという解釈がしばしば提示されているが、それには疑問の余地がある。この箇所にはせよ、他の同種の文書にせよ、連邦制を過渡的段階とした上での目標は、諸民族の勤労者の『統一（エチーンストヴォ）』とか『自治を伴った民主集中制』とされるのが常であり、『単一国家（ウニタールノエ・ゴスダールストヴォ）』とされてはいない。レーニンは諸民族の『接近と融合』を掲げたとはいえ、その『融合』は『国

¹「ソビエト・ロシア共和国の国家構造をめぐるレイスネル・スターリン論争」 新実治一 名古屋大学『法政論集』68号所収からの孫引き

家の死滅』によって完成されると考えられていたから、目標としての『統一』とは『単一国家』ではなく、むしろ『世界革命後の国家死滅』だったと解釈することができる¹という指摘は、けだし正当である。

内戦・干渉戦の開始・拡大は、綱領改正作業の遅延を余儀なくした。講和論争で敗北したいわゆる左翼共産主義者は、その後、レーニン『ソヴェト権力の当面の任務』への批判を結集軸とする。彼らのテーゼ²は、民族問題に言及していない。³

「7回大会で選出された党綱領起草委員会は、レーニンの提案した綱領草案の資料と文書を、新しい綱領草案の基礎とした。起草委員会の作成した綱領草案は、全党員に知らせ、これを討議させるために1919年2月25日、26日、27日の『プラウダ』紙上に掲載された」（文庫訳注）。従って、これから論及するレーニンの草案は、1919年2月25日より前のものと推測される。

レーニンの「ロシア共産党〔以下RKPと略す〕綱領草案下書き」は、まず、「プラン：綱領は次の各部からなる」として、「……5、ロシアにおけるプロレタリアートの独裁の基本的諸任務……。6、政治の分野でこれらの任務を具体化すること（新規）。7、同じく民族、宗教、教育の分野で（新規）。……」と述べられ、「綱領として定式

化する代わりに、ときには暫定的に解説風に書いてある」とことわりつつ、案文を示している。民族問題については以下の通り。

「民族問題では、RKPの政策は、諸民族の平等——帝国主義のもとでは実現不可能である——のブルジョア民主主義的な宣言とは違って、ブルジョアジーを打倒するための革命闘争で、すべての民族のプロレタリアと勤労大衆をたゆみなく接近させ融合させていくことにある。ツァーリとブルジョアジーの大ロシア帝国主義の時代から受け継がれた大ロシア人に対する不信の念は、かつてロシア帝国に加わっていた諸民族の勤労大衆の間で、急速に消滅しつつあり、ソヴェト・ロシアを知ったことに影響されて消滅しつつあるが、しかしそれは必ずしもすべての民族の間で、また勤労大衆のすべての層の間で完全に消滅したわけではない。だから、民族感情に対しては特別に慎重にふるまい、最新の心遣いをもって諸民族の平等と分離の自由を実際に実現し、こうしてこの不信の根拠を取り去り、すべての民族の諸ソヴェト共和国の極めて緊密な、自由意志に基づくソユーズを勝ち取ることが必要である。中世のおよびブルジョア的な抑圧に対する闘争でそれぞれの民族の労働者と農民の自主的な組織化と啓蒙を助成することによって、さらに、これまで抑圧されあるいは不平等下におかれた諸民族言語や文学の発展を助成することによって、遅れた弱

1 『多民族国家ソ連の興亡』三部作 塩川伸明 岩波書店 2004/7

2 菊地昌典編『ロシア革命』筑摩書房に収録。よく似たタイトルの菊地編『ロシア革命論』田畑書店とは別物

3 参考のために、レーニン全集第2版、第3版の巻末註にあげてあるという、左翼共産主義者の主要メンバーを記しておく。ブハーリン、オシンスキー、V・スミルノフ、コロンタイ、プレオブラジェンスキー、ピヤタコフ、ラデック、ベラ・クン、それにイネッサ・アルマンド、さらに後にスターリニストになったクイブィシエフ、ヤロスラフスキー、S・コシオールなど。

い諸民族に対する援助を強化することが必要である」。

より定式化したと思える「RKP（ポリシェビキ）綱領草案」では、各部が記述され、「民族関係の分野での綱領の条項」は、以下のようにになっている。

「民族問題では、国家権力を獲得したプロレタリアートの政策は、諸民族の平等——帝国主義のもとでは実現不可能である——のブルジョア民主主義的な形式的宣言とは違って、ブルジョアジーを打倒するための革命闘争ですべての民族の労働者と農民の接近と融合をたゆみなく現実に実現していくことにある。この目的を実現するためには、植民地その他の被抑圧あるいは被差別〔直訳は『完全な権利のない地位の』〕諸民族を完全に解放することが必要であり、そして、資本主義から受け継がれた抑圧諸民族の労働者に対する様々な民族の勤労大衆の不信の念や、被抑圧諸民族の労働者の憤怒を完全に消滅させ、これに代えて意識的で自由意志に基づくソユーズを確立するための保障として、彼らに分離の自由を与えなければならない。資本主義のもとで抑圧民族であった諸民族の労働者にとっては、被抑圧諸民族の民族感情に対して特別に慎重な態度をとることが必要であり（例えば、大口シヤ人、ウクライナ人、ポーランド人がユダヤ人に対し、タタール人がバシキール人に対して、等々）、資本主義の時代から受け継がれた不信と疎隔のすべての痕跡を取り除くために、以前には抑圧されていた諸民族の勤労大衆の現実の同権を助成するだけでなく、彼らの言語や文学の発展を助成することが必要である」。

また、「民族問題についての綱領の条項の

最終草案への挿入」は、次のような一文であった。

「だれが分離についての諸民族の意志の担い手かという問題では、RKPは、歴史的・階級的な見地に立って、その民族がその歴史的発展のどういう段階にあるかを、すなわち、中世的制度からブルジョア民主主義への途上にあるか、それともブルジョア民主主義からソヴェト民主主義、すなわちプロレタリア民主主義への途上にあるか、等々を、考慮に入れる」。このような挿入分が必要だったことは、依然として「民族の意志の担い手」について疑問が多かったことを示していよう。

なお、03年綱領の第7条（市民同権）にあたる内容は、いずれにも見当たらない（後述するが、憲法において成文化されていた）。また、「国民教育（ナロードヌイ・プロスヴェシシェーニエ）」に関しても、「母語による授業」は、「追加草案」に初めて出てくる。

1919年3月18～23日、第8回党大会が開催された。「この党大会は、17年革命のなかから形成されつつある党と国家が一体化した新しい秩序を整備し、はじめて体系的に成文化する機会となったという点で、ソヴェト史上重要な位置を占めている」¹。しかも、採択された綱領は、1961年まで変更されることがなかった。

レーニンによる党綱領についての報告を読むと、レーニンとブハーリンの間には分担があり、ブハーリンが先に報告している。ブハーリン報告を詳しく紹介した史料は入手できていないので、いくつかの著作から拾ってみた（民族問題に限る）。

「ブハーリンは……民族自決かすべての民

¹ 「内戦と干渉戦のなかで」 石井規衛 『ロシア史3』所収

族のプロレタリアの連合（ユニオン〔多分ソユーズ〕）かを、二者択一の問題として提起して、前者をプロレタリア独裁に両立しえないものとして排撃した¹。「ブハーリンは、どちらかといえば悪意をもって第3回全ロシア・ソヴェト大会でのスターリンの報告〔後述〕の典拠を引用しながら、ふたたび『すべての民族の労働者階級の自決』を要求した²。「ブハーリンはレーニンの方式ではあらゆる階級、プロレタリアートだけではなくブルジョアにも権利を与えることになり、また『支配階級を含むいわゆる“全市民”の住民投票によって一般に表される偽りの“国民の意志”なるもの』をポリシェビキが認めざるをえなくなるとして反対した³。

ただ、ブハーリンは、「プロレタリアートがまだ階級として成立していない」民族の自決権は認めている。彼は次のように述べた。

「もしわれわれが、植民地の、ホッテントット、ブッシュマン〔以上ママ〕、黒人、インド人らの『民族自決の権利』というスローガンを宣言するのであれば、われわれはこれによって何も失うことはない。反対に、われわれは勝利を得るのである。なぜなら、民族の複合体は全体として外国の帝国主義に害を与え、その闘争は帝国主義体制に対する共同の闘争システムに加わることになるからである」（『ソ連邦 民族・言語問題の全史』からの孫引き）。

レーニン報告におけるブハーリン批判は、以下のものであった。「民族の自決を削除して、勤労者の自決をもちだすことは、まったく間違っている。なぜなら、そういう問題の立て方は、各民族の内部の分化〔デフェレンツィアーツィヤ〕が、どのような困難を伴いながら、またどういう曲がりくねった道を通りながら進んでいるかを、考慮していないからである」。レーニンはドイツを例にあげ、「先進資本主義国の模範」でありながら、プロレタリアートはブルジョアジーから分化していない、と述べた。

また、「プロレタリアートとブルジョアジーとの分離〔ラズメジェヴァーニエ〕は、国が違えば特有の道をたどって進んでいる。この道では、我々はきわめて慎重に行動しなければならない。ある民族に対する不信ほど有害なものはないのであり、個々の民族に対しては特に慎重であるべきである」と述べ、フィンランドやポーランドを例にあげ、「共産主義の名に隠された大口シヤ人排外主義」と非難されないことが大切だと説明している。さらに、ブハーリンが口にした植民地諸民族はロシアにいないが、ロシアには、バシキール人、キルギス人等々がいると指摘した。

レーニンによれば、「どの民族も自決権を獲得しなければならない。そして、そのことが勤労者の自決を促進するのであり、「ロシアを除いては、〔勤労者の〕自決はどこで

¹『ロシア共産党党内闘争史』 ダニエルズ 世界思潮社 1975

²『ポリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

³『ソ連邦 民族・言語問題の全史』 ナハイロ／スヴォボダナハ 明石書店 1992/12

も行われていない。そして他の国々におけるあらゆる発展段階を予想して、モスクワからはなにも指令しないことが必要」なのである。¹

「ピャタコフは、ふたたび『すべての反革命勢力を結集する』ブルジョアジーのスローガンだとして自決を非難した」²。ピャタコフの発言については、以下の叙述が最も詳しくあった。

「自決を主張するプロレタリアートをどう対処すべきかというやっかいな問題について、ピャタコフは次のように回答している。

『(分離の) 問題という(分離を試みる) 地域のプロレタリアートの利益だけではなく、発達した資本主義世界全体のプロレタリアートの利益にも相当影響を及ぼす問題を、その国(あるいは地域)の労働者階級だけで解決させることなど、国際的な党、プロレタリアートの党が決して許すわけにはいかない。一つ具体的な例を見せよう。ウクライナでは現在プロレタリアートの独裁を樹立するための闘争が行われており、ウクライナの運命がその労働者大衆だけではなく、ロシア、ラトヴィア、白ロシアやそのほかのソヴェト共和国の労働者大衆にも大いなる関心事であることは諸君もよく知っていることだ。……[ママ] プロレタリア農民のウクライナの存在形態が、ウクライナの労働者大衆のみによって、独自に決定されてよいものだろうか。もちろん答は否である!』ピャタコフはまた、

自決を表明する一方でソヴェト各共和国全体の経済的融合をおし進めることの矛盾を強調した。『われわれは経済的に融合し、唯一の行政機構、唯一の国民経済最高会議、唯一の鉄道行政、唯一の銀行などを創るのであるから、“自決”なるものには一文の価値すらない。これは場合によってはお遊びの外交ゲームにすぎないし、もしわれわれが真剣に考えるならば、ことによったらゲームより始末が悪いものである。……[ママ] プロレタリアートが勝利しているところでは、すぐに融合がなされねばならず、われわれは唯一の方針を貫くべきである』³。

結語でレーニンは、引用の後者に対して、「綱領では我々は現にあるものから出発しなければならぬということに、注意を払わなかった」と批判した。引用の前者に対しては、以下のように述べている。

「大口ロシア人を憎んできたフィンランドのブルジョアジーの間に、次のような声が上がっているということ、フィンランドの代表が私に話して聞かせた。『ドイツ人はもっとひどい野獣だった。協商国はもっとひどい野獣である。ボリシェビキの方がましだ』と。これこそ、我々が民族問題において、フィンランドのブルジョアジーに対して勝ち得た巨大な勝利である。……フィンランドを抑圧してきたツァーリズムの国に成立したソヴェト共和国は、民族の独立の権利を尊重すると、述べなければならなかった。我々は、短期間

¹ 「総論部分」に関しては、レーニンの次の言葉だけを引用しておく。「帝国主義と金融資本主義は、古い資本主義の上に立つ上部構造である。……古い資本主義を伴わない純一の帝国主義というようなものがあるという見地をとることは、希望を現実と取り違えることを意味する」。

² 『ボリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

³ 『ソ連邦 民族・言語問題の全史』 ナハイロ／スヴォボダナハ 明石書店 1992/12

存在していたフィンランドの赤色政府と条約を締結し、若干の領土上の譲歩をすることに同意したが、このことで私は、純排外主義的な異議を少なからず聞かされた。『あそこには良い漁場があるのに、君たちはそれをくれてやったのだ』と。……このフィンランドの例や、さらにバシキールの例は、民族問題では、是非とも経済的統一が必要だ、というふうに論じるわけにはいかないということを、示しているように思われる。もちろん、経済的統一は必要である！ しかし我々は、宣伝により、煽動により、自由意志に基づく同盟によって、この統一を勝ち取らなければならないのである。バシキール人は、大口シリア人に不信の念をいだいている。……これを法令によって取り除くわけにはいかないのだ。……他のすべての民族の憎悪を招いた大口シリア人のような民族は、特別に慎重でなければならない。……この大口シリア人的排外主義は我々の多くの者の心にひそんでおり、これに対して闘わなければならない」。

要するに、民族自決権論争は決着がついていない。にもかかわらず、「我々は綱領を確認することができた。しかも全員一致で」（レーニンによる閉会の辞）という。どうしたことなのか？ なお、次の点も記しておこう。「民族問題に関するレーニンのキッドの手袋をはめた〔注意深い、という意味——訳注〕政策は、リャザノフとオシンスキーのような異色ある人物を含む党多数派に歓迎された。この二人はいずれも、民族自決権は反帝国主義闘争のスローガンとして価値があると強調した」¹。

では、採択された新綱領はいかなるものであったか？ 情けないことに、未だに露文

テキストがゲットできていない。英訳文はあるが、レーニン全集と訳者が異なる（当然、訳語も違う）。邦訳文は、管見の限り、文庫『党綱領問題』『付録』と、『ポリシェビキ革命』（カー）の（民族関係条項のみ）にある。とりあえず、文庫に依拠して紹介する。

「一般政治的分野」には、次の条項がある。「4、ブルジョア民主主義は、数百年来、性、宗教、人種、民族〔英訳版ナショナリティ〕の別にかかわりなく人々〔英訳版パーソンズ〕は平等であると宣言してきた。しかし、資本主義は、どこでも、この同権を実際に実現する可能性をあたえなかったし、またその帝国主義段階にはいつてからは、人種的・民族的抑圧をはなはだしく激化させた。ソヴェト権力は、ほかならぬ勤労者〔英訳版トイラーズ〕の権力であるという理由で、世界ではじめて、徹底的に、あらゆる生活分野にわたってこの同権を実現し〔中略〕た。現在では、主として、以前の不平等や先入見の痕跡、とりわけプロレタリアートと農民のおくれた諸層のあいだにみられる痕跡を、徹底的に一掃するための思想・教育活動が、党の任務である。〔後略〕」。「同権を実現した」や「以前の不平等や先入見の痕跡」という表現には批判も可能であるが、ここでは控える。

「民族関係〔英訳版リレイションズ・オヴ・ナショナリティズ〕の分野で」の条項は、以下のようなものであった。

「9〔『一般政治的分野』の通し番号〕、民族問題〔英訳版ザ・ナショナリティ・クエスション〕では、RKPはつぎの命題を指針とする。

1) 基本となるのは、地主とブルジョアジー

¹『ロシア共産党党内闘争史』 ダニエルズ 世界思潮社 1975

を打倒するための共同の〔英訳版ジェネラル〕革命闘争のために、さまざまな民族〔英訳版ディファレント・ナショナルティズ〕のプロレタリアおよび半プロレタリアの相互接近をはかる政策である。

2) 被抑圧諸国〔英訳版カントリーズ〕の勤労大衆〔英訳版ワーキング・マスイズ〕が、この国々を抑圧してきた国家〔英訳版ステイツ〕のプロレタリアートにたいしていただいている不信の念を克服するためには、どういった民族グループのものであるかにかかわらずあらゆる特権を廃止すること、諸民族の完全な同権を実現すること、植民地や非同権民族〔英訳版ディペンデント・ネーションズ。¹は『非主権国』。しかし、原文資料を典拠として示しているナハイロ²は、『平等な権利をもたない民族』としていることから、本稿237頁第3パラグラフの〔内と同じか?〕にたいして国家的に分離する権利を承認することが、必要である。

3) またこの同じ目的のために、党は、完全な統一にいたるまでの過渡的な形態の一つ〔英訳版ア。ロシア語には冠詞がないので、邦訳は誤訳の可能性あり〕として、ソヴェト型にもとづいて組織された諸国家の連邦的結合〔フェデラティーヴノエ・オブエチネーニエ。この語句はレーニン報告に出てきた〕を提起する。

4) 〔この節は本章371頁左段第3パラグラ

フの挿入文と同じ〕

いずれにしても〔いずれの場合も、だろう。英訳版イン・エニィ・ケイス〕、抑圧民族であった民族のプロレタリア〔英訳版プロレタリアート。³も同じ〕は、被抑圧民族または非同権〔先に同じ〕民族の勤労大衆のもつ民族の遺物にたいして特別に慎重な態度をとり、特別の注意をはらうことが必要である。このような政策をとるばあいには、国際プロレタリアートの民族的にあい異なる諸要素が真に恒久的な、自発的な統一をおこなうための諸条件をつくりだすことができる。このことは、幾多の民族ソヴェト共和国がソヴェト・ロシアを中心として結合した経験がしめしているところである」。

「国民教育の分野で」には、「母語で授業し、……」という一項が入っている。

ダニエルズによれば、「各民族のプロレタリアートによってのみ行使されるべき権利としての自決権は、革命後多くのポリシェビキが、大部分のレーニン派をも含めて、明らかに傾いていた解決策であった」⁴という。なのになぜ「全員一致」だったのか？

カーは、「最初の二つの項目は、旧ロシア帝国の諸民族と、他の帝国主義的権力によって抑圧されていた諸民族とに適用される原理および政策の同一性を——ソヴェトの国内政策と対外政策とのあいだの環を——始めて打ち立てた」として(1)(2)を、「そのつぎに、

1 『ポリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

2 『ソ連邦 民族・言語問題の全史』 ナハイロ／スヴォボダナハ 明石書店 1992/12

3 『ポリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

4 『ロシア共産党党内闘争史』 ダニエルズ 世界思潮社 1975

やや唐突な推移によって、究極的な統一への踏石を試験的に提供する一条項が来ているとして(3)を紹介している¹。

また、ナハイロ²は、(2)を「明らかに旧ロシア帝国外に適用される」として、新綱領を「民族問題について [の] 折衷案」と断じている。確かに(2)は、植民地民族にのみ自決権を承認するブハーリンの主張に妥協したように読める。しかしながら、次の点も考慮しなければならない。

レーニンは、国家の型の3類型を強調した。ロシアは、ヨーロッパとアジアにまたがる国家であり、いわば類型2と類型3が共時的に存在していた。そして、ロシア革命により、中心部（あるいはヨーロッパ地域）においては、プロレタリア民主主義の時代に入った、とレーニンは認識している。(3)(4)および番号がないパラグラフは、それらを反映したものである。レーニンは、綱領で原則を確認すれば、個々の民族政策の中で種々の偏向は制御できると考えたのであろう。

8回党大会で忘れてはならないもう一つのこと、組織問題に関する決議に、以下のくだりが含まれていたことである。

「現在、ウクライナ、ラトヴィア、リトアニア、白ロシア [ベラルーシ] は別個の (アソビエ) ソヴェト共和国として存在している。したがって、今のところ国家形態に関する問題は解決されている。しかしこのことは、RKPも独立した共産党諸党の連合に基づいて組織されなければならないということの意味するものでは決してない。

RKP第8回大会は次のように決議する。口

シア社会主義連邦ソヴェト共和国全体のあらゆる党活動を指導する唯一の中央委員会をもつ、単一の中央集権化された共産党の存在は、絶対的に必要である。RKPおよびその指導当局のすべての決定は民族構成のいかんを問わず、党全体に対し無条件に拘束力をもつ。ウクライナ、ラトヴィア、リトアニアの共産主義者の中央委員会は、党地方委員会としての権利をもち、RKP・中央委員会に完全に従属するものとする」（『ソ連邦 民族・言語問題の全史』からの孫引き）。

「組織問題に関する報告者であったジノビエフ……は『連邦制と唯一の中央集権化された党が同時に存在する』という矛盾を長い間是認することはできないと考えたのである。そして、この二つの原則のうち、連邦の原則は党の中央集権主義に屈することになるだろうと予言した」³。

19年綱領は、「社会主義ソヴェト共和国」を基盤として、ブルジョア世界（文明）に対抗する新たな世界を提示・明文化したことに意義がある。民族問題に関しては、帝国主義論という新たな世界認識に基づく民族問題論のまとめに他ならない。そういうことで、19年綱領までを、この時期のレーニン民族問題論の対象とした（10月革命をもって区切るという方法もないではないが、レーニン民族問題論というテーマに即すれば、連

¹ 『ボリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

² 『ソ連邦 民族・言語問題の全史』 ナハイロ／スヴォボダナハ 明石書店 1992/12

³ 『ソ連邦 民族・言語問題の全史』 ナハイロ／スヴォボダナハ 明石書店 1992/12

続している)。¹

ブレオブラジェンスキーとの共著『共産主義のABC』（序言日付1919年10月15日。邦題『社会主義入門』）は、「ロシア××党（ボリシェビキ）の綱領の通俗的説明」という副題の通り、綱領を、その構成に沿って解説したものであるが、そのなかに、「民族問題と××主義」と題する一章がある。これが、そこそこに面白い。

「民族或は国民の下に、人は、共通なる言語によって団結し、且つ一定の領土に居住する人間の集団を理解する。これが民族の最も重要なそして又最も根本的な特徴である」。

「抑圧民族の労働者に対する被抑圧民族の労働者の一切の不信の念を、根抵 [ママ] から除き去るためには、単に完全なる民族的平等が宣言せられる許りでなく、生活において実現せられなければならぬ。此の平等は、言語、学校、宗教、等々の同権に表現せられなければならぬ。そしてそれ許りでなく、プロレタリアートは、完全なる民族自決を实

行すること、即ち、如何なる民族の労働者大衆にも、此の民族が他の民族と一緒に共同の国家の内に生活するか或はしないか、彼等が密接な自由意志による同盟国家（連邦）をつくるか、或は全たく分離するかの問題を決定するために完全な可能性を与えるべく準備しなければならぬ。では××××者は民族の分離に賛成することが出来るのか？ と読者は質問するであらう。然らば一切の××××者が実現せんと努力してゐる所の統一的なプロレタリアの世界国家はどうなるのだろうか？ 此処に矛盾が存在する様に思はれる。そこには何年 [ママ] 矛盾は存在しない、と我々は答へる。正に全世界の労働者の完全なる統一を急速に達成するために、一民族の他民族よりの一時的分離に賛成することが縷々 [る、しばしば] 必要になるのだ」。

ドイツとバイエルンで、バイエルンだけでソヴェト権力が成立した場合とその逆の場合、イギリスとアイルランドの双方にソヴェト権力が成立した場合、「ブルジョア政府を有する或る民族が、プロレタリア秩序を有す

¹ 1918年のブハーリン論文「ボリシェビキの綱領」（スターリン・ブハーリン著作集第8巻）は、以下のように書いていた。

「プロレタリアートの種々の部分のあひだに同胞としての信頼を存立させるために、[3字空白。わが党、か?]の綱領に、各民族の労働階級の完全なる分離権を宣言してゐる」。「ここでは民族（その中には労働者もブルジョアジーも含まれてゐるのだ）自決権が問題なのではなくて、労働階級の権利が問題なのだといふことである。それは、『民族』の所謂意志といふものは吾々にとっては毫も神聖なものではないといふことを意味してゐる。若し吾々にして民族の意志に問はふと欲するならば、この民族の立法議會を召集せねばならぬであらう。吾々にとっては、プロレタリア及び半プロレタリア大衆の意志が神聖なのだ。[中略]プロレタリアートの×× [革命、か?]のあひだ、万事を決するものは、（『全民衆』、『全民族』の）立法議會ではなくて、労役者のサヴェート（委員会）である。そして若しロシアのどこかの一角に、同時に二つの會議即ち当該民族の『立法議會』とサヴェートの會議とが召集されたならば、そしてその場合、『立法議會』は分離に賛成しプロレタリアの會議はこれに反対したとするならば、——そのときは吾々は、『[4字空白。立法議會、か?]' [7字空白。の決議を斥けて、か?]プロレタリアートの決議 [10字空白。を支持するであらう。、か?]而かもあらゆる手段を講じて、必要とあらば武器をもとつて」。

る民族から分離しようとし、その際分離を欲してゐる民族の労働者の大多数が分離に賛成してゐる」場合、などを検討し、次のように結論している。

「かくの如く×××者は、一国のプロレタリアートの他国のプロレタリアートからの分離に、——特にそれらの国々が経済的に相互に結びついてゐる時には——反対するにも拘はらず、而かも彼らは一時的な分離に同意を宣言することが出来るのである。それは恰も母親が、度々火をつかむことのない様に、子供をして一度火に触れさせる様なものである」。

そして、「誰が民族の意志を表現するか？」との新たな項をたてて、著者は言う。

「×××は、民族の自決より完全なる分離に至るまでの権利を認める。だが××党は、民族の意志は、該民族のブルジョアジーではなくて、労働大衆が表現するものであると信じてゐる。それ故により正しく言ふならば、我々は民族の自決権を認めるのではなくて、民族の労働大衆の権利を認めるのである」、と。

「若しも社会主義が世界中の最も進歩せる国々において実現されるならば、半未開の民族も亦最も容易に自由意志によって此の民族同盟に加入するであらうと我々は信ずるのである。〔中略〕植民地を××しようとする意志を有しない所のプロレタリアートは、彼等に必要な原料を商品交換の方法で植民地から手に入れ、又一方その住民には、その内部において住民自身の意志に従って生活を組織することを委かすことが出来る。かかる方法であらゆる種類の民族的抑圧および不平等を除去するために、××党は、民族自決の要求を掲げるのである。あらゆる国々のプロレタリアートは、ナショナリズムに最後の打撃

を与え、且つ連合的同盟に自由意志によって賛成するために、此の権利を利用するであらう。だが此の連合的結合が、一般的世界経済を建設するために充分でなく、且つ大多数の人々が経験によって此の欠陥を認識するならば、然る後統一的社会主義的世界共和国が建設されるであらう」。

またブハーリンは、1920年の『過渡期経済論』（ブハーリンは、ピヤタコフとの共著の予定であったと書いている）において、

「いわゆる『民族国家』は、すでに戦前期において、もっとも純粋な擬制であった。実際には、現実に存在していたのは、植民地政策の主体、すなわち、強固な核心と隷属した周辺とをもった複雑な体制としてある帝国主義国家と、さまざまなニュアンスや段階での隷属関係にあるこの植民地政策の客体とであった」、「したがって、資本の国家権力の解体に応じて、帝国主義体制の解体や植民地の離脱、『大強国』の細分、独立の『民族国家』の分離、もまた、不可避免的に始まらなくてはならない」と述べた。

レーニンは、「もっとも純粋な」を箱で囲み、「ニュアンス」に二重下線を引き、「独立の『民族国家』の分離」に下線を引いて、欄外に次のように書いている。「もっとも純粋な擬制ではなくて、不純な形態だ。『弁証法的唯物論』からの違背は、いくつかの具体的な段階を論理的に（物質的にではなく）とびこえてしまうところにある。著者は次の諸点を忘れた：①最大の帝国主義国家は、民族国家から成長してきた；②『民族』国家は、植民地においても、形成されている」。

〈10〉 ソヴェト政府による

二つの宣言と憲法

革命後の個別の民族政策の検討は次章に譲るが、原則を確立した二つの宣言と憲法について論じておく。

臨時政府が打倒された1917年10月25日深夜、というよりも26日未明、労兵代表ソヴェト第2回全口大会において、「労働者、兵士、農民諸君へ！」と題するアピールがルナチャルスキーによって読み上げられ、採択された（反対2、棄権12）。アピールは言う、「ソヴェト権力は世界のすべてのナロード〔邦訳『国民』〕に即時の民主主義的講和を提議し、また全戦線での即時休戦を提議するであろう。ソヴェト権力は、地主、皇室、修道院の土地を無償で農民委員会の処理に移すことを保障し、軍隊の完全な民主化を行って兵士の権利を守り、生産に対する労働者のコントロールを確立し、適当な時期に憲法制定会議を召集することを保障し、都市にはパンを、農村には生活必需品を供給するよう配慮し、ロシアに住むすべてのナーツィヤに真の自決権を保障するであろう」、と。¹

続いて26日夜、「平和についての布告」（全会一致）、「土地についての布告」（反対1、棄権8）が採択された。

「平和についての布告」は、まず、「民主主義的講和」（「平和」も「講和」もミール）を「無併合……、無賠償の即時の講和」とはっきりさせ、その講和を、「すべての交戦諸ナロード〔邦訳『国民』〕」に提起し、「すべての国とすべてのナーツィヤ〔邦訳

『民族』〕のナロード〔邦訳『人民』〕代表の全権をもつ会議がこのような講和のすべての条件を今後最終的に確認するまで、あらゆる断固たる行動をいささかの遅滞なく即刻とる用意のあることを表明」した。

布告の瞠目すべき点は、併合の定義を明確にしたことである。併合とは、「弱小ナロードノスチが同意あるいは希望を正確に、明白に、かつ自由意志に基づいて表明していないのに、強大な国家〔ステイト〕が弱小ナロードノスチを合併〔プリソエチネーニエ〕することである。その際、その強制的な合併がいつ行われたか、また、強制的に合併されている、あるいはある国家の境界内に強制的に引きとめられているナーツィヤが、どれだけ発展しているか遅れているかには、かかわりない。また、このナーツィヤがヨーロッパに住んでいるか、遠い海外諸国に住んでいるかにもかかわりない。もし何らかのナーツィヤがある国家の境界内に強制的に引きとめられているなら、もし、この民族が希望を表明している〔印刷物、集会、政党の決定、抑圧反対の蜂起などのどの形態であろうとも〕にもかかわらず……このナーツィヤに対して、合併する側のナーツィヤ、一般により強力なナーツィヤの軍隊が完全に撤退した上で、このナーツィヤの国家的存立の形態の問題をいささかの強制なしに自由な投票によって解決する権利がこのナーツィヤに与えられていないなら、そういう合併は併合であり、すなわち略奪であり暴行である」。²

布告は、講和条件が最後通牒的なものでは

¹ 憲法制定会議の「会議」はソブラーニエで「（組織の機関としての）会議」であり、これに対しソヴェトは「（合議機関の名称）会議、評議会」。

² 日本政府の場合、韓国「併合」を公然と宣言し、しかも「併合」は、「廃滅」を緩和する用語だったというのだから、驚きである。

ないことを強調するとともに、秘密外交の廃止と秘密条約の公表とを約束した。そして、休戦と講和の呼びかけを、「すべての交戦国の政府とナロードに……、特に、人類の最も先進的な三つのナーツィヤ、……イギリス、フランス、ドイツの自覚した労働者」に対して行った。各国の政府とナロードを区別し、双方に呼びかけている。政府も加えたことについてレーニンは、「諸国の政府を無視することはできない。なぜなら、無視すれば、講和を結ぶ可能性が先に延ばされるからである。[しかし] ……どこでも、政府とナロード [邦訳『人民』] は意見が食い違っている。だから我々は、ナロードが戦争と平和の問題に介入するのを助けなければならない」と説明した。

27日未明、カーメネフの提案によって、新政府の構成が決定された。決定は次のように述べている。「憲法制定会議が召集されるまで、国 [カントリー] を統治するために、臨時労農政府を創設し、これを人民委員会議 [ソヴェト・ナロードヌィフ・コミサーロフ] と呼ぶ。国家 [ステイト] 生活の個々の部門の管掌は諸委員会 [コミーシヤ] に委任される。これらの委員会の構成員は、男女の労働者、水兵、兵士、農民、職員の大衆組織と緊密に結合して、本大会の宣言したプログラムの実施を保障しなければならない。政府権力は、これらの委員会の長 [プレトセダーテリ。英語のチェアパーソン] の合議機関 [コレギヤ]、すなわち人民委員会議に属する。各人民委員 [ナロードヌィ・コミサール] の活動に対するコントローリ [邦訳は珍

しく『監督』] と彼らを選出する権利とは、労働者・農民・兵士代表ソヴェト全ロシア大会とその中央執行委員会 [コミテート] に帰属する」。

そのあとに、大会で選出された人民委員会議の構成員の名前が続く。「会議議長 [プレトセダーテリ・ソヴェータ] ——ウラヂーミル・ウリヤーノフ (レーニン)、内務人民委員 ——A・ルイコフ」のあとは、「業務名 —— 名前」だけで「人民委員」が省略されている。しかし、スターリンだけが、「プレトセダーテリ・ポ・チェラーム・ナツィオナーリノステイ [英訳版チェアマン・フォー・ナショナルティズ・アフエアズ。『民族業務の長』といったところか] —— 名前」になっている (意味するところは不明)。¹

「2月革命後のロシアでは、フランス語に由来するコミサール (特定の業務を委任されたもの、受任者) が多かった。臨時政府は帝制時代の知事を解任し、その代りを任命したとき、フランス革命の故事にならい、県コミサールの名を選んだ。これがきっかけで、まだ新しい官職の名が決まっていなかったポストについて、いろいろなコミサールが生まれた」 (同上)。ここでは、適訳かどうかを無視し、定着している「人民委員会議」 (略称ソヴナルコムあるいはSNK=エセンカ)、「人民委員」、「人民委員部 (ナロードヌィ・コミサリアート)」を使用する。

11月2日、政府は、「ロシアの諸ナロードの権利宣言」を発表した。邦訳全文は、リード『世界をゆるがした10日間』および岩波文

¹ コミーシヤは「委員会 (特定の業務、とくに議題の事前の準備と検討、監督、検査の実施を委託された合議制機関)」、コミテートは「委員会 (合議制の執行機関、行政機関)」 (『ロシアの20世紀』 稲子恒夫 東洋書店 2007/4)。

庫『人権宣言集』に収録されている（「スターリン起草」とされているにもかかわらず、スターリン全集には収録されていない）。

『10日間』はナロードをナツィヤ系の語と区別して「人民」と訳しており、『人権宣言集』はすべて「民族」（後者の訳語が一般的）。

宣言は、10月革命後、農民、兵士と水兵、労働者は解放されつつあり、「ロシアの諸ナロードだけが残っている」として、解放を呼びかけることで始まっている。互いに敵対し合うよう組織的に煽動されたツァーリズム時代の政策は、「ロシアの諸ナロードの自発的で真摯な同盟の政策に取り換えなければならない」。「民族的敵意の増大と相互信頼の阻害」をもたらす、「虚偽と不信、あらさがしと挑発」という2月革命後の政府の政策は、「ロシアの諸ナロードの完全な相互信頼をもたらす公明で正大な政策に取り換えなければならない。このような信頼があって初めて、ロシアの諸ナロードの構成で堅固な同盟を組織することができる。このような同盟があって初めて、ロシアの諸ナロードの労働者と農民は、帝国主義的・併合主義的なブルジョアジーのあらゆる攻撃に対抗できる一つの革命的な力に結合できる」。

そして、第1回、第2回のソヴェト大会の意思を執行するために、人民委員会議は、ロシアの諸ナツィオナーリノスチ問題〔ヴォプロース〕に関する活動の基礎として、次の諸原則を決定した。

①ロシアの諸ナロードの平等と主権〔スヴェレーンノスチ〕。②分離と独立国家の形成を含むロシアの諸ナロードの自由な自決権。③ありとあらゆる民族的、および民族宗教的特権と制限の廃止。④ロシアの領土に住む少

数民族と民族誌学的〔エトノグラフィーチェスキイ〕諸グループの自由な発展。このために必要とされる具体的な布告は、ナツィオナーリノスチ問題〔チェラーム〕委員会〔コミーシヤ〕が組織された後、直ちに作成されるであろう」。

宣言には、「ロシア共和国を代表して」として、スターリンとレーニンの署名がなされていた。スターリンの役職名は、普通に、「民族〔ナツィオナーリノスチ〕問題人民委員」となっている。

「民族を表す言葉としてナツィヤではなくナロードが使われたのは、西欧流の民族の概念を退けて、大民族だけでなく小民族もその視野に入っていることを表そうとしたからであろう」（フクタ。これまでフクタとしてきたが、間違いだったので訂正しておく）というのは、ロシアの事情を考えれば当然である。既述したように、諸ナロードは、ナツィヤからナロードノスチまでを含む包括的用語であった。では、少数民族や民族誌学的グループも含まれると——つまり、主権や自決権があたえられると——解してよいのだろうか？ どうもそう単純ではないようなのだ。

「この宣言は、『少数民族』ということだが、一般大衆の間に広く知られる大きなきっかけになったと思われる……。1931年に出版された『ソヴェト小百科事典』によると、『少数民族（ナツメン）』とは、『自らの民族共和国（連邦および自治共和国）の外に住んでいる民族、またはソ連領内にそのような共和国を持っていない民族。〔ソ連領内に〕領域を持たない少数民族には、例えばユダヤ人、ポーランド人、フィン人、エストニア人、ラトヴィア人などが該当する。自らの領土の外にいる少数民族には、例えば、タター

ル共和国の外にいるタタール人、ウクライナソヴェト社会主義共和国の外にいるウクライナ人がそれに属する。……』とある……。……要するに『少数民族』とは、『ロシア諸民族の権利宣言』の①と②の2つの原則に基づいて新生ロシア国家のなかに非ロシア民族の『国家』が多数つくられることを前提に、そうした自らの『国家』をつくれぬ諸民族および自らの『国家』形成後もその『国家』の外の住むことになる人々に対して『平等』と『主権』および『自由な発展』を保障するために、そうした人々を指すことばとして改めて設けられた概念だったのである¹。

「いままで見た『少数民族』のなかに内容的には含まれながらも、他の『少数民族』とは異なるカテゴリーで分類され、特有の扱いを受けるようになった人々がいた。それは現在の日本では『北方少数民族』〔北方ナロードノスチ。ヤクートなど〕と呼ばれる人々である。これらの人々は、帝政期にはカフカースや中央アジアの諸民族など他の辺境の民やユダヤ人とともに『異族人（イノローデツ）』と呼ばれ、他の住民とは異なる管理の対象となっていた」（同上）。

また、「民族誌学的グループ」とは、「（白海・バレンツ海沿岸に住むロシア系住民であるポモールのように）ある民族や民族集団のなかにサブ・グループとして含まれていながらも、言語、文化、習慣などの面でその民族内の他の集団から区別される特徴を有している集団のことであり、こうした特徴は、その集団がかつてのある時期に現在の民族に合流、融合したものの、そのあとも居住地域や社会経済的条件の相違などにより保たれるものを示すとされる（『ソヴェト大百科事

典』1959年）」（同上）。

「帝政期に非ロシア人の一部にあてられていた『異族人』ということば〔身分法上の規定〕が、20世紀初めから非ロシア人一般を指すものとして急速に広まったという状況があり……。この広い意味での『異族人』に取って代わるかたちで『少数民族』が生まれたと受け止められた」（同上）、「当局による公的な定義とは別に、『少数民族』が実質上、『非ロシア人』一般を指すことばとして受け入れられ」（同）たのである。

「少数民族」の使用は、社会主義運動が先駆的であったように思える。ブリュン綱領（本稿38頁左段第3パラグラフ。そこでは相田訳「民族的少数派」のままであるが、原語不明。ミンダーハイテンか？）ですでに用いられている。これに対し、一般に用いられるようになるのは、以下のような事情によるらしい。

「『マイノリティ』の問題は、第1次世界大戦後のヨーロッパにおいて、……各ネーション（民族）が単独で多数を占めるようなかたちで国境線を引き直したことに由来する」（同上）。すなわち、「国境にまたがる民族」が「少数民族」なのである。その典型が、ドイツ国外のドイツ人（これがいかに重大な結果をもたらしたかは、後のズデーテン問題等が示している）。

「ロシアの諸ナロードの権利宣言」は、あくまで原則の宣言にすぎない。この原則に基づいて、民族政策を具体化し、法令化する場合には、諸ナロードをいかにカテゴリー化するかという困難があった（ただし、上で見た諸定義は、いわゆるスターリン時代以降のものであることに留意する必要がある

¹『マイノリティとは何か』 岩間暁子／ユ・ヒョジョン編 ミネルヴァ書房 2007/5

う)。¹

1918年1月の労兵ソヴェト第3回全口大会（12日）および労兵農ソヴェト大会（18日）で採択された「勤労被搾取ナロード [一般に『人民』と訳されているが、英訳版も集合名詞のピープルで、これは妥当] の権利宣言」（『人権宣言集』に収録）は、国家制度の原則を打ち出した。レーニン全集および文庫『帝国主義と民族・植民地問題』に収録されているテキストは、憲法制定会議に提出されたもので（審議拒否）、ソヴェト大会で採択されたものとは若干異なる。すなわち、「憲法制定会議」が「第3回全口労兵農ソヴ

ェト大会」あるいは「第3回ソヴェト大会」に書き換えられ、IVの第1および第3パラグラフが削除されている。本稿のテーマに係る条項を紹介しておく。

「I ……2、ソヴェト・ロシア共和国は、自由な諸民族の自由な同盟 [ソユーズ] の基礎の上に、各ソヴェト民族共和国の連邦 [フェデラーツィア] として設立される」。

「III ……2、同じ目的 [帝国主義の毒牙から人類を救い出すこと] で、第3回ソヴェト大会は、アジア、一般に植民地および小国において、数億の勤労者を奴隷にして、選ばれた少数の民族の搾取者の幸福を築いてきたブルジョア文明の野蛮な政策と完全に絶縁す

1 「ナショナル・マイノリティの保護を目的として締結された、いわゆるザ・マイノリティ・トリートメントの解説を行った1921年の文献では、この条約を『少数民族保護条約』と訳す一方、ナショナル・マイノリティに対して『少数民族』という訳語をあてている……。その後の論文においても、ナショナル・マイノリティに相当する集団に『少数民族』という訳語があてられており……。ナショナル・マイノリティを『少数民族』と訳す用法が定着していったことが確認できる」（『マイノリティとは何か』 岩間暁子／ユ・ヒョジョン）。

最近、「民族的少数者」という訳語も現れているが、これは、1992年に国連総会で採択された、「ナショナルまたはエスニック、宗教的および言語的マイノリティに属する者の権利に関する宣言」（マイノリティ宣言）を契機とするものであろう。この「マイノリティ」は、「少数者」と訳す以外にない。それでも、『マイノリティとは何か』の著者たちは、「ナショナル・マイノリティ」を「民族的少数者」と訳すべきではないと言う。定着してきた「少数民族」とは別の概念と理解される可能性が高く、「少数民族」に付与されている負のイメージを固定化することになるから。

ところで、「マイノリティ権利宣言」には、「日本政府は公定訳を示していない」（同上）という。1966年の国連総会で採択され、1978年に日本も批准した、いわゆる「自由権規約」第27条にある「エスニック、宗教的または言語的マイノリティズ」というフレーズに対する日本政府の公定訳は、「種族的、宗教的又は言語的少数民族」らしい。これは、日本語としておかしいし、宗教的あるいは言語的マイノリティは対象外になってしまう（「種族」については、先に述べた「部族」と同様の問題がある）。だが、これにはカラクリあるのではないか。

「インディジーニヤス・ピープルズ」を、日本政府は「原住民」あるいは「先住民」と訳している。「先住民」ではないのだ。このことと、上記のことを考え合わせれば、日本政府官僚の意図が見えてくる。日本には「少数民族」や「先住民」は存在しない、ということを暗に主張しているのである。

日本共産党は、この官僚の論理に取り込まれている。前の綱領では、「アイヌ系住民」に言及していたが、2004年の新綱領では、民族関係条項を完全に排除してしまった。あげく、千島列島全体を「日本の歴史的領土」と明記する始末である。

ることを、あくまで主張する。第3回ソヴェト大会は、フィンランドの完全な独立を宣言し、ペルシアからの軍隊の撤退を開始し、アルメニアの自決の自由を宣言した人民委員会議の政策を歓迎する」。

「IV ……第3回ソヴェト大会は、ロシアのすべての民族の勤労階級の真に自由で自発的な、従って、より緊密で強固な同盟をつくることに努め、ロシアの諸ソヴェト共和国の連邦の根本原則を定めるにとどまって、どのような基礎に基づいて連邦政府とその他の連邦的なソヴェト機関 [ソヴェートスキエ・ウチレジヂェーニヤ] に参加するのを望むかを、各民族の労働者と農民に、自分自身の全権をもったソヴェト大会で自主的に決定することを委ねる」。

この宣言の決定的意味は、ロシアの政体を「ソヴェト共和国」と宣言したことにある（そのためには、憲法制定会議を解散しなければならなかった）。それは、ブルジョア世界（文明）に真っ向から対抗する政治思想を、初めて現実の国家制度として定立したことになる。また、講和交渉におけるポリシェビキの正統性を保障するものにもなった。

しかし第一に、国家権力に対抗するものとして形成されたソヴェトが、国家の編成原理へと転換されたこと、第二に、農民ソヴェトが労兵ソヴェトに合流する形で、農民の利害の表出が制約されるようになったこと（「勤労被搾取ナロード」は抽象でしかない）、第三に、農村に至るまでの諸ソヴェトが、行政区画単位となってしまうこと、などの重大な問題を孕んでもいた（本稿第一章参照 未公開）。

「これ [宣言] は正規の国家文書で『連

邦』としての『同盟』という表現がとられた最初の例である」¹。しかし、そもそも「ロシア共和国」の地理的範囲が不確定だったし、「同盟」と「連邦」の関係も明確ではない。「第3回ソヴェト大会は、民族問題に関する決定 [ソヴェト政府の民族政策の承認] で、諸民族 [原本はナロードノスチ] を暴力によって引き留めていたロシア帝国を『諸ソヴェト共和国が連邦の原理で自由に結合する兄弟的同盟』に転化することを目標として掲げ、近く採択されるべき憲法において連邦制の内実が確定されるとした」（同）。この決定（1月15日）には、「ナロードの自決」と「ナロードノスチの勤労大衆の自決」という表現がある。なお、レーニンが書いたものは、スターリンの書いたものに比べて、ナーツィヤ以外の使用が少ないように思う。

『ブラウダ』報道によれば、第3回ソヴェト大会で民族問題の報告に立ったスターリンは、「ロシアを特にわきたたせている問題の一つは、民族問題である。この問題の重大性は、大口ロシア人がロシアの人口の絶対多数を占めていないで、辺境 [オクライーナ] に住む『弱小』諸ナロードの環で包囲されている」という事実によって、ますます深刻なものになっている」と切り出した。

スターリンは続ける。「ソヴェト権力だけが、ロシアからの完全な分離に至るすべての民族の自決権を公然と宣言した。……それにもかかわらず一連の紛争が、人民委員会議と辺境との間におこった。けれども、これらの紛争は、民族的な性格を問題をめぐっておこったのではなく、他ならぬ権力の問題をめぐっておこったのである」。

そして、8回党大会でブハーリンが示した

¹ 『多民族国家ソ連の興亡』三部作 塩川伸明 岩波書店 2004/7

発言に至る。「こうしたことは、みな自決の原則がその民族のブルジョアジーの自決権としてではなく、その勤労大衆の自決権として解釈されねばならないことを示している。自決の原則は、社会主義のための闘争の手段でなければならないし、社会主義の原則に従属しなければならない」。

カーは、次のように書いている。「ソヴェト大会において……マルトフは、『ウクライナ、コーカサス、フィンランドなどでは』投票権は労働者にだけあたえられるべきだ……と主張されているのに、ブレスト・リトフスク交渉において、『ポーランド、クールランド、リトアニアなどでは』国民投票が要求されているのはなぜか、と尋ねた。プレオブラジェンスキーによってなされた解答は、『ウクライナやコーカサスなどでは、ブルジョア議会議主義の段階が終った』のに反し、あとにあげられた国々は、まだ『専制的な轡をかなぐり捨て』ておらず、『民主主義的な段階に到達して』いないからだというのであった。スターリンはこれにつけ加えていった。『ソヴェトがまだ実存せず、社会主義革命がまだないのに、西部地域にソヴェト権力を要求することは意味がないだろう』と¹。

スターリン全集には、「ロシア共和国の連邦的諸機関についての決議草案」が収録され

ている（反対24、棄権3で採択）。それは、
「1、ロシア社会主義ソヴェト共和国は、ロシアの諸ナロードの自由意志による同盟に基づいて、諸ナロードの各ソヴェト共和国の連邦として設立される。……5、固有の生活様式と民族的構成とによって区別される、個々の州のソヴェト共和国が連邦政府に参加する方法、ならびにロシア共和国の連邦および州の諸機関の活動範囲の区画は、州ソヴェト共和国が設立されれば、直ちに全ロシア中央執行委員会および、これら共和国の中央執行委員会のよって決定される」と述べている（国名で初めて「社会主義」を名乗った）。この決議を「憲法の一般的原則」（スターリン結語）として、憲法制定作業が進められた。²

4月1日、全口中執は憲法起草委員会を設置。「この委員会は、スヴェルドロフの提案によって全口中執の5名、ならびに内務人民委員部〔ラツィス〕、司法人民委員部〔レイスネル〕、民族問題人民委員部〔アバネーソフ〕、ヴェセンハ〔ブハーリン〕および軍事人民委員部〔スクリャンスキー〕からの各1名によって構成されることになった。全口中執からの憲法委員会のメンバーは、同〔全口中執〕委員会を構成する各会派の会員の比率に従い選出することになり、ポリシェビ

¹ 『ポリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

² この決議＝「ソヴェト・ロシア共和国憲法の基本規程」には、左翼エスエルの提案によって、第6条（内容不明）と第7条（次のソヴェト大会に、全口中執が憲法草案を提出すること）が加えられたという。

なお、1918年初めにレーニンが書いた「併合主義的単独講和の即時締結の問題についてのテーゼ」は、以下のように述べている。「ある一国で社会主義政府が勝利したのちは、……ひとえに、すでに始まっている社会主義革命の発展および強化のための最良の条件という見地から、問題を解決しなければならない」、「どのマルクス主義者も、マルクス主義と社会主義一般の原則と手を切らない限り、社会主義の利益が民族自決権の利益に優先することを否定することはできない」、と。

キ=3名 [スヴェルドロフ、スターリン、ポクロフスキー]、左翼エスエル=2名 [シレイデル、マゲロフスキー]、エスエル・マキシマリスト=決議権をもたないメンバー1名 [ベルドニコフ]、と確定した」(前出新美論文)。さらに、決議権をもたない委員として、ステクロフ(『イズベスチャ』編集局)とグルヴィチ(司法人民委員部)が加わる。議長はスヴェルドロフ。

「憲法の作成過程では、諸民族地域をどのように統合するかという問題と、より一般的に全国と地方の関係……をどのように構築するかという問題とが絡み合い、複雑な議論が展開された」¹。グルヴィチの『ソヴェト憲法史』によれば、「第一次的な権力の源泉たる意義を取得せざるをえないところの、末端の地方国家機関が真の主権者である」(2からの孫引き)というのが、地方ソヴェト問題に関する起草委員会の一致した見解だったらしい。

周知のようにレイスネルは、地域的諸州の連邦を否定し、諸コンミュン同盟等の統一体としてのソヴェト・ロシア共和国を構想したのだが、その論拠の一つが、「民族的原則(ナツィオナーリノエ・ナチャー口)は、近代自由主義的立憲主義国家の段階で、常に支配的であったが、ブルジョア民主主義が発展するにつれて、それは国家形成原理としては第二線に後退し、文化的なものとして再生した。このように、ブルジョア国家においてさえ、政治的意味ではその意義を失いつつある民族概念が、社会主義国家の構成の原則になり得ないことは当然である」(新美論文)というものであった。レイスネル構想は、「ア

ナルコサンジカリズム的」として斥けられる。

4月初め、『プラウダ』のインタビューに答えて、スターリンは以下のように述べている。

「ロシア連邦は……個々の独立した都市の同盟、あるいは……一般の諸州の同盟なのではなく、反対に、固有の生活様式ならびに民族的構成の点で特色のある、歴史的に区分された一定の地域の同盟である」。「[連邦の]主体となるのは、生活様式の特殊性と民族構成の特質と経済的地域としてのある最低の全一性を、そのうちに自然に組み合わせている一定の州だけである。それは、ポーランド、ウクライナ、フィンランド、クリミア、ザカフカス(ただし、ザカフカスがグルジア、アルメニア、アゼルバイジャン・タターリアその他のような、いくつかの一定の民族的地域の単位にわかれるという可能性がないわけではない)、トルケスタン、キルギス地方、タタール=バシキール地方、シベリアその他である」。

この発言は、ポーランドとフィンランドをあげていること、後に「共和国」と「自治共和国」とに区分される地域が並列されていること、民族地域原理からはずれるシベリアがあげられていること、などから、当時の流動的状况を反映している。

またスターリンは、「連邦に組織される州の権利の範囲」に言及し、「海陸の軍事、対外問題、鉄道、郵便電信、貨幣、通商条約、一般的な経済・財政・銀行政策、——こうしたことはみな中央人民委員会議の活動範囲となるはずである。その他一切の問題、まず第一

¹『多民族国家ソ連の興亡』三部作 塩川伸明 岩波書店 2004/7

²「ロシア革命における国家と法」藤田勇 江口朴郎編『ロシア革命の研究』所収 中央公論社 1968/11

に、一般法令の施行形態、学校、訴訟手続、行政などは州人民委員会議に移ることになる。訴訟手続でも、学校でも、義務的な『国家的』言語は、何もない！ 各州はその州の人口構成に適する一言語または諸言語を選び、その際、あらゆる社会的・政治的施設のなかで、少数者であろうと多数者であろうと、言語の完全な同権が守られるであろう」と述べた。

そしてスターリンは、「ツァーリの強制的な中央集権は、自由意志的な連邦制度に取って代わられたが、それは連邦制度がロシアのすべてのナーツィヤとプレーミヤ [いわゆる『部族』] の勤労大衆の、同じく自由意志的できょうだいの統合に、時とともに席を譲るためである。——ロシアの連邦制度は、……将来の社会主義的中央集権への過渡的役割を演ずる運命にある」と語り、インタビューを終えた。

また、論文『当面の任務の一つ』でスターリンは、以下のように述べている。「権力がそこで人民的なものになり、勤労大衆が社会主義的になるためには、これら辺境地方の勤労被搾取大衆を革命的発展の過程に引き入れる特別の手段が、とりわけ必要である。……しかしこのことは、これらの辺境の自治なしには、この自治を現地のソヴェトの土台の上に築くことだけである。……これらの地域の自治の性格と形態を決定するために、必要な材料と各種の資料を収集することが必要である。その諸ナロードの憲法制定ソヴェト大会と、ソヴェト諸機関とを召集するための委員会を創設する必要がある。そして、この大会はこれらの自治地方の地理的境界をつけるべきである。……民族的選挙区分 [クーリヤ] による分割は、……諸ナツィオナーリノスチ

の勤労大衆の間の隔壁を固め、遅れたナロードの光明と文化への道を閉ざすものである。憲法制定大会選挙の基礎となり、また自治の根底とならねばならぬのは、諸ナツィオナーリノスチの民主主義的勤労大衆を、……それぞれのソヴェト組織のまわりに、結集することではなければならない」。

スターリンは、レーニンの表現を忠実になぞっているように見えるが、スターリンの「自治」はレーニンの「自主管理」に近い。つまり、中央集権的性格が強いということである。

4月12日、スターリンは、憲法起草委員会に自らのテーゼを提出した。その特徴は、憲法草案が、「ブルジョア体制から社会主義体制への過渡期を予定したものでなくてはならない」とした点にある。すなわち、「プロレタリアートと貧農の独裁の問題、この独裁の表現としての権力の組織化の問題」を明確にしなければならないのであった。スヴェルドロフがまず指摘し、スターリンが強調したこの観点こそ、レイスネル構想への決定的批判なのである。

4月19日、スターリンは憲法の総則案を提出した。第1条で「ロシア共和国は……ロシアの全勤労者の自由な社会主義社会である」とし（過渡期は社会主義社会に含まれるという認識！）、第2条で特有な生活様式および民族構成を特徴とする州の問題、第3条で連邦制の問題を扱い、第4条で「現在の過渡期を考慮した国の政治生活の仕組の基本的な任務は、強力な全ロシア的政治権力という形で……都市および農村のプロレタリア独裁を確立することである」としたものである。スターリン案は、賛成5、反対3で採択された。

しかし、「4月19日に……スターリン案が

採択されてから、4月25日に発表される間に、この〔憲法起草〕委員会において、どのような手続で、実際に誰の手によって作業がおこなわれたかは定かではない」（新美論文）が、『イズベスチャ』に発表された草案は、スターリン案を修正したものであった。語句の修正を除けば、スターリン案の第4条が第1条になり、以下、順にずれている。これらは、基本的に憲法にとりいれられた。

4月30日、トルケスタン自治共和国が樹立された。「これが、事実上、『ロシア共和国の連邦機関について』の決議の規準——特別の生活様式と民族的構成とによって区別される個々の地方のソヴェト共和国——に照応する最初の連邦構成民族自治共和国であった」（同上）。

以後、草案起草作業は遅々として進まず、動き始めたのは、第5回全ソ・ソヴェト大会が迫った6月になってからである。また、6月下旬に開かれたポリシエビキ中央委員会会議は、「レーニンを責任者とする党憲法起草委員会を設置した」（同上）。中央委員会会議では、「『レーニンを含む数名の中央委員が、憲法制定についての問題を第5回全ロシア・ソヴェト大会に議題からはずすことを提案』した」（同）という。

「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法」は、7月の全ソ・ソヴェト大会（大会中に左翼エスエルの反乱）で採択された（細則の確定作業は大会中も続いていた）。¹

憲法（『人権宣言集』に抄録）の第1篇「勤労被搾取人民の権利宣言」（全4章、8カ条。以下の条数は通し番号）は、1月の宣言

を、語句と叙述の順序を若干変えたものであった。第2篇「ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国憲法の総則」（全1章、15カ条）で、共和国の原則を述べ、国民の権利などを規定している。本稿のテーマに関連する条項を紹介しておく。

「第11条 特有の生活様式と民族構成を特徴とする州の諸ソヴェトは、自治州同盟に統合されることができる。自治州同盟、および今後州的な統合体一般に組織されることのあるあらゆる地域は、州ソヴェト大会と、その執行機関によって代表される。

この自治州同盟は、連邦原理により、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国に加入する。」

「第20条 あらゆる民族の勤労者の連帯性から出発して、ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国は、ロシア国民〔グラージダン。『市民』とも〕のもつあらゆる政治的権利を、ロシア共和国の領域内に勤労的な仕事に従事するために住み、労働者階級あるいは他人の労働を利用しない農民に属している諸外国人〔イノストラーンツァ〕に与え、また面倒な手続きを一切ぬぎにして、このような外国人にロシアの国籍を与える権利を、地方ソヴェトに対し認める。」

「第21条 ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国は、政治的および宗教的な犯罪の理由で追及されているすべての外国人に、避難権を与える。」——第20条、第21条は、捕虜のオルグと関係すると思われる。4月に全ロシア戦争捕虜国際主義者大会が開かれていた。

¹ 国名を「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国」とする文献もあるが、1936年のいわゆるスターリン憲法成立に伴うと思われる変更後の国名との混同だろう（略称はともにRSFSR）。両者はまったく同じ単語の順序が違うだけで、違いの意味は不明。

「第22条 ロシア社会主義連邦ソヴェト共和国は、国民がどのような人種と民族に属しているかに関係なく、その人々に平等の権利を認め、人種と民族を理由に、何らかの特権あるいは特惠を設けること、ならびに、どのようなやり方であれ少数民族を抑圧したり、その人々の同権を制限したりすることは、共和国の基本法に違反することを宣言する。」

カーが言うごとく、採択された憲法は、それまでの憲法という観念・概念とは根本的に異なるものであった。それは、「プロレタリア独裁の表現」であり、「労働者の自由は、国家に対してではなく国家の行動を通じて主張されるべきであった。憲法の規定は、かかる行動を約束し保証することであった」¹。

19年綱領の「一般政治的分野」には、憲法についての記述が二度出てくる。「ソヴェト憲法は、資本の抑圧からの労働の解放と矛盾するような自由は、どんなものでも欺瞞であるという見地に立って、搾取者から政治的権利を剥奪することをためらわない。「わが国のソヴェト憲法は、この事情[革命を通じた指導的役割]を反映して、工業プロレタリアートに対して、より分散的な農村の小ブルジョア大衆に比べて、ある種の優位を与えている」。

当時のロシアは、政治的・軍事的、そして地理的に不確定であった。「18年の7月には、ソヴェトの数は約1万2000をかぞえた」²。そして、内戦・干渉戦争は激しさを増

しつつあったのである。

憲法を補完するものとして、10月に発布された「少数民族学校規程」には、母語による教育、少数民族学校は国立であることなどが明記されていた。

なお、11月の論文『10月変革と民族問題』でスターリンは、「『全権力を民族ブルジョアジーへ』というスローガンを掲げる、自決の原則の古いブルジョア的理解が、革命の過程そのものによって暴露され、投げ捨てられることになった。『全権力を被抑圧諸ナツィオナーリノスチの労働大衆へ』というスローガンを掲げる、自決の原則の社会主義的理解が全面的に承認され、適用の可能性を得ることになった」と述べている。ただ、この論文の強調点は、10月革命が、被抑圧諸ナロードと植民地の解放という地平を切り拓き、西洋と東洋の被抑圧諸ナロードの間に、橋をかけたという主張にあった。³

1919年は、切迫する内戦情勢によって、軍事的統合が進む。「4月23日、レーニンは次の命令を下した。『次の点は緊急、即時に必要である。(1)あらゆる“民族(ナツィオナルィ)”に向けて、軍事的統一(合同)についての中央委員会からの指令文書を作成すること。(2)一連の記事にするために、この文書を報道機関にも渡すこと。……』(レーニンが用いたロシア語『ナツィオナルィ』[辞書にない]という表現のもつ保護者めいた意味合いは、英語のnationalsという単語では十分伝

1 『ボリシェビキ革命』 カー みすず書房 新装版1999/3

2 『ソ連邦史』1～4 ボッフア 大月書店 1979/11～1980/9

3 ザーパトとヴォストークは、国内の場合には「西方」と「東方」、国外の場合には「西洋」と「東洋」と訳すという慣例に従う。ちなみに、ウラジヴォストーク(ウラジオストック)は、「東方を征服せよ」の意。

えることはできない。たぶんこれともっとも近いのは北アメリカで用いられるethnicsという単語であろう。) 5月にレーニンとスターリンが署名した指令は、あらゆる軍事物資および鉄道輸送は厳格に中央集権化され、ロシア連邦共和国の完全な管理下におかれることを明記した。しかしこれらはすべて、『社会主義防衛戦争の続く間』に限った措置であるはずだった。「1919年6月1日、非ロシア諸共和国の代表との合同会議で全ロシア中央執行委員会が採択した軍事同盟に関する布告が、次のステップだった。『ソヴェト社会主義共和国すべての軍事同盟は、共通の敵からの攻撃に対する最初の回答となるはずである。したがって、ウクライナ、ラトヴィア、リトアニア、白ロシア、クリミアの労働者大衆の独立、自由、自決の承認という原則に完全にに基づきつつ、全ロシア中央執行委員会は以下の密接な合同を遂行することが必要であると見なす。(1)軍事組織および軍事的指揮権、(2)国民経済会議、(3)鉄道管理ならびに経営、(4)財政、(5)国民生活部門の指令を、単一の部局に集中させるため、ロシア、ウクライナ、ラトヴィア、リトアニア、白ロシア、クリミア各ソヴェト社会主義共和国の労働人民委員部。……』」¹。

【補】グロチウスを国際法の祖とし、ウェストファリア条約によって近世の国家間体系が形成された、というのが通説になっている。しかし、『イスラム事典』（平凡社）は、「ウェストファリア条約をもって国際社会の成立とみなして、カピチュレーションに示されるような国家間に働く自然の法の認識から国際法が意識されるようになったことを無視

するやり方」を批判している。カピチュレーションとは、「生命・財産の安全、治外法権……などの保証を在留外国人に特権的に認めることを定めた国際的条約」であるが、その起源は9世紀のアッバース朝に遡るといわれ、「12世紀以後、イタリア諸都市が西アジア・北アフリカ各地のイスラム諸王朝よりこの特権を得てから一般化した。……オスマン帝国が、……フランス（1536）、イギリス（1579）、オランダ（1613）にこの特権を認めると、カピチュレーションは、中東とヨーロッパとの間の地中海貿易を規定する基本的条約の性格を獲得した」（同）。ちなみに、社会契約の観念もイスラム政治思想が先行していたという。

¹ 『ソ連邦 民族・言語問題の全史』 ナハイロ／スヴォボダナハ 明石書店 1992/12